

会 議 録

令 和 6 年 第 3 回 定 例 会

会期：令和6年9月 2日
令和6年9月20日
(19日間)

小 海 町 議 会

第3回定例会会議録目次

議事日程等	2
第1日 招集日（上程、説明）	
開会	5
招集あいさつ・報告	7
議案第29号（契約）	12
議案第30号～35号（条例等）	13
議案第36号～38号（補正予算）	16
認定第1号～5号（決算）	17
請願・陳情等	19
第4日 議案質疑（委員会付託）	
議案第31号～35号（条例）	20
議案第36号～38号（補正予算）	22
認定第1号～5号（決算）	39
第7日 一般質問	
第9番 小池 捨吉 議員	61
第3番 篠原 哲雄 議員	73
第2番 鷹野 文則 議員	88
第8番 品田 宗久 議員	92
第1番 黒澤 敦史 議員	105
第6番 的埜 美香子 議員	117
第7番 井出 幸実 議員	133
第5番 渡邊 晃子 議員	142
第19日 最終日（委員長報告、討論、採決、追加議案）	
開会・報告	161
議員派遣の件	163
議案第31号～35号（条例）	163
議案第36号～38号（補正予算）	167
認定第1号～5号（決算）	169
陳情第5号～発議第5号	172
議案第39号（補正予算）	178
署名	180

令和 6 年 第 3 回 小海町議会定例会議事日程		
開会年月日時	令和6年9月 2日 午前10時00分	
閉会年月日時	令和6年9月20日 午後 3時53分	
開会の場所	小海町議会議場	
議件番号	付 議 件 名	審議結果
	開会宣言	
	会議録署名議員の指名 第3番議員、第4番議員	
	会期の決定 (1) 会期 自 令和6年9月2日 至 令和6年9月20日 19日間	
	町長招集あいさつ	
	諸般の報告 (1) 議長の報告 (2) その他の議員の報告	
	行政報告 (1) 町長の報告 (2) その他の報告	
議案第29号	建設工事請負契約の締結について	原案可決
議案第30号	長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	原案可決
議案第31号	特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第32号	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第33号	小海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第34号	小海町医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第35号	小海町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第36号	令和6年度小海町一般会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第37号	令和6年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決

議案第 38 号	令和 6 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
認定第 1 号	令和 5 年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第 2 号	令和 5 年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第 3 号	令和 5 年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第 4 号	令和 5 年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認定第 5 号	令和 5 年度小海町簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
陳情第 5 号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情	継続審査
陳情第 6 号	政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書	採 択
陳情第 7 号	刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める陳情書	採 択

《追加議案》

発議第 4 号	政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書	原案可決
発議第 5 号	刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書	原案可決
議案第 39 号	令和 6 年度小海町一般会計補正予算（第 3 号）について	原案可決

会議の顚末	令和6年9月 2日 午前10時00分に始め
	令和6年9月20日 午後 3時53分に終る

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職、氏名	町 長 黒澤 弘	会計管理者 井出直人
	子育て支援課長 小池 司	
	教 育 長 黒澤五雄	
	総 務 課 長 吉澤君雄	
	町 民 課 長 井出知之	やすらぎ園所長 井出重信
	産業建設課長 宮澤賢司	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 小平弘恵	
	書 記 中嶋晴基	

会議開会日及び議員の出欠

議席番号	氏 名	9/2	9/5	9/10	9/11	9/12		9/13	9/18		9/20
						総産委	予決委		民文委	予決委	
第 1 番	黒澤 敦史	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○
第 2 番	鷹野 文則	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
第 3 番	篠原 哲雄	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
第 4 番	井出 和人	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○
第 5 番	渡邊 晃子	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
第 6 番	的埜美香子	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○
第 7 番	井出 幸実	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
第 8 番	品田 宗久	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○
第 9 番	小池 捨吉	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○
第10番	有坂 辰六	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第11番	篠原 伸男	×	×	×	×	×	×	×	—	×	×
第12番	欠 員										
計		10	10	10	10	6	10	10	5	10	10
地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員		第 3 番 篠原哲雄 議員									
		第 4 番 井出和人 議員									

令和 6 年 第 3 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 1 日」	
* 開会年月日時	令和 6 年 9 月 2 日 午前 10 時 00 分
* 閉会年月日時	令和 6 年 9 月 2 日 午後 3 時 55 分
* 開会の場所	小 海 町 議 会 議 場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	皆さんおはようございます。令和 6 年第 3 回小海町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。 今回の定例会は町議会にとって特別の意味を持つ定例会であります。今年は議会において議会改革を行っており、3 月の定例会では、タブレットの議場への持ち込みを試験的に許可いたしました。そして今回の定例会より議場内に映像システムが導入され、議会の見える化にも取り組んでまいりました。前回の第 2 回定例会冒頭の挨拶でも触れましたが、平成 14 年の 11 月に竣工されました役場新庁舎ですが、今回はそれ以来の大規模な議場の改修であり、町の議会が大きく変わろうとしています。今回は試験的に行われますが、12 月定例会よりタブレットの持ち込みや Y o u T u b e での配信など、議会の I C T 化推進に沿い、本格的に運用される見込みであります。今はタブレットの扱いに議員の皆さんもご苦勞をいただいているところですが、これですね幾度となく勉強会などを開いてタブレットに慣れるシーンで親しんでいただきますようお願いを致すところであります。 タブレットの使用基準など、総務課との調整や議会会議規則の変更などの課題も残っていますが、来年春の議会議員選挙が行われると、あと 5 月から議会より義務として運用される運びであります。これらの課題に取り組んでいただいた議員の皆さんや、黒澤町長を初め行政側の皆さんのご理解をいただきましたことに対し、私の立場としてこの場ではありますが、感謝御礼を申し上げる次第であります。 なお、11 番篠原伸男議員は、療養のため今定例会を欠席するとの連絡がありましたので、今日これを許可しました。

	定足数に達しておりますのでただいまから令和 6 年第 3 回小海町議会定例会を開会いたします。なお、議会の I C T 化やペーパーレス推進の目的から議場へのタブレットの持ち込みを許可します。 これから本日の会議を開きます。なお、暑いようでしたら上着を脱いでいただいで結構であります。
<u>日程第 1 会議録署名議員の指名</u>	
議 長	日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において第 3 番 篠原哲雄君、及び第 4 番 井出和人君を指名いたします。
<u>日程第 2 会期の決定</u>	
議 長	日程第 2、「会期の決定」についてを議題といたします。 本定例会の運営につきまして、去る 8 月 21 日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。議会運営委員長、井出幸実君。
議会運営 委員長	ご報告いたします。本日招集の、令和 6 年第 3 回小海町議会定例会の運営につきましては、去る 8 月 21 日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。本定例会に付議される案件は条例等改正案 6 件、補正予算案 3 件、決算認定 5 件、事件議決案 1 件、陳情 3 件の合計 18 件であり、会期は本日より 9 月 20 日までの 19 日間とする案を作成いたしました。一般質問の通告は、5 日午後 5 時又は議案質疑終了後までとしますのでよろしくご協力の程をお願い申し上げます。 会期中の日程につきましては、定例会の会期中に、全議員による現地視察及び全員協議会を開催いたします。今のところ一般質問が 1 日で終われば、11 日午前 10 時から合同現地視察及び全員協議会を開催する予定ですので、ご承知おき下さい。なお、本日の昼休み 12 時 30 分から議会運営委員会及び各常任委員長の合同会議を開催しますので、併せてよろしくお願い申し上げます。以上でございます。
議 長	お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から 9 月 20 日までの 19 日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。
(異議なしの声)	

議 長	異議なしと認めます。 したがって本定例会の会期は、本日から9月20日までの19日間と決定いたしました。なお、本日の議事日程はお手元に配布申し上げたとおりであります。
<u>日程第3 町長招集あいさつ</u>	
議 長	日程第3、町長より招集のあいさつをお願いします。 黒澤町長。
町 長	皆様おはようございます。令和6年第3回定例会開催のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中、議員の皆様のご出席を賜り開催できますことに心からお礼を申し上げます。 台風10号につきましては、予想を上回る規模で、九州をはじめ全国各地で大きな被害に見舞われました。被害にあわれた皆様方にはお悔やみ、お見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。当町におきましては、激しい雨は降ったものの目立った被害もなく、安堵しております。 さて、今年は昨年にも増して非常に暑かった夏でありました。静岡市では7月7日に40度を記録し、県内でも佐久地域が7月23日に観測史上最高の37.5度を記録するなど猛暑に見舞われました。このような中、九州日向灘では、8月8日に震度6弱の地震が発生し、初めて南海トラフ地震臨時情報が発表されました。その後の1週間には小規模地震があったものの、大地震などの異常な現象が観測されなかったとして臨時情報は終了となりました。そしてお盆前からは台風5号、7号が東日本各地へ大きな被害をもたらしております。暑さも含め、自然災害からは避けられないことを改めて思い知らされたところです。 7月には新紙幣が発行され、20年ぶりに3種類同時の発行となりました。既にお持ちの方も多いのではないのでしょうか。7、8月はパリオリンピックが開催され日本選手団の活躍をテレビ等で見ることができました。新型コロナウイルスの世界的流行により1年延期され、無観客で行われた3年前の東京オリンピックとは対照的に大盛況な会場の様子がテレビ画面から伝わってきました。パラリンピックも開幕しており、日本選手団の活躍が期待されるところです。 小中学校におきましては、夏休みが、7月26日～8月25日までとこれまでになく長い1か月間ありました。佐久地域が全中の柔道の会場になり、教職員の皆様方が不在となったことによるものですが、メリット・デメリ

ットあったでしょうが、今後の児童生徒の休暇の在り方の参考になったのではと考えます。

そして、わが町の基幹産業の一つであります高原野菜の販売状況につきましては、後ほど産業建設課長から詳細にご報告申し上げますが、7、8月には廃棄の品目もあり、価格の低下に苦慮されたようです。最近は価格が安定しているともお聞きしますが資材高騰の中、農家の皆さんのご苦勞が報われる結果になってほしいと願うものです。

今月からは 20%プレミアム付きPネット券の販売が実施されます。昨年度の申し込み状況を鑑み、本年度は販売額を5割増しの1億5千万円としましたが、それでもこれを上回る申し込みがあったとのこと。町民の皆様方の生活支援や町内事業者の振興につながるものと確信しております。

それでは続きまして、本定例会にご提案申し上げました議案につきまして、議事日程番号順に総括的なご説明を申し上げます。

議案第29号、建設工事請負契約の締結につきましては、小海大橋の道路メンテナンス事業橋梁補修工事におきまして、株式会社新津組が63,800千円で落札され、仮契約を締結しております。この仮契約に対し議会の議決をお願いするものでございます。

議案第30号、長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、12月2日以降被保険者証が発行されなくなることに伴い、規約を変更するため、構成団体の議会の議決をお願いするものでございます。

議案29号、30号ともに、本日審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第31号、特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例と、議案第32号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、宿泊料の高騰により現状の金額では精算できない事案が多く発生していることに鑑み、現状の14,000円を上回った場合に20,000円を上限に実費を支給できるというものです。

議案第33号、小海町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、保育所における満3歳以上の児童に係る保育士等の配置基準を改正するものです。

議案第34号、小海町医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例と、議案第35号、小海町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、12月2日以降、被保険者証が発行されなくなることに伴う改正です。

議案第36号、令和6年度小海町一般会計補正予算第2号につきましては、

	歳入歳出予算の総額にそれぞれ 226, 225 千円を追加し、総額を 4, 689, 582 千円とするものでございます。 歳入の主なものにつきましては、国庫補助金で 12, 156 千円の減、これは、物価高騰臨時交付金の増額と土木関係の社会資本整備総合交付金の減によるものです。繰越金は令和 5 年度の決算に基づき 191, 730 千円を増額し、繰越金の総額で 231, 730 千円とするものです。町債は 30, 621 千円の増で、土村相木線道路改良関係の過疎対策事業債の増額です。 歳出の主なものにつきましては、総務管理費、積立金で減債基金に 119, 997 千円を増額して 120, 000 千円とし、駅周辺運営費では駅舎・アルルの改修費用 2, 498 千円を計上してございます。 民生費では、物価高騰対応重点支援事業としまして住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯約 100 世帯に対し、100 千円を給付する費用に 10, 000 千円、児童館運営費では、現在の児童館の借地を購入する費用として、12, 350 千円を計上するものでございます。 衛生費につきましては、保健衛生費に予防接種費用 14, 630 千円増額し、31, 697 千円とするものです。新型コロナワクチン接種の費用で、65 歳以上を対象に行うことを予定しております。 土木費につきましては、道路維持費で河畔林整備事業など 3, 900 千円を計上し、道路改良舗装費では土村相木線の移転補償費 25, 300 千円を計上してございます。 議案第 37 号、令和 6 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 499 千円を減額し、総額 517, 735 千円とするものでございます。主な補正内容は保険料の本算定による減額であります。 議案第 38 号、令和 6 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 20, 492 千円を追加し、総額を 737, 083 千円とするものでございます。主な補正内容は保険料の本算定による増額と繰越金の確定による増額であります。 認定第 1 号から第 5 号までは、令和 5 年度の一般会計、各特別会計及び水道事業会計の決算認定案件でございます。各会計とも監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。 認定第 1 号の令和 5 年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額 4, 705, 890, 001 円、歳出総額 4, 447, 898, 971 円で、歳入歳出差引額は 257, 991, 030 円となり、実質収支額は 231, 730, 030 円となりました。 認定第 2 号の令和 5 年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
--	---

	の認定につきましては、歳入総額が 495,666,599 円、歳出総額は 482,988,424 円で、翌年度に 12,678,175 円を繰越します。 認定第 3 号の令和 5 年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額 703,000,724 円、歳出総額は 681,456,336 円で翌年度に 21,544,388 円を繰越します。 認定第 4 号の令和 5 年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額が 79,305,337 円、歳出総額は 79,265,770 円で翌年度に 39,567 円を繰越します。 認定第 5 号の令和 5 年度小海町水道事業会計歳入歳出決算の認定につきましては、収益的収入が 92,411,252 円、収益的支出は 93,054,989 円となりました。なお、本決算につきましては、簡易水道運営審議会でご審議をいただいております。 以上、本定例会に提案した議案につきまして概要を申し上げます。よろしくご審議を賜り、認定、可決決定をお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。
<u>日程第 4 諸般の報告</u>	
議 長	日程第 4、「諸般の報告」を行います。 議長としての報告事項は、議事日程つづりの 4 ページ、5 ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。 その他報告事項のある方はお願いします。 以上で「諸般の報告」を終わります。
<u>日程第 5 行政報告</u>	
議 長	日程第 5、「行政報告」を行います。 町長から行政報告をお願いします。黒澤町長。
町 長	3 件についてご報告いたします。 1 件目ですが、南佐久 5 町村の首長と 3 J A の組合長による「南佐久野菜協議会トップセールス」が、7 月 5 日～6 日に東京の豊洲市場において開催されました。市場関係者や卸売り市場の皆さんに対し、白菜・レタスなどの高原野菜の P R を行いました。 2 件目ですが、7 月 23 日、佐久振興局長との懇談会が行われました。原振興局長さんが管内市町村を回り「急激な人口減少社会が到来する 2050 年を見据えて」というテーマで、重点的に取り組んでいきたい行政分野や、長期的な行財政運営をどのように考えるかなど市町村長と対談するものです。小海町におきましては引き続き子育て支援を推進することや、分譲

	宅地を利用し、住民の永住や町外からの移住施策の推進を図ること。また、人口減少により行政サービスを維持していくことが困難になっていくことなどの課題を協議しました。全県での取りまとめが行われ、今後は施策に反映されるということです。 3件目ですが、中部横断自動車道整備促進期成同盟会において「日本海－太平洋大会」の実行委員会が行われ、会場がガトーキングダム小海に決まりました。この大会は、山梨県と長野県で交互に開催されるもので、令和4年には佐久市の佐久平交流センターで開催されました。本年の開催日は、10月23日（水）です。 以上、ご報告いたします。
議 長	以上で町長の報告を終わります。 他に、行政報告がありましたらお願いいたします。
総務課長 町民課長 産業建設課長	【令和5年度決算健全化判断比率の報告】 【第2回佐久広域連合議会定例会】 【長期振興計画審議会の報告】 【保健推進協議会の報告】 【簡易水道運営審議会の報告】 【野菜・花卉の生産動向の報告】
議 長	以上で「行政報告」を終わります。 本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・教育長・代表監査委員・各課長・教育次長・所長・会計管理者であります。 なお、小平教育次長は療養のため今定例会は欠席となります。 なお、代表監査委員が着任をされてますので自己紹介をお願いいたします。小平代表監査委員。
(小平代表監査委員自己紹介)	
○ <u>議案の上程</u>	
議 長	これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、議案第29号及び議案第30号は上程から採決まで、議案第31号から議案第38号、認定第1号から認定第5号及び請願・陳情等につきましては、上程から説明までといたします。 それでは、順次議案を上程いたします。
<u>日程第6 議案第29号</u>	

議 長	日程第 6、議案第 29 号。 「建設工事請負契約の締結について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 宮澤産業建設課長。
(産業建設課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。6 番的埜美香子くん。
6 番議員	6 番的埜です。お願いします。 7 月 22 日の全員協議会の場においてそのときの説明で、当初の予定とかなり大幅に変わってきたっていうことの旨の説明があったと思うんですけど、もう一度工法などの説明もございましたが、もう一度そのあたりの説明をお願いいたします。
産業建設課 長	大まかに工事の概要でございますが補修工事ということで、令和 5 年度に上部工終了いたしまして今度は下部工の工事でございます。橋の長さは 135m、幅員 7 m と両側に歩道が付きまして、12.8m でございます、まず排水施設の補修工事ということで当初から鋼管、鉄の排水パイプが 12 ケ所についておりますが、これを現場で見ますともう錆びて朽ちてるといことでこれをステンレス管に変えるということでございます。それから、支承補修工ということで、橋台 4 基それから橋脚 4 基、K-PRO 工法、G S J テープ工法ということでございますが、当初、その支承、橋台ですとか橋脚のところを支えてる支持のものを換えなければいけないということで見積もっていたのですが、こちらの方補修で十分まだこの橋はもう大丈夫だということで、こちらの方をテープ工法、テープを巻いて中に注入をして持たせるという方法でございます。それから下部補修ひび割れ、これについてはコンクリート製品についてはひび割れとかこういうのがあるんですけども、ここについては重大なひび割れとかそういうものがなく、これにつきましては目立ったところを選定しながら、ひび割れを補修するというので、この入札価格設計額になりました。 以上です。
6 番議員	はい、お願いします。 今回の補正 2 号の関係にもなってくるんですが、そのときにお聞きしようかと思いましたが今これのことですので聞きますけど、財源の関係で当初から国庫補助が大幅に減額されると思うんですが、そのあたり財源はどうなってくるか、そのあたりをお願いします。

産業建設課長	本当に国庫補助を特に建設の方でお世話になるのが社会資本整備交付金なんですけども、これ全ての事業に満額付いてきません。率直に言うとお金が財源が無いよということで国もこういうメンテナンス事業をやるよやるよって言うふうには言うんですけども、それについて各自治体補修をかけていくわけなんですけど、その補修については満額がつかないということで、この財源に足りないところはまあ過疎債等いろいろなものをつけていくということでご了承承りたいと思います。
議長	他に質疑のある方いらっしゃいますか。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議長	これで討論を終わります。これから議案第 29 号を採決いたします。議案第 29 号を原案のとおり、賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 29 号は、原案のとおり可決されました。
<u>日程第 7 議案第 30 号</u>	
議長	日程第 7、議案第 30 号。 「長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。
(町民課長説明)	
議長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。6 番的埜美香子くん。
6 番議員	はい、6 番です。お願いします。 この事務手続きに関することが変わるということなんですけど、資格証明書の関係の事務がどのようなになるのか。お願いします。
町民課長	はい、資格確認証の発行ということでございますが、今のところを発行する予定ということにはなっておりますが、今現在後期高齢者医療広域連合会等につきまして、どのような形で発行するかということについてまだ詳細の方がこちらにおりてきておりません。後期高齢の方から発行し

	たものをこちらで渡すのか、それともこちらで書いて発行するのかというような詳細な事務の段階がまだ通知が来ておりませんので、また通知きたところでご説明申し上げたいと思います。
議 長	他に質疑のある方いらっしゃいますか。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 30 号を採決いたします。議案第 30 号を原案のとおり、賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 30 号は、原案のとおり可決されました。
<u>日程第 8 議案第 31 号</u>	
議 長	日程第 8、議案第 31 号。 「特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 吉澤総務課長。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 9 議案第 32 号</u>	
議 長	日程第 9、議案第 32 号。 「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 吉澤総務課長。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。ここで 11 時 15 分まで休憩とします。

	(ときに 10 時 58 分)
<u>日程第 10 議案第 33 号</u>	
議 長	日程第 10、議案第 33 号。 「小海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 小池子育て支援課長。
(子育て支援課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 11 議案第 34 号</u>	
議 長	日程第 11、議案第 34 号。 「小海町医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 12 議案第 35 号</u>	
議 長	日程第 12、議案第 35 号。 「小海町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 井出町民課長。

(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 13 議案第 36 号</u>	
議 長	日程第 13、議案第 36 号 「令和 6 年度小海町一般会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。吉澤総務課長。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 14 議案第 37 号</u>	
議 長	日程第 14、議案第 37 号 「令和 6 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 15 議案第 38 号</u>	
議 長	日程第 15、議案第 38 号 「令和 6 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。

	本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。ここで1時00分まで休憩とします。 (ときに11時52分)
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 議事に入ります前に、さきほど、12時30分から議会運営委員および各常任委員長の合同会議を開催しましたので、その結果を議会運営委員長から報告願います。
議会運営 委 員 長	ご報告いたします。 議会運営委員及び各常任委員長による合同会議の結果、各常任委員会の審査日程等が決定しましたのでご報告いたします。 9月12日(木)午前10時から総務産業常任委員会、視察なし。 9月12日(木)午後1時00分から予算決算常任委員会、視察なし。 9月18日(水)午前10時00分から民生文教常任委員会、視察なし。 9月18日(水)午後1時00分から予算決算常任委員会、視察なし。 9月13日(金)にワイン用ブドウ及び川上村の視察を行います。 また、午前中も申し上げましたとおり、11日に全員協議会を行う予定ですのでご承知おきください。一般質問の通告につきましては、5日午後5時又は議案質疑終了後までとします。
<u>日程第16 認定第1号</u>	
議 長	日程第16、認定第1号。 「令和5年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井出会計管理者。
(会計管理者説明)	
議 長	説明が終わりました。ここで2時15分まで休憩とします。 (ときに13時54分)
<u>日程第17 認定第2号</u>	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。

	日程第 17、認定第 2 号。 「令和 5 年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 18 認定第 3 号</u>	
議 長	日程第 18、認定第 3 号 「令和 5 年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。
<u>日程第 19 認定第 4 号</u>	
議 長	日程第 19、認定第 4 号 「令和 5 年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。井出町民課長。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。

<u>日程第 20 認定第 5 号</u>	
議 長	日程第 20、認定第 5 号 「令和 5 年度小海町簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。小平事務局長。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。宮澤産業建設課長。
(産業建設課長説明)	
議 長	説明が終わりました。ここで 3 時 25 分まで休憩とします。 (ときに 15 時 08 分)
<u>○ 監査報告</u>	
議 長	以上で令和 5 年度小海町一般会計及び各種特別会計歳入歳出決算の説明が終了しました。 ここで、令和 6 年 8 月 27 日付けで、監査委員から「決算審査意見書」が提出されていますので、監査委員の報告を求めます。 代表監査委員 小平宗之君。
(監査委員報告)	
議 長	以上で監査委員からの報告を終わります。
<u>日程第 21 請願・陳情等</u>	
議 長	日程第 21、陳情第 5 号から陳情第 7 号についてを議題といたします。 今定例会で受理した陳情はお手元に配布したとおりであります。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	以上で本日の日程はすべて終了いたしました。 議案質疑は 9 月 5 日、木曜日、午前 10 時から行います。 これにて本日は散会といたします。ご苦労様でした。 (ときに 15 時 55 分)

令和 6 年 第 3 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 4 日」	
* 開会年月日時	令和 6 年 9 月 5 日 午前10時00分
* 閉会年月日時	令和 6 年 9 月 5 日 午後 2 時57分
* 開会の場所	小 海 町 議 会 議 場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	皆さんおはようございます。今日は議案質疑であります。9月定例会は、前年度の決算議会とも言われています。議員の皆さんの活発な質疑を期待を致すところであります。ただいまの出席議員数は10人であります。篠原伸男議員は欠席であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。なお、議会の I C T 化推進の目的から議場へのタブレットの持ち込みを許可します。
<u>○ 議事日程の報告</u>	
議 長	本日の議事日程は、お手元に配付したとおり議案の質疑付託までといたします。 本日、会議、事件、説明のため出席を求めた者は、町長、教育長、代表監査委員、各課長、教育次長、所長、会計管理者であります。 なお、小平教育次長は欠席であります。 暑いようでしたら、上着を脱いでいただいて結構であります。
<u>日程第 1 議案第31号</u>	
議 長	日程第 1、議案第31号、特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。

<u>日程第 2 議案第32号</u>	
議 長	日程第 2、議案第32号、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 3 議案第33号</u>	
議 長	日程第 3、議案第33号、小海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。 6 番的埜美香子くん。
6 番議員	6 番、的埜です。お願いします。 この条例によって人数を下げるというものなのですが、今、小海の現状がどうなっているのかどうかの説明をお願いします。
子育て 支援課長	はい、皆さんおはようございます。 現状小海の保育園なんですけども、年長、年長児ですね、に関しましては全部で32名おるんですけども16人ずつ2クラスに分け、それから年中につきましては20名10人ずつの2クラス、年少につきましても20人を10人ずつの2クラスという現状になります。
議 長	他に質疑のある方ございますか。これで質疑を終わります。
<u>日程第 4 議案第34号</u>	
議 長	日程第 4、議案第34号、小海町医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。 5 番、渡邊晃子くん。
5 番議員	5 番渡邊です。おはようございます。お願いします。 第 5 条第 3 項中被保険者証を資格確認書等に改めるとありますが、何を想定というか何を考えればよろしいかお願いします。

町民課長	こちらにつきましては、資格確認書等以外には保険者または被保険者であることを証する書類ということで、それ以外のものでも証明が可能であるということでもあります。
議 長	他に質疑のある方ございますか。これで質疑を終わります。
<u>日程第 5 議案第35号</u>	
議 長	次日程第 5、議案第35号、小海町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 6 議案第36号</u>	
議 長	日程第 6、議案第36号「令和 6 年度小海町一般会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。 6 ページ、第 2 表債務負担行為、第 3 表地方債補正、6 ページ。 5 番渡邊晃子くん。
5 番議員	お願いします。第 2 表の債務負担行為なんですけれども、この具体的事業の内容を改めてご説明をお願いします。
総務課長	はい、お疲れ様です。 それでは内容につきましてご説明させていただきます。 この情報システムの標準化というものですけれども、戸籍システム以外とありますが、総合的に戸籍も今実施をしておりますので、全てにおいて行うものです。 これは全国的に行われているもので、この行政の関係の例えば住民票ですとか印鑑証明ですとか、そういった帳票の関係の様式といいますか項目です、そういったものをばらつきが自治体においてあるものを、これを統一化する標準化するそういうものでございます。 個々の内容につきましては、例えば戸籍でも行う、これ戸籍以外というふうにあるんですけれども、例えば戸籍であれば読み仮名を付けるようなこ

	とを事業で今実施しておりますけれども、そういうふうにそれを全国で一斉にやるそういうものでございます。 ほとんどが項目のために印鑑証明住民票のそういった項目のためにシステム、これまでのシステムを国で定める様式に変えるということで今、データ管理をしていますのでそういったシステムそのものを変えることになります。業務、進行しておりますので順番に行っていくということでこのような大金がかかるわけですが、順次行っていまして、実際には、これは今年度契約して来年度の支払い、終了が大体来年度の夏ごろまでには終了するというようなことで、令和7年の1月頃、今年度です。年明けに作業着手する。それまではその準備をする。そういう期間ということでございます。 以上です。
6 番議員	今の関係ですけど、今やっぱりかなりの金額っていうことでその戸籍関係とかと合わせるとものすごいシステム改修の事業というふうに異例ともいえる事業だと思うんですけど、これは国の主導ということで標準化することなんですけどなんていうか仕様というか、そういうものはもう決まっているのか。今支払いの関係とか夏ごろまでというふうなことはあったんですが、その辺の内容みたいなことはきちんと決まっているのかどうか。そのあたりお願いします。
総務課長	はいお答えいたします。もちろん標準的なもの様式書式というものは決まっております。それに沿って行っていく。ということでございます。以上です。
6 番議員	はい。本年度、コンビニ交付ということも、予算書を通ってるわけですが、その関係、その関連は今のところどういうふうになっているか。お願いします。
総務課長	はい。コンビニ交付につきましては、これは小海町独自の事業でありまして、これについてはもう実施している市や町や村もございます。小海はちょっと遅れあそばさしておりますけれども小海と川上、近くでは。川上村が今年度それを進めているという状況です。標準化の移行とはまた別物で、これについては進行状況といいますと、今作業をしております。そして概ね12月いっぱいにかけてその準備をします。やはりこのデータがコンビニの方へ繋がるということですので、そのためのまたシステムを新たなシステムを入れることになりますので、そういった作業をして行っておりましておおむね年明けぐらいにはコンビニで印鑑証明、住民票を取れるようにするた

	めに、今スケジュール立てをして進めているところでございます。以上です。
6 番議員	はい。コンビニ交付も進んでいくと、予定通りにできるという、そういう理解でよろしいということですね。そうすれば、やっぱり町民がよく理解できるような、そういう説明というか、しっかりしていただきたいなあと思います。よろしくお願いします。
総務課長	この標準化の関係ですけれども、本当に何を行っているのか、外目には全く見えづらいことでございます。私も作業をしている、作業員が来てパソコンに向かっていろいろ作業しているもので、そういうところを見るとやっている、動いているということはわかるんですけれども実態として、やっぱりこのソフトデータの修正なり移行なりということですので、そんなに町民の皆さんへ見えるというものではないんですけれども、その辺はご了承お願いいたします。
議 長	他に質疑のある方はございますか。 次 9 ページ。歳入、款 1 町税、款 10 地方特例交付金、款 13 分担金および負担金。 次 10 ページ。款 15 国庫支出金、項 1 国庫負担金、項 2 国庫補助金、款 16 県支出金、項 1 県負担金、10 ページ。 次 11 ページ。項 2 県補助金、項 3 県委託金、款 18 寄附金。 6 番的埜美香子くん。
6 番議員	はい、6 番です。 一番下の寄付金関係ですけど、0 から 10 万ということなんですけどこの内容歳出の方でどこになるのか、お願いします。
総務課長	はいお答えいたします。 指定寄付ということで、寄付をされた方が福祉、主に老人福祉ということでお世話になったということございまして、歳出では 17 ページをご覧くださいと思います。 やすらぎ園費の運営費のところ指定寄付金ということで充ててございます。以上です。
6 番議員	やすらぎ園の指定寄付金ということでまたちょっと歳出の方でお聞きしたいと思います。
議 長	11 ページ、他に質疑のある方ございますか。 次、12 ページ、款 19 繰入金、款 20 繰越金、款 21 諸収入、款 22 町債、12 ページ。5 番渡邊晃子くん。

5 番議員	はい、お願いします。雑入なんですけれども新型コロナワクチンの助成事業に関して、基金管理団体からというご説明だったんですけど、管理団体の名称を教えてください。
町民課長	すいませんちょっと正式名称を確認しておりませんので、確認したところでご説明申し上げます。
6 番議員	はい。その下の町債の関係ですけど、過疎対策事業債の充当先。これぜひ明細の表示をお願いしたいんですが、どこに当たるのかお願いします。
総務課長	はいお答えいたします。ここにも充当、土木費というふうに書かれております。これは7. 2. 2のところですので、ページで言いますと、22ページになります。22ページは21ページからの続き道路改良舗装費の続きになるんですけども、ここに3500万というふうに記載がありますのでこちらでございます。以上です。
6 番議員	その下の臨時財政対策債とも関係があるんですけど、当初のときに普通交付税のことでかなり議論したと思うんですけど、過小計上を指摘したわけですけど、この関係でなんていうか8月の算定額がどういうようになってくるか。お願いしたいんですが。
総務課長	はいお答えいたします。 臨時財政対策債につきましては、交付税の額の決定により決まってくるということです。交付税普通交付税の額。これの計算上の基準財政需要額と基準財政収入額の差と、それから実際に交付されてくる差額が生じてしまいます。その部分がこの臨時財政対策債の数字ということでございますので、この部分が交付税の交付額が決定したということで、大体いつも7月ごろの決定になりますけれども、その関係でこちらの方もマイナス1000万からの減額となったわけですけども、このようになったということでございます。それから、交付税につきましては、はい、すみません。18億約そのくらいの決定ということでございまして、その関係で決まってきたということでございます。以上です。
6 番議員	はい。6 番です。 当初の時の予算の普通交付税の計上額は、17億5310万円ということだったと思うんですけど、これがこのマイナスというマイナスじゃない、増えてきているという事で、当初予算当初指摘しました過小計上ではないかというふうに私は指摘したんですけど、それはどう見たらいいですか。
総務課長	はい。やはり交付税の算定については様々だといえますか、いろんな項目を含めた算定をしますので、そんなに何て言うんですかね確実に交付される

	額に近いもの、そういうものを出すことは難しいということで安全な部分を計上させていただいております。そしてその差額につきましては、留保をある程度の留保はどうしても必要になりますので、突発的なことに対応するそういうことも含めて留保の財源とさせていただいております。 以上です。
6 番議員	ちなみにその留保額はいくらになるか、8月の時点で7月の時点で。
総務課長	当初の予算額との差ということでして、約1億ほどございます。
議 長	次13ページ、町債続き。歳出に移ります。 14ページ款1 議会費、款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、目2 財産管理費、目4 企画費、14ページ。5 番渡邊晃子くん。
5 番議員	はいお願いします。総務管理費の12節委託料なのですが、ご説明で保護に関する法改正があつて、方法手順のマニュアル作成、作成のためということでしたが、今回はマニュアル作成のための予算ということで今後もこういうものがついてくると考えていいんでしょうか？
総務課長	はいお答えいたします。 こちらの点検監査の支援業務ということで計上させていただいております。今回限りということでございます。個人情報保護に関する法律、国の法律の改正がありまして、マイナンバー法もそれに入るとということでそしてそれに応じた今度自治体での保護の対応というものが生じてまいります。地方公共団体に対してはこの個人情報の保護の状況というものを、今後計画的に立ち入り検査もするよということを言われております。そのくらい個人情報というものは何で、ファイルがいくつあつて、どういうふうに管理してということを、そういうことを迫られるといえますかそういうことをきちんとやっていかなければいけない。そういうことでこのようなものを作成したいということでございます。個人情報および特定個人情報の安全管理措置。こういうものも今後国といいますか、これは個人情報保護委員会というところが実施することになるんですけれども、市内小海町の中では自己点検、それから内部監査、こういうものを係とすれば、総務になるわけでございますけれども、各部署のその点検の状況を年に何回ということで点検したり管理をして、個人情報の適正な管理をしていく。その手順マニュアルを今回定めてそれに沿って、実施していくという内容のものでございます。 以上です。
議 長	14ページ、他に。6 番的埜美香子くん。

6 番議員	はい、6 番ですお願いします。企画費の関係ですけど、委託料、ふるさと寄付金の事業委託料ということで、これは新たに何をどこに委託するのか、お答えください。
総務課長	はいお答えいたします。 ふるさと寄付金関係ですけども、ちょっとお持ちであれば、主要事業調書これ決算のね、5 年度の決算これを見ていただくと小海の状況がわかるわけですけども、各年度ごとのふるさと寄付金の額が示されております。そして5 年度までの3 年間で小海町では、ちょっと右肩下がりということでございます。返礼品に魅力がないとか、広報が少ないとか、どこに問題があるかその辺はよく分析はしてはございませんが、やはりこの内容、そういうものを少し見直した方がいいということがありまして、今度は体験型の返礼品なども多く入れていこうという考えがございまして、少し人気商品そういうものを少し調査、外のものを調査した上で小海町のものと考えていこうということでございます。まだどこということは決まっておきませんので、これから選定してそのような調査をしてみたいと思います。 以上です。
議 長	はい次。8 番品田宗久くん。
8 番議員	8 番品田です。企画費のデジタル田園都市構想というのは、中身がよくわからないというか、目的もよくわかんないんですけども、そこらちょっと説明していただければなと思います。
総務課長	はい。こちらにありますデジタル田園都市国家構想交付金、国の事業でございまして、今デジ田短くしてデジ田というようなことを言っておりますけど、こちらの方が補助の結構利用されている全国的に利用され予算づけがされている関係もありますが、利用されているものでこういうものこの事業、この国の事業で先ほどもありました標準自治体の情報システムの標準化事業、債務負担のところで出てきました。そういったものもこういったところからの補助を受けて実施しております。以上です。
8 番議員	8 番です。それはわかるんだけどやっぱり何を目的というかね、町全体をどういう方向に持ってくためのものでデジ田を使ってるのかという部分がちょっと見えねんだよね。なんかあれしてもデジ田に合わねとかって言われちゃうんだけど、やっぱそこがやっぱデジ田の補助金を使って交付金使って町がどういう方向に向かうというか、何目的でこのデジ田を使ってるのかっていう部分がよく理解できないんですけど。お願いします。

総務課長	これはマイナス160万5000円というふうに言いありますが、10ページのところに国庫補助金の部分がありまして、こちら今年度のこのデジタル田園都市国家構想交付金を利用して△160万5000円で2100万円というふうになってますけれども、これで企画費に載ってございます。主に駅周辺の今も事業実施しておりますソフト事業、一部ハードもあるんですけども、そういったものを改修したり充てております。2分の1の補助ということですのでこの事業に合う事業であれば対象になるということですので大いに利用すればいいかなと思います。また、これに合わないもの、これについてはまた対象から外して、また別の収入を得られそうな補助金があるのであれば、そういったものを模索して実施していきたい、そういう考えで進めております。 以上です。
8 番議員	はい8番です。それは多分3年計画というか、来年までね、作ってほしいんですけども、最終目的は何かというか、何を求めてこのデジ田をやっているのかというのはちょっと私は理解できないですけど。そこら辺の説明をお願いします。
総務課長	小海町のこのデジ田の申請は主にソフトということで、昨年令和5年度から令和7年までの3年度間の事業として、今計画が認められてそれに進んでおります。小海の場合は駅と駅周辺アルル含めてですけども、空き店舗のスペースそれから駅上の利用そういうものを利用者が多くなるように、特に若い人たちの利用が増えるようにということで、いろんな事業をイベントもやりますし、これから展示関係も増えていきます。そういうものを対象にしています。ここにはハードは入っておりませんので、またハード事業につきましては別のものを検討して参りたいと思います。
議 長	他に。5番渡邊晃子くん。
5 番議員	はい、お願いします。今のところなんですけど160万5000円減ということで、何がこのデジ田の構想の中で何を減らすのか、どの事業を減らすのか。お願いします。
総務課長	はい。こちらにつきましては、また全協の中でも、この駅関係につきましては事業の説明を考えております。対象となる事業のうち、一部の7月でしたっけ7月の全協の際にちょっと内容についてお話しさせていただいた部分があります。そして金額を減らすということで、その折に160万5000円の数値もまた出させていただいたところなんですけども、またそのあたり詳しく説明させていただきます。

5 番議員	デジ田のことは全協で詳しくお聞きします。 ちょっと戻ってしまうんですけども、1 目の一般管理費の中の18負補交退職者失業手当負担金 0 から99万2000円ですけども、そもそも退職者失業のこの制度のご説明からちょっと聞かせていただきたいんですが。
総務課長	はい。お答えいたします。失業者の退職手当ということでして、こちらについては職員退職する場合もございますけれども、次に良い仕事に就業すればこのようなことは無いわけですけども、よく雇用保険の中では次の仕事が見つかるまでハローワークでね、仕事を求めているそういう期間の間に手当が出るという制度になっております。公務員の関係のこれは市町村職員退職手当条例というものになりますけれども、やはり同じような仕組みがございまして、次の仕事が見つかるまでの間ある程度の給付金が出るという制度のものでございまして、対象者がいるということでそれは市町村が負担するという制度になっておりまして、このように今回計上をさせていただきました。
議 長	はい。6 番的埜美香子くん。
6 番議員	はい、6 番です。今の関係ですが、退職者じゃない失業、失業にその至る経過というのはどういうことなのか。お願いしたいと思います。
総務課長	経過といいますか職員の退職によるものということでございます。あまり具体的にはね、この場ではお示しはできませんけれどもそういう方がいて、それでその方の分の就業、次の就業があるまでの期間もちろん上限はございますけれども、その間の手当ということになります。
6 番議員	はい。細かいことはこの場ではということなんですが、自己都合なのかどうなのかちょっとその辺りだけお願いしたいと思います。
総務課長	自己都合ということでこちら受け止めているといいますか、いただいておるものでそのように処理しております。以上です。
議 長	はい、14ページ他に質疑のある方ございますか。 次15ページ、目 6 積立金、目 8 駅周辺運営費、項 2 徴税費、15ページ。 6 番的埜美香子くん
6 番議員	はい、6 番です。駅周辺、8 目の駅周辺運営費ということの関連なんですけど、この間の全協で示されたロードマップの中では8月 1 日から協力隊の予定というふうにあったと思うんですけど、それがどうなってるのかお願いします。
総務課長	はい。協力隊につきましては予定通り 8 月、予定はもっと早くの予定だったんですけども、体調もある程度良くなって、8 月からは出勤をして今

	駅の関係のお仕事に就いております。
議 長	15ページ他に質疑のある方ございますか。 次16ページ、5 統計調査費、項 6 監査委員費、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、16ページ。 次17ページ、社会福祉総務費続き、目 3 やすらぎ園運営費、目 5 あゆみ園運営費、項 2 児童福祉費、目 1 保育所費、目 2 児童措置費、17ページ。 6 番的埜美香子くん。
6 番議員	はい、6 番です。先ほどの指定寄付金やすらぎ園の運営費の関係ですけど、指定寄付金ということで財源の方示されてるんですけど、これ保守管理委託っていうふうになってるんですけど、ちょっとこの辺りの説明をお願いしたいと思います。
やすらぎ園所長	はい。私の方から今回補正をお願いいたしました施設等維持保守管理委託、こちらの委託料の中身についてご説明いたします。これにつきましてはやすらぎ園の建物の2階部分に外壁ですけれども、タイルが貼ってあるということでこれにつきましては、法定検査が必要ということで今年度、その年度だったということで当初予算ではちょっと計上し忘れたというかあれだったんですけども、今年度実施したいということで今回補正の方お願いしております。それから指定寄付金につきましては、10万円ということで町の方で財源を振り替えたということでございます。これにつきましては、寄付をされた方が寄付をされた方の意思でやすらぎ園を利用されていた関係者だというふうに私は理解しております。以上です。
議 長	17ページ、他に質疑のある方ございますか。 5 番渡邊晃子くん。
5 番議員	はい、お願いします。児童福祉費なんですが保育所費施設修繕費が倍増と、それから備品購入も遊具がこの時期に0から60万。このあたりちょっとご説明をお願いします。
子育て支援課長	はい。まず需用費の方の55万円ということなんですけども、外部にあります放送機器がスピーカーの方が先日、先日というか6月ですかねちょっと壊れまして、それをこれから今月末運動会等ありますので、そこに合わせて修繕したいなど。それからあともう一つ、エアコンの関係各教室だったり遊戯室ホール等あるんですけども、設置から大体10年までとはいかないんですけども7、8年たっているその間に中の掃除とあまりできてないということで、効きがちょっと悪くなったような教室も出てきまして、私ができるところは掃除機で吸ったりとかそういうこともしてるんですけど

	も、全体的にまだエアコン等を使いますのでその辺の整備をしたいと。それから備品の購入の方なんですけれども、これについては保育園の方遊戯室ですかね、そこに木のブロック軽い木製のブロック等があるんですけども、ちょっとその辺もささくれ立ってきたりとかということとでちょっとその辺の更新をしたいということで、当初にはないんですけれども私保育園の方につきましてそういうことをちょっと気になっておりまして、交換をしていきたいということになります。以上です。
議 長	次18ページ、児童措置引き続き、目3児童館運営費、款4衛生費、項1保健衛生費、18ページ。 3番篠原哲雄くん。
3番議員	3番篠原哲雄です。このですね民生費の児童館運営費の中でですね、備品購入費でアルルキッズスペースの遊具ってことで新たに260万計上されてるんですけど、前も160万ぐらいかけてですねやってるわけです。今回この260万というその内容をちょっと教えていただきたいと思いますが。
子育て支援課長	はい。児童館運営費の備品購入費の方なんですけども、キッズスペース、6月に授乳室の部屋の方の整備をするよということで、そちら先日終わりました、あと中に置く椅子だったりというものを入れればこれから稼働が可能になるよと。それに合わせまして今開いている1階のキッズスペースのところへ遊具を3基追加したいということで、普通滑り台だったりそういうものというものはやはり天井がありますので、あまり大きなものは入れられないということで、そういう専門の業者とちょっと現地を確認しまして上から吊る天井から吊るスイング式の遊具を2基。それからあとキッズのクライミングですかね、授乳室の壁を使ってクライミングができる遊具を設置したいということで、全部で3基そちらへ整備したいということになります。以上です。
3番議員	それでですね先日の全協の中でですね、アルルのこともあったわけですけど、その中のキッズスペースの遊具、乗り物、絵本、民話アニメーション動画とかそういうような載ってるわけですけど、この辺のところ整備っていうのは今後の中で動画というのは「鯨の夫婦」というかたちだということだったんですけど、こういった動画とか、そういった整備はこれからされていくのかどうかお願いします。
総務課長	すいません私の方からお答えさせていただきます。多方面に引き継ぐ部分もありますし遊具の部分もありますし、先ほど議員さん言われたアニメー

	ション動画そういうものもこれから整備をしていきたい。既にあるものの活用などもできると思いますので、そういったものもこれから実施してまいりたいと思います。以上です。
議 長	5 番渡邊晃子くん。
5 番議員	はいすいません、5 番です。今のキッズスペースのところですけども、この5年度予算のところでもいろいろと議論して、駅の運営費で最初のキッズスペースは作られたと。で運営は管理運営はどうなっているんだという話もしてきて、総務課でやっているわ、キッズスペースを見に行くのは児童館の先生だということでおかしいだろうっていう話などは、ちょっと他の議員さんともしましたけれども、今アルルキッズスペース遊具、児童館運営費に入ったと。いつからそういうふうになったのか、どういう議論がなされたのかそのあたりちょっとお願いします。
総務課長	はい、特別今回初めてということではなく、6月の補正の際にも、既に児童館運営費で授乳室などそういう整備も計上させていただきました。いずれセクト主義ということではなく、出来ることはもちろん駅に職員がいるわけですからなるべくそういう場所の管理、普段やることは近い職員がやる。 また子供さんたちを呼ぶような大きい事業、そういうものがあるときにはまた子育て支援課も協力体制を敷く。そんなふうなことを今試行錯誤の段階でございますので、どういったことが最も良いのか、いずれ協力して考えていきたいということでございます。以上です。
議 長	9 番小池捨吉くん。
9 番議員	小池です。まず18ページのところでもって、児童館運営費の中で児童館の用地購入ということでありますけれど、これは何㎡あって、㎡当たりいくらだかちょっと教えていただきたい。
子 育 て 支 援 課 長	はい。公有地、地児童館の用地の取得ということで、面積につきましては今児童館が建ててある場所につきまして、購入するよということで面積は2062㎡ございます。1㎡ですけども一㎡あたりの単価につきましては、ただ今建ててある場所と、あと線路側の斜面の方それぞれ合わせまして9900になります。9900円になります。
議 長	8 番品田宗久くん。
8 番議員	8 番です。さっきのアルルキッズスペースの件なんですけれども、やはり最近駅前検討委員会全然開いてないんですけど、やっぱり今検討委員会でもう少し町民の意見聞くことも大事なかなと思いますが、そこらどうでしょ

	う。
総務課長	はい。駅前の検討委員会につきましては、やはり開催は必要だということで、他の議員さんからもご指摘いただいているところでございます。ただ、見えるようには動いている、そういうことを見ていただいた上の方が、いろいろ議論も深まるということと考えまして、今子供たちにとっても夏休みが7月の後半、8月ですね、8月の後半まで夏休みであったということもございます。今後ある程度のイベントはできたというふうに承知しておりますので、これを今後開催させていただいてそれについての意見、ご意見等を伺いたいと考えております。以上です。
8 番議員	はい。あんまり形作っちゃう前に、やっぱり町民の意見を聞くことが必要じゃないかなと思いますし、やはり児童館も今ねまた作るっていう形の中で、今の利用状況を見ても、やはり早急にやっぱり町民の意見を聞くべきじゃないかなと思いますのでよろしくお願いします。
総務課長	はい。なるべく早い段階で開催を考えたいと思います。
議 長	6 番的埜美香子くん。
6 番議員	しつこいようですが、今のキッズスペースの関係ですが今の利用状況を見た中でもという話があったんですけど、現在利用はどうなっているのか。お願いします。
子育て支援課長	利用状況の方は、当初というか昨年マットを引いてという段階では4月5月はほぼほぼないかなという状況でした。その後乗り物ですね、乗用の玩具を置いたりとか、本をあそこへ置くようになってからは、毎日ではないですけども、2組3組という形で1日利用があるという状況です。以上です。
議 長	18ページ、他に質疑のある方はございますか。 次19ページ、保健衛生費続き、項2生活環境衛生費、目2塵芥処理費、目4住宅管理費、款5農林水産費、項1農業費、19ページ。 6 番的埜美香子くん
6 番議員	はい、6 番です。生活環境衛生費塵芥処理費の関係ですが、トラック更新、トラックスケール更新工事ということで修理で使ってきたものがいよいよ故障してきたという説明でしたが、これの関係というか草刈窪自体いつまで使う予定なのかお願いします。
町民課長	はいお答えいたします。このトラックスケール更新、ゴミ搬入時に計量しているものでございますが、やはり開設当時から使っておりまして、やはり修繕がかさんできておりまして、業者の方に聞きましても、やはり30年

	近く使っておるもので、もう修理部品がない状況に近づいているということで更新をお願いしたいということで、今回予算を計上させていただきました。またこれは、今現在町の事業者がゴミを搬入する際に計量しているものでありますので、今のところは必要であるというところであります。また草刈窪につきましては、現状はまだ閉鎖というところまではいかず、現状としてはクリーンセンターの状況等もありますし、また災害等起きた場合の災害のゴミの仮置き場というような形も想定しておりますので、早急に閉鎖するということは今のところまだ考えてはございません。
6 番議員	バイオマス発電の事業の関係なんですけど、6月議会の最後だったか断念をしたというようなサラッとそういう話があったんですけど、この関係はどのようなになったのか。お願いします。
町民課長	はい。6月の定例会の方でもお話ししましたが、バイオマス発電、こちらを手がけている業者の方から事業を断念するというお話をいただきました。実際のところ今回の事業の中で使います原材料につきまして、業者の方で考えている原材料の配合割合というものが廃菌床、きのこの菌床の使い終わったもの、あと畜ふんなどの生ゴミというような形で発電をするというような形でしたが、ドイツのこの発電バイオマスボイラーを使っている業者の方へこちらの部分、この割合でどうだということをお伺いしたところ試験結果の中で窒素と酸化分の数値が高いということで、この配合では駄目だというふうに言われたということで、実際の配合は畜ふんと剪定等で切り落とした枝というものを多くするというところで、廃菌床を5割以上というふうに考えていたものが、向こうのメーカーの指定では、畜ふんと枝というものを7割近く入れてくださいということで発電を行っていただきたい。しかしメーカーの方でいきますと、その配合でいきますとやはりガスの発生率が落ちてしまうということで、そうなるとそのガスの発生を増やし、なおかつ発電量を計画通りにするにはやはり量を増やさなきゃいけない。そうすると今の草刈窪のスペースではちょっと収まりきらないようなものになってしまうので、あとその原材料であります畜ふんその他につきましてやはり近隣での確保が難しいということを伺っておりまして、総合的に考慮した中でメーカー、業者の方では今回のバイオマス発電は断念するというようなお話をいただきました。以上です。
6 番議員	はい。最初の話に戻りますが、草刈窪はいつまで使うのかという問題で、町の事業者等がそこにゴミを持ち込んでいるということで、これ今後ね、考えていくということなんですけど、災害ごみのこととかも考えると、また

	分別のことを考えるとやはり違う場所の選択というのもあるのかなと思います。例えば、旧衛生センターの跡地みたいなところで、ああいう広々としたところで分別等もできるのかなというふうに思いますが、そういった考えはあるのか。どうか。無いのか。お願いします。
町民課長	衛生センター跡地というところも候補というふうになるかも知れませんが、いずれ今のところ現状の部分やはり県等の申請や許可というのは非常に今難しくなっております。なかなか許可下りるまでに、いろいろなものの申請や評価の数値みたいなものを提出しなければならないというようなところもございますので、またそこら辺は慎重にやっていかなきゃいけないというふうに思っております。またあそこも敷地的にはやはり災害等起きた場合の災害ゴミの仮置き場とか、そういうことも考えてはおりますのでそういう点ではそういうことには利用していきたいなというふうには考えております。
議 長	19ページ他に質疑のある方ございますか。 3 番篠原哲雄くん。
3 番議員	3 番篠原哲雄です。この款 5 の農林水産費の農業振興しということでございますけれども、これは180万から411万という原材料費ですんでネットだとか、そういったなんていうか、ほぼ作物を保護する材料費の点だと思っておりますけれども、そういった中でもですね今全国的にクマの被害とかね、そういうのがかなり騒がれている中で、小海町の猟友会の人たちってというのは増えているのか、また高齢化が進んでいる中でですね、現状維持でいくのか。その辺ちょっと聞かせていただければと思うんですけどお願いします。
産 業 建 設 課 長	ご苦労様でございます。猟友会の皆さんの加入推移でございますが、やはりどの業界も人材不足という中で、猟友会も新しい皆さんがどんどん入ってくるという状態ではなく、本当に高齢の方ですともう80過ぎた方が現役でバリバリ頑張ってるようなそんな状態でございます。ということで鳥獣対策については、やっぱり猟友会の皆さんが、本当に力を発揮していただく場所なので、町としましてそういう皆さん会員の皆さんを加入していただくのがおかしいんですけれども、協力していただく体制を作っていきたいと思います。ということで人材は横ばい、増えもせずということでございます。
3 番議員	はい。3 番篠原哲雄です。そういう特にいろいろ何かですね猟友会等も増やすのも大変だとは思いますが、最近鹿なんかの個体数もかなり増え

	ているようにちょっと山いくとかなり遭遇するもんですから、そういった中でこういった資材等も町もかなり補助を出してですね、バックアップしていただきたいと思います。以上です。
議 長	他に19ページ、質疑のある方ございますか。 次に10ページ、農業振興費続き、目4農地費、項2林業費、20ページ。6番的埜美香子くん。
6番議員	はい、6番です。一番下の林業費の関係ですが、森林経営管理事務委託料ということで計上されているわけですが、歳入、入る方見ると森林環境譲与税基金ということなんですが、この基金を使って何をするのかということをお聞きしたいと思います。
産業建設課長	森林管理につきましては、町内にある森林、森林組合とかが管理して伐採していくとかってというのはもう将来的にも心配ないんですが、その他に所有者ですとか相続されてない森林ですとかいろいろなものがあります。それを調査して、意向調査をするというのはそれはあなたの森林これからどうしますかということで、町が委ねてもらって管理していくって方法と自分で管理しますよっていう、そういう意向調査をやらなくちゃいけないということで、これが一番譲与税の主の事業でございまして、これを小海町もやるということの中で、まず基本となるデータ、近隣の状況を調査することから始めていきたいということで、この予算を計上させていただきました。
6番議員	はい。そうすると森林アドバイザーの仕事というか、そういう成果がこういったことに繋がっているのかどうか、そのあたりちょっと説明お願いします。
産業建設課長	森林アドバイザーはこういうことを手がける、やっていただくということの理解をしますんで、意向調査を簡単に言うと、郵送してどうしますかっていう、そういうことを実際にやっていただく。そういう森林経営の道筋を林政アドバイザーがやっていただくというふうに私は解釈しております。
6番議員	これ委託料というふうにあるんですけど、それじゃどこに委託するのか。お願いします。
産業建設課長	これにつきましては、森林の状況を把握するということで信州大学のアドベンチャー開発じゃないんですけども、こういう制度がかなりしっかりした森林の種類ですとか、地表の状態ですとか、こういうものをドローンを使って測量できる技術がありまして、これだんだんだんだんだん近隣の町村も

	始めてきたということで、これを使って基礎データを作る。その部分ということで信大と民間の企業が開発したここに委託をする予定です。
議 長	はい、20ページ、他に質疑のある方ございますか。 次に11ページ、款6 商工費、項1 商工費、目1 商工業振興費、目2 観光費、目4 松原湖高原観光交流センター運営費、款7 土木費、項2 道路橋梁費、目1 道路維持費、目2 道路改良舗装費、21ページ。 5 番渡邊晃子くん。
5 番議員	お願いします。失礼しました商工費、商工業振興費の中の需用費プレミアム商品券封筒印刷代0から13万とありますが、ちょっとこれご説明をお願いします。
産 業 建 設 課長	はい。ここに書いてある通りプレミアム商品券を発送する封筒の印刷の料金でございます。
5 番議員	はい。この時期にこれ町が負担ということでしょうか。協同組合の補助金に当初でも3180万出してますけれども、これ単独で出すっていうこと理解でよろしいんですか。
産 業 建 設 課長	町が印刷して費用を払うということでございます。
議 長	21ページ、他に質疑のある方ございますか。 次、22ページ。はい、9 番小池捨吉くん
9 番議員	土木費のところでもってすね。河畔の整備ということですが、場所はどの辺を考えております。
産 業 建 設 課長	河畔林整備事業、90%の補助をいただいて河畔林整備するということで、場所につきましては、馬流の木の木沢なんですけれども、上っていくところは昔井出カメラさんがあったところをずっと登ってくと木の木沢のところをずっと並行して杉尾に出る道があります。そのところに登っていくと、途中に堰堤があるんですけれども、その前後を300mほどをやらせていただきたいと思います。場所口頭でわかりますか。
9 番議員	あの場所はあれですかね、つい最近堰堤造った前後ということでしょうか。
産 業 建 設 課長	はい、その通りでございます。
議 長	21ページ、他に質疑のある方ございますか。 次、22ページ、道路橋梁費続き、款8 消防費、款9 教育費、項3 社会教育費、目1 社会教育総務費、目2 公民館費、22ページ。

	次、補正予算給与費明細書、23ページから27ページまで。23ページ、24ページ、25ページ、26ページ、27ページ。 その他全体を通じて質疑の方はございますか。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。これより11時25分まで休憩とします。 (ときに11時10分)
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 ここで、町民課長より発言を求められていますので、これを許可します。 井出町民課長。
町民課長	すいません。先ほど5番渡邊議員からの質問にございました、歳入の方でのワクチンの基金の管理団体の正式名称ということでございますが、新薬・未承認薬等研究開発支援センターということです。略称ではアルファベットでPDSCという組織であるということでもあります。以上です。
<u>日程第7 議案第37号</u>	
議 長	次、日程第7、議案第37号「令和6年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてを議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。 4ページ歳入、款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、款6繰入金、項1一般会計繰入金、款7繰越金、款8諸収入、項2雑入、4ページ。歳出に移ります。5ページ、款3国民健康保険事業費給付金、項1医療給付分、款7予備費、5ページ。その他、全体を通じて質疑のある方はございますか。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第8 議案第38号</u>	
議 長	次、日程第8、議案第38号、「令和6年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてを議題といたします。これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。

	歳入、4 ページ、款 1 保険料、項 1 介護保険料、款 8 繰入金、項 1 一般会計繰入金、項 2 基金繰入金。5 ページ、款 9 繰越金。 歳出に移ります。6 ページ、款 1 総務費、項 1 総務管理費、款 5 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、6 ページ。 その他、全体を通じて質疑のある方はございますか。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 9 認定第 1 号</u>	
議 長	次、日程第 9、認定第 1 号「令和 5 年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも決算説明資料でページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。 令和 5 年度歳入歳出決算総括表 1 ページから 12 ページ。1 ページ、2 ページ、3 ページ、4 ページ、5 ページ、6 ページ、7 ページ、8 ページ、9 ページ、10 ページ、11 ページ。財産に関する調書、資料 12 ページ。 歳入に移ります。歳入 13 ページ、款 1 徴税、項 1 住民税、13 ページ。 14 ページ、項 2 固定資産税、15 ページ、項 3 軽自動車税、16 ページ、軽自動車税税続き、項 4 市町村たばこ税、次 17 ページ、項 5 入湯税、款 2 地方譲与税、項 1 地方揮発油譲与税、項 2 自動車重量譲与税、17 ページ。次、18 ページ、項 3 森林環境譲与税、款 3 利子割交付金、款 4 配当割交付金、18 ページ。19 ページ、款 5 株式等譲渡所得割交付金、款 6 法人事業税交付金、款 7 地方消費税交付金、19 ページ。次、20 ページ、款 8 ゴルフ場利用税交付金、款 9 環境性能割交付金、款 10 地方特例交付金、項 1 地方特例交付金、20 ページ。21 ページ、項 2 新型コロナ対策地方税減収補填特別交付金、款 11 地方交付税。22 ページ、款 12 交通安全対策特別交付金、款 13 分担金および負担金、項 1 分担金、22 ページ。23 ページ、項 2 負担金。5 番渡邊晃子くん。
5 番議員	はい 5 番です。お願いします。2 節の児童福祉費負担金なんですけれども、保育料、昨年度は 469 万ぐらいから今年度これだけ上がっているというところでちょっとご説明をお願いします。
子育て支援課長	はい、お疲れ様です。保育料につきましては、現状口座振替がほぼ 100% お願いしているというところで、昨年 1 ヶ月の平均が大体 20 万から 25 万ぐら

	い。それが5年度については約倍の20じゃない50万近い数字が毎月あるよという形で、そこで1ヶ月の保育料が倍ぐらいの数字が上がってきていたということで、保育料についてはそんな形で倍になってきてると。それから下の方の広域保育の部分につきましても、昨年よりも約100万円ほど上がってきているということで、佐久市それから南牧、佐久穂、川上村というところで4名の方が広域保育という形で小海の方へ来てるということになります。以上です。
5番議員	はい、倍になってる中身っていうところその説明を。
子育て支援課長	実際の件数、総件数ですけども4年度は159件、毎月の積み重ねですけども159件。それから5年度にあつては242件っていう形で、件数自体も増えてきていると年間で。どうしても保育料のにあたっては所得の関係で見直し、この9月からまた見直し等入ってきますので、そういう関係でも増えたという形で、今年も6年度の所得に応じて先月8月ですか、に9月以降の保育料の見直しという形でやってたんですけども、そういう形で毎年年度途中で見直しが入るという形で、その家庭の所得というものを見直して再度計算し直すという形でやっておりますので、件数につきましても4年よりも5年の方がかなり100件近い数字で増えてきているということになります。
議長	23ページ。6番的埜美香子くん。
6番議員	6番です。その保育料の下の未納の関係なんですけど、ずっと回収が進んでいないと思うんですけど、不納欠損とかそういうようなことにはしないのかどうか、お願いします。
子育て支援課長	はい。現状まだその不納欠損というところまでは、ちょっと着手できないかなということになります。
6番議員	着手できないということなんですけど、その理由は何でしょう。お願いします。
教育長	はい、お疲れ様でございます。子育て支援という関係がありますから私の方からお答え申し上げます。この部分につきましては、相手方が特定をされてます。そして相手方に連絡もつきます。常に納付書、納付勧奨、そういうことを行っております。ただ、相手方も個人の経済そういうものがありますから、納付に至らないという現実でありますので、事務上はこのような形で滞納額ということで表記をさせていただいております。以上でございます。
議長	23ページ、他に質疑のある方はございますか。

	次24ページ、負担金続き、次25ページ、款14使用料および手数料、項1使用料。6番的埜美香子くん。
6番議員	6番です。すいません、24ページに戻っていただいて、教育費負担金の給食費の関係ですけど、物価高騰もあってということで令和3年度から給食費がずっと上がっていると思うんですけど、何か基準みたいなものはあるのかどうか。お願いします。
教育長	はい、物価高騰によりまして給食費は確かに上がっております。そしてこの歳入で見ますと、単価につきましては、教職員の皆様からいただいているもので、子供さんからは無償化されているということでございます。そして給食費の一つの目安として、1食どの程度で準備をするかということについて、令和5年は1食315円で準備をしましょうということでございます。ちなみに令和4年は1食300円、そして令和6年は1食330円ということで、あとは給食の日数と食数それを掛けたものが、今度は歳出の材料代になっていくわけです。そして材料代ではこの数字より当然多く支出をしております。計算上よりは実費に合わせたものを用意しながら、なるべく効率的に効果的な給食を提供しているという内容になると思います。以上でございます。
6番議員	そうすれば要項や何かで基準を定めているってということはないということでしょうか？
教育長	はい、要綱の改正とかそういうことではなく、現状に合わせた負担をお願いをする前提で行っているという内容です。
議 長	25ページ他に質疑はございますか。25ページ使用料28ページまで。使用料続き26ページ、27ページ、28ページ。29ページ、項2手数料、款15国庫支出金、項1国庫負担金、29ページ。30ページ、国庫負担金続き。31ページ、項2国庫補助金。32ページ、国庫補助金続き。33ページ、項3国庫委託金。34ページ、款16県支出金、項1県負担金。35ページ、項2県補助金続き、37ページまで。35ページ、36ページ、37ページ。38ページ、項3県委託金。39ページ、款17財産収入、項1財産運用収入、項2財産売払収入。6番的埜美香子くん
6番議員	はい、6番です。1目の財産貸付収入の中のアルル等駐車場というふうにあるんですけど、これの内訳はどうなりますか。等というふうにあるんですけど。お願いします。
総務課長	はい。お答えいたします。町の所有に変わったと、建物、アルル土地そういうものが変わったということで、新たに計上させていただいております。

	す。駐車場につきましてはここアルル等と入ってるわけですが、61万2000円につきましてはそれぞれアルルのあそこの駐車場を借用している方々、お店ですね。各店舗の他という意味です。アルルの入居なんというんですかね、アルルに入っている店舗とそれ以外もあるということで5件になります。5件で61万2000円ということでございます。以上です。
6 番議員	はい。また歳出の方で質問させていただきます。それとですね、当初予算の中では温泉施設貸付料12万というのがあったと思うんですけど、雑入からわざわざ変更してということだったと思うんですけど、これはどうなったのかをお願いします。
総務課長	すいません、今確認ができませんので後ほどお答えさせていただきます。
議 長	39ページ、他に質疑のある方はございますか。次40ページ、款18寄附金。次41ページ、款19繰入金、項1 特別会計繰入金、項2 財産区繰入金。次42ページ、項3 基金繰入金、款20繰越金。43ページ、款21諸収入、項1 貯金利子、項2 貸付金元利収入、項3 受託事業収入、43ページ。次44ページ、受託事業収入続き。5 番渡邊晃子くん。
5 番議員	はい、お願いします。小海駅の受託事業収入なんですけれども、この数字になる計算式算定根拠を、今後のためにもぜひ教えていただきたいんですが。
総務課長	はい、これにつきましては、算定の根拠でございます。また全協でも途中経過、本年度の分、毎回説明をさせていただいてるんですけども、またその辺を説明させていただきたいと思います。
議 長	44ページ、他に質疑のある方はございますか。 次45ページ、雑入続き。6 番的埜美香子くん
6 番議員	はい、的埜です。お願いします。雑入の総務の関係ですけど、移動販売事業精算金とありますが、これはどういったものでしょうか？お願いします。
総務課長	はい、この77万8529円ということでございます。移動販売はご存知の通り商工会に委託して、そこで実施していたのが以前の方式でございます。今度は社協、に委託ということになりましたので、5年度につきましては2ヶ月間の実施だったということでして、あと残りの月の分、それを収入として計上したというものでございます。
6 番議員	はい、移動販売の関係の商工会からというそういう理解でよろしいでしょうか？そうすると明細なんかはあるんでしょうか？
総務課長	はい、いずれ収入支出を決めておりますので、その収支内訳がでございます

	ので今ちょっとお示しはできませんが、またお知らせしたいと思います。
議 長	45ページ、他に質疑のある方はございますか。次46ページ、款22町債。47ページ、町債続き。 これより1時まで休憩いたします。 (ときに11時51分)
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。ここで総務課長より発言を求められていますので、これを許可します。吉澤総務課長。
総務課長	先ほどお答えできなかった箇所につきまして、ご説明したいと思います。まず始めに39ページ、説明資料の39ページをお開きいただきたいと思います。土地貸付等のこの金額158万9000円の28件とございます。温泉施設の貸付料が入っていない、どこにこの表の中に入っているかということなんですけれども、この中にカウントをされていることを確認をしました。表記としましては、別にやっぱり表記した方がいいということですので、次回はそんなふう to 処理をさせていただきたいと思います。12万円はこの中に含まれていることということでお願いいたします。 それと、次の関係44ページをお開きいただきたいと思います。駅の受託事業の収入につきまして、6年度分につきましては、全協の中でまたお示しをしていきたいんですけれども、率などはやはり変わりません。普通乗車券と定期券それぞれ5%と1.8%ということでございます。全体の売り上げ足したものとしましては、2172万4000円ということでございまして、そしてそれぞれ5%、1.8%乗じたものがこの97万5738円ということでございます。 それと、次の45ページでございます。こちらの方の移動販売の精算金ということで商工会に委託していったときの分の精算ということなんですけれども、委託料のそのものの費用の返還ではありません。この事業を推進していく、進めていく中で、車両等の更新等も含めてそういうことを将来のことを考えて積み立てをしていた部分があったということで、そういうものを精算をして77万8529円ということで、それをなくした、積立していたものをなくした。そういうことの内容でございます。以上です。
議 長	それでは決算説明資料、歳出48ページ、款1議会費。次49ページ、議会費続き。次50ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、50ページ。 5番渡邊晃子くん。
5番議員	はい、5番です。お願いします。お疲れ様です。総務管理費、一般管理費

	の10需用費の中のその他食糧費とあるんですが、これはどういうものかお願いします。
総務課長	はい、すいません。こちらの内容につきましても、内容について資料お手元にありますので、お示しさせていただきます。
議 長	他に質疑のある方ございますか。 はい次、51ページ、一般管理費続き。次52ページ、同じく続き。次53ページ、目2財産管理費。 6 番的埜美香子くん
6 番議員	はい、6 番です。お願いします。13節の使用料および賃借料の中の駅舎排水管路敷地がというふうにあるんですが、これの説明をお願いいたします。
総務課長	はい、お答えいたします。こちらにつきまして駅舎のところに排水管、排水管路があって、その敷地を町側が使用しているそういう内容のものでございます。
6 番議員	そうすると、支払先はどこになるんでしょうか？
総務課長	すみません、間違うといけませんので、きちんと後ほど報告させていただきます。
議 長	53ページ、他に質疑のある方ございますか。次54ページ、財産管理費続き。次55ページ、目3広報費。56ページ、目4企画費、58ページまで。55ページ、56ページ、57ページ。 6 番的埜美香子くん。
6 番議員	はい、6 番です。56ページの企画費の報酬に地域プロジェクトマネージャー488万4000円というのがあるんですが、その後の58ページの実績効果についてのところにもプロジェクトマネージャーのについてが書かれております。その内容を見ますと、この重要プロジェクトの実施にあたり着実に成果に繋げ、地域活性化の新たな展開を図るため、と書かれていますが、重要プロジェクトとはどういうことなのかということと、この着実な成果繋がったのか、そのあたりをお願いします。
総務課長	はい、プロジェクトマネージャーにつきましては、協力隊とふるさと協力隊、地域おこし協力隊とは異なる性質を持った、ただ同じ総務省の関係の事業で1名来ていただきました。そして実際に当たっていただいた関係の内容ですけれども、SDG sのために小海町ではゼロカーボンも含め廃棄物等を活用した地域の活性化、そういうものを研究していただくということで実施していただいております。今年度には繋がってはいませんが、

	研究の成果は出ておりまして、例えば野菜の廃棄部分を、そういうものを利用した建材、そんなようなことを研究していただきまして、今後についてもそういうことは継続していくんですけれども、プロジェクトマネージャーはいませんが、そんなような環境に優しい持続可能なということを目指して進めていく予定でございます。以上です。
6 番議員	とにかくそうしますと、この重要プロジェクトというのが、SDG s の関係ゼロカーボンの関係と繋がってくるという、そういう理解でいいのか。そうすると前のページの57ページの委託料の中の、ゼロカーボンワーケーション。その基盤整備だとか、次の58ページのゼロカーボンの促進補助金、そのあたりとも連携がされているのか、ちょっとその辺りもお願いします。
総務課長	はい、活動の中ではこれまである程度の協力体制はあったはずでございます。ゼロカーボンの推進事業、こういったものとはこれからも繋がっていくものと考えております。以上です。
議 長	他に質疑のある方はございますか。 はい、56ページ、企画費。57ページ、企画引き続き。 6 番的埜美香子くん。
6 番議員	はい、6 番です。57ページなんですけど、委託料の関係で小海駅周辺活性化事業ということで、1912万決算で出ています。当初の予定5年度の予定では、さとゆめがグランドデザインをまとめるという。そういう役割があったと思うんですけど、その関係、グランドデザインはどうなっているか。お願いします。
総務課長	はい、お答えいたします。はい駅周辺の活性化事業ということで、これがデジ田に繋がる補助を得て行ったものということでございます。内容につきましては、ところどころで要所要所で報告はさせていただいているところなんですけれども、これまでも小海駅周辺地域再生事業ということで行って参りました。そして報告書もね、いただいてその中にエリア分けをして整備を今後進めていくという提案のものが入っております。その中でそれぞれのエリアごとのこういう活動をしていったらいいという提案も含めて入ってるわけなんですけれども、それぞれ企画展でありますとか、それから小海駅、駅ウエ、アルル、それぞれ別々にこんなふうな改装をして、そしてこのようなイベントはどうかというような提案を広い分野にわたって、教育ですとか、経済効果が上がるようなというような内容を入れて提案を報告をいただいたということで、今年度実施していますのはそうい

	う中からこちらでチョイスをしてそして実施しているのが現状でございます。以上です。
6 番議員	はい、今の説明ですと、報告書という形でそれぞれの分野に提案されているということなんですけど、グランドデザインっていう言葉を聞いたと思うんですけど、そういう形で一つにまとめたものは出ていないのかどうか。お願いします。
総務課長	はい、グランドデザインを、どれを何をもってグランドデザイン、広いエリアについて解説報告をしている。全体的なものをこういうふうに使っていく。それを提案した上で、それぞれの個別の提案もされている。そういう内容になっていますので、全体的にはグランドデザインもありますし、そして個別の提案もあるということでございます。
6 番議員	このグランドデザインっていうことが、言葉というかが策定しますっていうところを示されたときに、長期振興計画に向けての策定も始まるっていうことで、それにも何か組み込まれてくるような、そういう話があったと思うんですけど、長期振興計画とのその関係はどういうふうになってくるのか。そのあたりをお願いします。
総務課長	実際にこの事業の中で町民アンケートも内容としております。そしてアンケートの結果、結果といいますかまとめは以前にお示した通りです。それをもってこういった事業を進めていく。町民の声を反映しながら、駅周辺を中心にこのようにしていっていただけたらどうかという調査を踏まえての提案ということです。また、ただそれをそのまま町が実施するかどうかということは、また今度は町側の意向が入りますので、それは今年度、6 年度で長期振興計画を策定中ですので、町側としてそのその報告書の中のいい部分それは採用させていただきますし、グランドデザインもそのまま提案を受け取るということでなく、精査をして町が主導で進めていく。そのように考えています。
議 長	57ページ他に。 5 番、渡邊晃子くん。
5 番議員	すいません、お願いします。同じ12節委託料なんですけども、地球温暖化対策実行計画策定委託料とありますが、この実行計画というのはどうなっているのか。お願いします。
総務課長	はい、お答えいたします。地球温暖化実行計画策定委託料ということで、こちらは今現在ホームページにも示されてはいることではございますが、この対策、地球温暖化対策ゼロカーボンの宣言を購入を令和3年度にしてお

	りますが、そこに向けて小海でどのような事業を取り入れていくのか、そういうことを策定計画した内容となっております。その中では、太陽光関係を最大のものとして導入をする。そしてEV車の導入をしていく。それからLEDの導入をしていく。この三つを大きな柱として進めていくというような計画となっております。以上です。
議長	57ページ。では次58ページ、企画費続き。 6 番的埜美香子くん。
6 番議員	6 番です。58ページの財源の関係ですけど、決算額のところに国県っていうふうにとちょっとまとめられちゃってるんですけど、これは区分した方がよいのではないかと思いますでしょうか？お願いします。
総務課長	はい。国県はそうですね。欄もあるわけですから別にすれば、確かに表現はできたと思います。実際に分かれているもので、それについては説明資料の31ページになります。31ページが国庫のもの、そして県は35ページというふうになっております。金額は総務費の補助金、大変項目も多くなっております。35ページに総務費補助金で水力発電関係の交付金というものもあります。それから地域発元気づくり支援金というものがございます。この二つを除いたものが、国というふうになっておりますので、また次回この国と県については別々に表記するようにいたします。
議長	次59ページ、目 5 地域振興費。60ページ、地域振興費続き。同じく61ページ地域振興費続き。 6 番的埜美香子くん。
6 番議員	はい、6 番です。61ページ集落支援事業の関係で、ずっと59ページからあるんですが、61ページの土村の4地区の中の一番最後6番、⑥の中に文化財補修修繕事業とありますが、これの説明をお願いします。
総務課長	すいません把握してませんので、後ほどご報告させていただきます。
6 番議員	はい、後ほどということなのであれですけど、また調べていただいていたんだけど、文化財というふうに書かれているのが小海の指定文化財なのかというそういうことも含め、含めての質問なんですけど、土村の中には小海の指定文化財はないと思うんですけど、この文化財とはどういうことかという、調べていただきたいと思います。
総務課長	文化財の修繕につきましては、指定の文化財であれば教育費の方で計上はできると思いますので、これを集落支援で直しているということですので、そういう町側として指定しているものではなく、文化財そういうものはたくさん存在はしますので、そういった文化財の分類としてされるもの

	に対して事業を行ったという、そういうものだと思います。
教育長	はい、文化財の関係であります。教育委員会の管轄もありますからお答えします。指定文化財については、総務課長がお答えした通りでございます。そしてこの文化財補修という文字、これについては地域の文化を継承している、そういう行事について地域文化の材料の修繕、そういうことでこの言葉を使わせていただいたという内容でございます。
6 番議員	はい、また後ほど調べるということなので調べていただきたいんですけど、これ地域の文化財ということなので、何を修繕したのか、その辺を調べてください。
議 長	61ページ他に質疑のある方ございますか。次62ページ、目 6 積立金。63ページ、目 7 総合センター運営費。64ページ、駅運営費。 5 番渡邊晃子くん。
5 番議員	はい、お願いします。決算の財源のところ、その他の内訳をお願いします。その他とはお願いします。
総務課長	はい、ちょっと調べなければ数多いと思いますので、また調べて報告させていただきます。
教育長	はい総合センター運営費ですね。総合センター運営費、すいません。
議 長	では65ページ款 2 徴税費。目 1 税務総務費、65ページ。66ページ、目 2 賦課徴収費。67ページ、目 3 戸籍住民登録費。68ページ、戸籍住民登録費続き。69ページ、項 4 選挙費、目 1 選挙管理委員会費。70ページ、目 2 長野県議会議員一般選挙費。71ページ、目 3 本村中村土村財産区議会議員一般選挙費。72ページ、目 4 千代里財産区議会議員一般選挙費。73ページ、項 5 統計調査費。74ページ、項 6 監査費。75ページ、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、75ページ。 6 番的埜美香子くん。
6 番議員	第 6 番です。18の負補交の関係ですけど、社会福祉協議会の補助金ということで社協へ運営支援分1000万ということだと思うんですけど、残りの428万円はどういうことでしょうか？内訳をお願いします。
町民課長	はい。お答えいたします。社会福祉協議会への補助金ということでございます。1000万以外でございますが、まず会長の人件費ということで補助、それにつまして56万400円。あとボランティア支援ということで20万円。またボランティア団体の保険料ということで13万円。それと去年から移動販売補助ということで、5年度につましては240万円。そしてシルバー人材の運営費の補助ということで99万4540円ということでもあります。これ

	がトータルしますと428万4940円という内訳になってございます。
6 番議員	はい、次のページの76ページの方にも社協の補助金のことは書かれているんですが、今言われた内訳の方は書かれていないので、どこかにやっぱりしっかりと明記していただきたいなと思います。
町民課長	はい、また次回の決算書につきましては、また検討させていただきたいと思います。
議 長	75ページ質疑のある方ございませんか。次、76ページ社会福祉費。 5 番渡邊晃子くん。
5 番議員	お願いします。18節負補交に先ほどの社協の補助金の説明で、シルバー99万4540円ということでしたが、ここにもシルバー人材センター補助金147万飛んで280円あるんですが、その辺ちょっとどう考えていいのかお願いします。
町民課長	こちらに老人福祉の方に出ておりますシルバー人材センター補助につきまして、佐久市、佐久穂町、小海町で運営してる総合的な佐久シルバー人材センターというのがございまして、そちらの方へ出しております補助金ということになります。均等割と人口割というような形で負担を求められております。
5 番議員	すいません確認なんですけど、今のシルバー人材センター補助金で間違いはないんですか、負担金ではなく。
町民課長	はい、補助金ということでございます。
議 長	次77ページ、目2老人福祉費。次78ページ、目3やすらぎ園運営費。 5 番渡邊晃子くん。
5 番議員	はい、お願いします。10節のまず需用費なんですけども、電気水道代232万と、去年を見ると145万7000円なんですけど、これだけ上がっている理由をお願いします。
やすらぎ園所長	はい、お答えいたします。やすらぎ運営費の光熱水費の部分の電気水道代ということで、これにつきましては町の一般会計の需用費の関係と、それから社会福祉協議会本体の予算の関係で、令和4年度と令和5年度を比較しますと、今のお話のように令和5年度一般会計で負担している部分があるわけなんですけども、令和4年度につきましてはその部分社会福祉協議会本体のところで一部電気料等を賄ったという実績でございます。以上です。
6 番議員	はい、今の関係ですけど、今令和4年度と5年度の違いというかを説明されたと思うんですけど、社協の分担、社協の負担分と町と按分、町じゃな

	いやすらぎ園と按分じゃないのかなというふうに思うんですけど、これどういう基準で分けているのか。お願いしたいと思います。
やすらぎ 園所長	はい、いずれにいたしましてもやすらぎ園本体は小海町で運営しているということで、その中に小海町社会福祉協議会が当然入っていて、そこでデイサービス含めいろんな事業を行っているという中で、具体的に全体の事業費の中で、例えば施設の按分ですとかいろいろな計算方法はあろうかと思いますが、いずれにしましても令和5年度社協の予算とこちらのやすらぎ園運営費の予算との関係で、電気代と水道代を按分したということでございますので、ご理解をお願いいたします。
6 番議員	そうしますと、町から社協に支援という形ではないのかなというふうに思います。そうすると、こういう需用費というよりは補助金という形でやった方がわかりやすいんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺はどうでしょうか？
やすらぎ 園所長	はい。いずれにしましても管理消耗品、修繕費含めまして、いろいろあの建物が平成5年に開所してから30数年経っているという中で、いろいろな不具合も出てきているということで、設備の関係含めまして、今回の予算でも、失礼しました決算でも工事関係ありますけれど、いずれ補助という社協への補助だという話と、それから町小海町として建物をやはり維持管理していただきたいという部分でいうと、またその部分につきましては町の方と協議をしながら整理する部分はあろうかと思います。以上です。
6 番議員	今工事の話も出ましたので、その下にも関わってくるもので、14節の関係で特殊浴槽他改修工事ということで載ってますけど、これやっぱり介護保険の関係の事業じゃないかなと思うんですよね。なのでやっぱり社協負担で本当はね対応すべきだけど、町がやっぱり支援するのであれば補助金という形の方が明確じゃないかと思います。
議 長	質問ではないですよ。三回終わってます。まとめてください。質問じゃないから答えなくていいよ。
やすらぎ 園所長	介護保険の関係につきましては、当然町内にも福祉関係の事業所があるという中におきまして、先ほど議員さんおっしゃられている通り、建物の維持管理を含めて社協への補助だということもありますので、その辺も介護保険の担当の町民課とよくこれからは連携というか協議しながら、他の福祉事業所とのバランス等も含めて再考する必要はあろうかと思います。以上です。

議 長	78 ページ、他に質疑のある方ございますか。 はい、5 番渡邊晃子くん。
5 番議員	すいません、戻ります。11 節の役務費の電話通信料なんですが、昨年度なかったかと思うんですが、これのご説明をお願いします。
やすらぎ 園所長	はい、この関係につきましても、予算の中で先ほどの話の電気水道光熱費も含めまして役務費という予算ですけれども、昨年の決算のところでは社協の単独予算の方で対応したということでもあります。以上です。
議 長	はい。よろしいですか。次 79 ページ、目 4 心身障害者福祉費。80 ページ、心身障害者福祉続き。81 ページ、目 5 あゆみ園運営費。82 ページ、あゆみ園運営費続き。83 ページ、項 2 児童福祉費、目 1 保育所費、83 ページ。84 ページ、保育所引き続き。6 番的埜美香子くん。
6 番議員	はい。6 番です。84 ページということで、下の決算額のところに広域委託 1 人というふうにあるんですが、この委託料の方はどうなっているのかお願いします。
子育て支 援課長	はい、この広域委託ということで小海の園児の方が、委託先は佐久市の方なんですけれども、1 名そちらへ行っているということをお願いします。すいません、委託料の方なんですけども、18 の負補交のところの子供のための施設給付負担金というこの中の数字になります。
議 長	はい、次 85 ページ、目 2 児童措置費。次 86 ページ、目 3 児童館運営費。87 ページ、目 4 結婚推進子育て支援費。88 ページ、結婚推進子育て支援費続き。89 ページ、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、89 ページ。90 ページ目 2 予防費、予防費続き 93 ページまで。90 ページ、91 ページ、92 ページ、93 ページ。94 ページ、目 3 保健事業と介護予防の一体的実施事業費。95 ページ、項 2 生活環境衛生費、目 1 生活環境衛生総務費。96 ページ目 2 塵芥処理費。97 ページ、目 3 し尿下水処理費。6 番的埜美香子くん。
6 番議員	はい、6 番です。し尿下水処理費ということで、佐久環境衛生組合のし尿処理負担金がもう 2 年でかなり上がってきているということで、当初の話とだいぶ違ってきているかなというふうに思うんですけど、新施設の話がのびのびで、令和 9 年ぐらいにというそういうことが言われているわけですが、きちんとシミュレーションされているのか。そのあたりちょっとお答えください。
町民課長	佐久環境衛生組合、佐久平環境組合と南佐久環境組合が合併いたしましてし尿処理の一本化ということでありました。今のところそのし尿処理の部

	分につきまして、当初の計画についての調査等をした中では、今のところその調査の結果考えていた構想では難しいということで、再度検討するというような話を佐久環境衛生組合の方から聞いてございます。ですのでまた、その調査によって新しい良い方法でのし尿の処理の仕方ということになりますので、施設の建設構築について今佐久環境の方で作成しているというような状況でございまして、こちらの方にシミュレーションその他金額ということでは、まだ示されてございません。私どもの方でもどういふうな方向なのかということは催促はしておりますが、まだ明確な答えを市町村も得られていないというのが状況でございます。
6 番議員	本当に統合のメリットがあるのかどうかというところにも関わってくるので、この辺はしっかりと町としても、考えを佐久環境の方に示していただきたいなと思います。お願いします。
議 長	他に97ページ質疑のある方はございますか。次、98ページ、目4住宅管理費。99ページ、目5町営バス運行費管理費。100ページ、町営バス運行管理費続き。101ページ、款5農林水産費、項1農業費、目1農業委員会費、101ページ。102ページ、目2農業振興費。103ページ、農業振興費続き。104ページ、目3畜産振興費。105ページ、目4農地費。106ページ、目5山村振興事業費。1077ページ、項2林業費、目1林業振興費。108ページ、林業振興費続き。109ページ、目2県有林受託事業費。110ページ、目3林道費。111ページ、款6商工費、目1商工業振興費。112ページ、商工業振興費続き。113ページ、目2観光費。114ページ、観光費続き。115ページ、目3国際交流センター運営費。116ページ、目4松原湖公園観光交流センター運営費。6 番的埜美香子くん。
6 番議員	はい。6 番です。10節の需用費食堂業務用材料費ということで、4478万6150円ということなんですが、現在利用率として50%を超えてきていると思うんですけど、何か目標基準みたいなものは設けていないのか。そのあたりをお願いします。
産 業 建 設 課 長	はい。食材費、先月だかその前の全協でもご指摘があった通り、かなりの食材費の原価率高いということなんですが、私の認識ですと46. 5 %ぐらいでやってるんですが、これねちょっと昔の話なんですけれども、開業した当時も実際には43%ということで、この指針に対しては実際にはありません。どのぐらいでやるかっていうのは。ただホテル業界とかそういうののお話を聞くと、昔は20%ぐらい。要は100円で売るものに20%のコストしかかけないよっていうような材料費。ひでーもんだなっていうふうには

	思うんですけども、八峰の湯はやっぱおもてなしの心とやっぱ町民の皆さんに喜んでいただくということで、当初から原価率が低かったわけではなく、43%あったもんで目安としては40%ぐらいでいければいいかなというふうには考えるんですが、ちょっとそこら辺の改善を今、今年度できるかなできるんじゃないかということで検討しておりますので、しばらくちょっとお待ちいただきたいと思います。以上です。
議 長	116ページ質疑のある方はございますか。次、117ページ、同じく松原湖高原観光交流センター運営費続き。次118ページ、款7土木費、項1土木管理費目1土木総務費、117ページ。次118、119ページ土木総務費続き。120ページ、項2道路橋梁費、目1道路維持費。121ページ、道路維持修繕費。122ページ、目2道路改良舗装費。123ページ、道路改良舗装費続き。124ページ、道路改良舗装費続き。125ページ、道路改良舗装費補助等。126ページ、項3都市計画費。127ページ、款8消防費、項1消防費、目1非常備消防費、127ページ。128ページ、非常備消防費続き。129ページ、目2常備消防費。6番的埜美香子くん。
6番議員	すいません128ページに戻っていただいて、備品購入の関係ですけど小型動力ポンプ付積載車ということで、令和6年度に繰り越しになったと思うんですが、資材不足の関係でという話でしたがなるべく年度内にという、そういう説明を受けたと思うんですが、発注の方はどういうふうになっているのか。もう時期は決まっているかどうか。そのあたりを教えてください。
町民課長	今年度の分ということですか。今年度の方にも小型ポンプの積載車の方ただいま発注しております。議決を受けまして、発注をかけまして、今のところ納入を年度内ということでこちらの方も要求しております。ただ、やはり今自動車業界、検査の不具合とか、そういうことで製造ライン止めたりなんかしておりますので、そこら辺がなかなかうまくつかめてこない状況でもありますので、業者の方には年度内というようなお話はしておりますが、今のところまだ正規な回答は得ておりません。また、年末までに話を詰めた中では年度内、もしくは繰り越すのかというようなところは、協議した中で判断していきたいかなと思っております。やはり非常に受けた業者の先の自動車メーカーの方がやはり今回の問題いろいろありまして、なかなか納入の方難しいというような話を業者の方にしているようですので、そこら辺をまたこちらの方もプッシュしていきたいというふうには思っております。

議 長	はい。次130ページ、款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 1 教育委員会費、130 ページ。次、131ページ、目 2 事務局費。132ページ、事務局費続き。133ページ、同じく事務局費続き。134ページ、項 2 小海小学校費、目 1 学校管理費。135ページ、学校管理費続き。136ページ、同じく学校管理費続き。137ページ、目 2 教育振興費。138ページ、教育振興費続き。139ページ、項 3 社会教育費、目 1 社会教育総務費。140ページ、社会教育総務費続き。141ページ、目 2 公民館費。142ページ、公民館費続き。143ページ、美術館運営費。144ページ、美術館運営費続き。145ページ、目 4 音楽堂運営費。146ページ、項 4 保健体育費、目 1 保健体育総務費。147ページ、保健体育総務費続き。148ページ、目 2 小海小学校給食費。149ページ、目 3 スケートセンター運営費。150ページ、款10災害復旧費、項 1 公共土木施設災害復旧費。151ページ、項 2 農林施設災害復旧費。152ページ、款11公債費、目 1 元金。153ページ、目 2 利子。154ページ、款12予備費。決算書に移ります。43ページ、実質収支に関する調書。44ページ、財産に関する調書。44ページから51ページまで財産に関する調書 1 公有財産、44ページ、45ページ、46ページ、47ページ、48ページ、49ページ、50ページ、51ページ、52ページ。その他全体を通じて質疑のある方はございますか。4 番井出和人くん。
4 番議員	はいすみません。決算説明資料の108ページを開けてください。造林事業費の中で、嵩上げ補助をした面積と金額が載ってます。これ、生産者には、森林所有者には、一切お金が来ません。ということは、ここにも書いてありますように下刈りあるいは植栽等の施業をした補助でしたとあります。本来、いつも私が言うようにせつかく嵩上げしたのであれば、所有者に渡らなくては何物ならない。嵩上げする必要がない。業者に直接払うんですよね。しかし、これ請求書は多分個人名で森林組合がまとめて発送してあると思います。こういった支払い方がいいのか悪いのかは別にして、できるだけ所有者に支払うような方法を考えていただきたいと思いますがどうでしょうか。
産 業 建 設 課 長	この嵩上げについてですが、全てがこの造林事業を補助事業をやっているということで、補助事業で実施しているということで、実際には個人に利益が入るような形をとればいいんですけども、やはり言い方悪いですけど業者さんの増額になってしまうような形になってしまいますので、ちょっとそこら辺のところは私もちょっとよく把握してないところがあるもので、もうちょっと検討させて形が変えられるようだったらそういうふうに考えていきたいと。

4 番議員	はい、いつも言うように伐採をしたときに、森林組合と契約します。そこで5年間の植林5回か、一反部10年間に20万、10万か20万だね。引かれておりますので、本来は森林組合には行かなくてもいいのかな。ただ、それを目当てに赤字の分を補填する意味で、全額森林組合でとりますけれども、町としては生産者に嵩上げ事業の補助金として支出したものだというふうに私は理解しています。ですから、その辺のところの勉強をお願いしますということで答弁は結構です。
議 長	他に質疑のある方はございますか。 これで質疑を終わります。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより2時25分まで休憩とします。 (ときに14時08分)
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 ここで総務課長より発言を求められていますので、これを許可します。 吉澤総務課長。
総務課長	はい。先ほど出された質問に対してお答えさせていただきます。まず初めにですけれども、総務費、ページで50ページでございます。一般管理費の10節需用費でございます。その他食料費ということでございます。これにつきましては区長会および新年祝賀式の食糧費、かかった費用ということでございます。そして次に、53ページ、53ページの下段の13節使用料および賃借料1万1862円、駅舎排水管路敷他でございます。これは内容3件でございます。小海駅の浄化槽の排水管の施設、それを支払い先は東電さんということですが、敷地を借用しているということでお支払いをしています。それとあと2点につきましては、これは馬流の駅、東馬流にある馬流駅ですね。こちらの道路排水の賃料こちらがJR。そしてもう1ヶ所3点目ですけれども、小海団地、町営住宅の小海団地その集水桝の設置および送水管の賃借料ということで、やはりJRにお支払いしている。3件合わせてこの金額という内容でございます。次に61ページをご覧くださいと思います。やはり総務管理費の、総務ではないですね地域振興費ですね、すいません。集落支援関係の土村の地区、先ほど教育長お答えしたその関係、地域文化の存続ということでその通りでして、保存会を作って実施したものということで、そういった地域の伝承のための費用、そしてお神輿につきましても修繕をしてございます。その次に64ページ2.

	1. 8 駅の運営費の財源の内訳でございます。その他財源が1335万2000円あるということでして、これは先ほど出ましたアルルの17款収入のね、17 款アルルの目的外使用の貸付料の関係、これが817万円。そして次に大きいのが21節になります。その他の収入、雑入ですか、アルルの目的外使用の光熱水費、そこに359万4000円あります。その他やはり17款のアルル等の駐車場の貸付料61万2000円。そして雑入であります J R の乗車券の販売収入は、先ほども答弁させていただいた、そこが97万5000円。それを合計しまして、1335万2000円ということでございます。以上です。
<u>日程第10 認定第2号</u>	
議 長	次、日程第10、認定第2号「令和5年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。これから質疑を行います。歳入歳出とも決算説明資料でページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。 歳入1 ページ、款1 国民健康保険税。2 ページ、款2 使用料および手数料。3 ページ、県支出金。4 ページ、款4 財産収入。5 ページ、款5 繰入金。6 ページ、繰入金続き。7 ページ、款6 繰越金。8 ページ、款7 諸収入。9 ページ、款8 国庫支出金。歳出に移ります。10ページ、款1 総務費、項1 総務管理費。11ページ、項3 趣旨普及費。12ページ、款2 保険給付費、項1 療養諸費。13ページ、療養諸費続き。14ページ、同じく療養諸費続き。15ページ、項2 高額療養費。16ページ、高額療養費続き。17ページ、項3 出産育児諸費。18ページ、項4 葬祭諸費。19ページ、款3 国民健康保険事業事業費納付金、項1 医療給付費分。20ページ、医療給付費分続き。21ページ、項2 後期高齢者支援金等分。22ページ、後期高齢者支援金等分続き。23ページ、項3 介護納付金分。24ページ、款4 保健事業費、項1 特定健康診査等事業費。25ページ、項2 保険事業費。26ページ、基金積立金。27ページ、款6 諸支出金。28ページ、款7 予備費。決算書に移ります。11ページ、実質収支に関する調書。12ページ、財産に関する調書。その他全体を通じて質疑のある方はございますか。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。

日程第11 認定第3号

議 長	次、日程第11、認定第3号「令和5年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。これから質疑を行います。歳入歳出とも決算説明資料で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。歳入1ページ、款1保険料、款2使用料および手数料。2ページ、項2使用料。3ページ、款3国庫支出金、項1国庫負担金、項2国庫補助金。4ページ、国庫補助金続き。5ページ、同じく国庫補助金続き。6ページ、款4支払基金交付金。7ページ、款5県支出金、項1県負担金。8ページ、項2県補助金。9ページ、款6サービス収入、款7財産収入。10ページ、款8繰入金、項1一般会計繰入金。11ページ、一般会計繰入金続き。12ページ、一般会計繰入金続き、款9繰越金。13ページ、款10諸収入。歳出に移ります。14ページ、款1総務費。15ページ、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費。16ページ、介護サービス等諸費続き。17ページ、同じく介護サービス等諸費続き。18ページ、同じく続き。19ページ、同じく介護サービス等諸費続き。20ページ、項2介護予防サービス給付費。21ページ、介護予防サービス給付費。22ページ、同じく介護予防サービス給付費続き。23ページ、項3その他諸費。24ページ、項4高額介護サービス費。25ページ、高額医療合算介護サービス等費。26ページ、款6特定入所者介護サービス等費。27ページ、款3地域支援事業費、項1日常生活支援総合事業費。28ページ、日常生活支援総合事業費続き。29ページ、項2一般介護予防事業費。30ページ、包括的支援事業任意事業費。31ページ、包括的支援事業任意事業費続き。32ページ、同じく包括的支援事業任意事業費続き。33ページ、項4その他諸費。34ページ、款4基金積立金。35ページ、款5諸支出金、款6予備費。決算所に移ります。15ページ、実質収支に関する調書。次16ページ、財産に関する調書。その他、全体を通じて質疑のある方はございますか。
-----	--

(質疑なし)

議 長	これで質疑を終わります。
-----	--------------

日程第12 認定第4号

議 長	日程第12、認定第4号「令和5年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳
-----	------------------------------------

	出決算の認定について」を議題といたします。これから質疑を行います。歳入歳出の決算説明資料で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。歳入、1 ページ、款 1 後期高齢者医療保険料、款 2 使用料および手数料、1 ページ。2 ページ、款 3 繰入金。3 ページ、款 4 繰越金、款 5 諸収入。歳出に移ります。4 ページ、款 1 総務費。5 ページ、款 2 高齢者医療広域連合納付金。6 ページ、款 3 諸支出金。7 ページ、款 4 予備費。決算書に移ります。 7 ページ、実質収支に関する調書。その他、全体を通じて質疑のある方はございますか。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第13 認定第5号</u>	
議 長	次に、日程第13、認定第5号「令和5年度小海町簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。これから質疑を行います。歳入歳出を決算書および付属書類でページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。小海町簡易水道事業決算報告書 1 ページ、収益的収入および支出。2 ページ、資本的収入および支出。3 ページ、損益計算書。4 ページ、余剰金計算書、余剰金処分計算書、4 ページ。5 ページ、貸借対照表。決算付属書類 6 ページ、概況。7 ページ、工事。8 ページ、業務、会計、8 ページ。9 ページ、キャッシュフロー計算書。10 ページ、収益費用明細書収益の部。11 ページ、収益の部続き。12 ページ、費用の部。13 ページ、費用の部続き。14 ページ、同じく費用の部続き。15 ページ、資本的収入支出明細書、資本的収入。16 ページ、資本的支出。17 ページ、収益的支出。18 ページ、未払金内訳。19 ページ、未収金内訳、所蔵品。20 ページ、固定資産明細書。21 ページ、企業債償還額一覧表。22 ページ、水道料金および使用水量年度別推移。23 ページ、令和4年度と令和5年度の水道料金月別比較。その他、全体を通じて質疑のある方はございますか。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>○ 質疑終了</u>	

議 長	以上をもちまして、議案、認定に対する質疑を終結いたします。
<u>○ 常任委員会付託</u>	
議 長	本日議題としてまいりました議案第31号から議案第38号、認定第1号から第5号及び陳情第5号から陳情第7号は、議規則第39条の規定により、お配りした議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	異議なしと認め、議案付託表のとおり付託いたしますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	以上で本日の日程は全て終了いたしました。 一般質問は9月10日火曜日午前10時から行います。 これにて本日は散会といたします。ご苦労さまでした。 (ときに14時57分)

令和 6 年 第 3 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 9 日」	
＊ 開会年月日時	令和 6 年 9 月 1 0 日 午前 1 0 時 0 0 分
＊ 閉会年月日時	令和 6 年 9 月 1 0 日 午後 5 時 4 3 分
＊ 開会の場所	小 海 町 議 会 議 場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	皆さん、おはようございます。 今日は一般質問であります。今回は8名の方が一般質問を行いますので、今日一日で一般質問を全て行うのは難しいかと思われます。定刻は過ぎると思いますので、よろしくお願いいたします。 定刻になりました。ただいまの出席議員数は10人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。 なお、議会の I C T 化推進の目的から、議場へのタブレットの持込みを許可します。 暑いようでしたら、上着を脱いでいただいても結構であります。
<u>○ 議事日程の報告</u>	
議 長	本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。 本日答弁のため出席を求めた者は、町長、教育長、各課長、教育次長、所長、会計管理者であります。 なお、教育次長は欠席との連絡がありました。
<u>日程第 1 「一般質問」</u>	
議 長	日程第1、一般質問。本日は、会議規則第61条の規定により一般質問を行います。 あらかじめ申し上げておきますが、同第63条の規定により一般質問を行いますので、ご協力をお願いいたします。

	それでは順次質問を許します。
<u>第9番 小池 捨吉 議員</u>	
議 長	初めに、第9番 小池捨吉議員の質問を許します。小池捨吉君。
9 番議員	それでは、9番、小池捨吉です。それでは、通告に従いまして一般質問を行います。 最初に、町内に眠っている湧水、生活用水の活用について伺います。 まず、東北の3.11地震、また、今年の元日の能登半島地震クラスの地震がもし当地を襲ったと想定した場合、インフラの復旧には相当時間がかかると思います。 県内には8か所の断層があるということです。南海トラフ、または日本海トラフが動くと、県内も大きな影響が出ると想定されております。当地には活断層がないということですが、地下の構造についてはよく分かりません。 大きな災害で上下水道が使えなくなった場合、トイレまた洗濯、風呂水等、生活用水が問題になります。大きな災害が起きても、小海には給水車がすぐ来るとは思えません。各地での災害があるたびに飲料水、生活用水が話題になります。 町としては簡易水道は整備されているが、水源からの距離が非常に長い、災害時の水道管の破損等の対策として、町はどのようなになっておるか、お知らせ願いたいと思います。
産業建設課 長	おはようございます。ご苦労さまでございます。 私、少し歯がなくてちょっと聞きづらいと思いますが、申し訳ございませんが、ちょっとご了承をお願いいたします。 それでは、お答えします。 災害時、水道の復旧には時間がかかるということで、湧水、井戸水の生活用水を確保しろということでございますが、確かにいい提案でございまして、小海町町内にはいろいろな水が流れて昔の生活用水として使われていました。 例えばの例を挙げますと、馬流の清水町のところに四角くコンクリートでやって水がわんさか出ている、ああいう状況のことを申しているのだと思いますが、この湧水に関しましては、水道法の適用にならず、飲用水としてはちょっと無理かなというふうに考えております。

	というのは、水質検査とかやってみますと、大体大腸菌だとかそういうのが出るんですが、公の立ち位置としましては、それを飲むということに関しては推奨できないという中で物を洗ったり、今で言う下水ですとか、そういうことに使うのは有効だというふうに考えております。 そして、今ご指摘のとおり、災害が起こると全てのライフラインが機能を停止してしまうということでございます。 ということで町は何をを考えているかということ、まず配水管、これに関しましては今、ダクティル鋳鉄管というもののんですが、それより上のGXというタイトン型なんですけれども、1回入れるとスッポンのように抜けないというので、各地の被災地でもそういうものが宙づりになって、道路が落っこちても管だけは残っていると。そういうふうにやって復旧をなるべく早くできるように、町もGX型の配水管に布設替えをやっているところでございます。 それから、長野県の水道協会の会員でありまして、長野県の企業局が地震等災害に遭ったという場合には、被災会員のところに応急給水、しかも水道施設の復旧応援作業にも携わってくれるということで県下で協定を結んでおります。 ということで、そのほかにも、給水タンク車を今度は町でも調べようと、今までは、佐久水道企業団のほうにお願いをして、給水タンク車とか緊急時には来ていただいたりとかやっていましたが、うちらもそういうものを備えるとか、自分らでできることをまずやって、そして、もしそういうことが起こった場合には、生活用水、雑排水としての活用により地域の水源を、水を使っていたくのは有効だというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。
9 番議員	今、産建の課長から、要するに水道の配管については大丈夫だという話があったんですけども、あれかね、例えば八岳とか上智とか五箇とかということで、その水源のもしどこかで、どこかが駄目だったら切り替える設備とかそういうのは考えていますか。それとも、今できている箇所はあるですかね。
産業建設課長	この間、水道審議会のほうでも、町の水源等について視察をしていただきました。主な水源が上智水源、五箇水源とございますが、小海町の簡易水道につきましては、浄水場がない、湧水を直接水道まで直結する仕組みでございます。 ということで、どこかでポンプで切り替えるとか、そういうことというの

	はないもので、今考えられることは、例えば五箇の水を土村のほうに渡す。これはなぜかという、上智水源がもし駄目になった場合に、五箇から回す。そして、本間だとか東馬流だとか、こういうところが駄目になった場合には、上智水源を回せるように、切り回しですね、人間の手による切り回しで、水源を余裕のある水源から持ってくるという方策はございますが、そのほかに施設的に有事のときに取り回す機能はございません。
9 番議員	今、課長から切り回しという話が出たんですけれども、大体の五箇の水源、上智の水源ということで、もし切り回せば、どの範囲までができるのかと。例えば五箇の水源をこっちへ回したとしても、馬流程度までか。それとももっと上の鑑掛とか八那池まで行けるかというのは、いかがですかね。
産業建設課長	自然流下の配水を実施しております。ということは、各地区に配水池がございます。そうすると配水池で水圧レベルは一旦ゼロになってしまいます。 ということで、例えば五箇につきましては、本間川にある配水池で水圧ゼロ、そこから上る、理論的にはパスカルの原理でいきますと同じ高さまでは上るということなんですが、私の経験値でいきますと、馬流については馬流地区だけ、というのは馬流配水池がありまして、そこでゼロレベルに上智の水がなっていますので、駄目だと。ということで、五箇の水源は、小海を馬流橋を渡せば土村一帯を配水できるんじゃないかというふうに考えています。ただ、卒道地区については、レベル的にちょっと厳しいのかなというふうに考えております。 というように今度は逆に上智水源を持ってくるという中では、上智水源一番高いところから八那池配水池で1回ゼロになりますので、そこからということで、一応経験値でいきますと本間のところまで持っていけるという計算になります。 以上です。
9 番議員	今の課長の意見で大体切り回しの範囲が分かりましたということで、今後何かあったときは、速やかにそういう切り回しというか、それができるようにまたお願いしたいと思います。 それでは、また先ほどの続きじゃないですが、井戸水、湧水ということでありますが、これは清流水ということで、水道の普及とともに何ていうか、井戸水とかそういうところの水源が忘れられています。 それで、幸い小海の地籍では、非常に川西、川東とも水には恵まれていますということで、今までは各集落でもって水源を持って利用していたと。

	ただし、川西地区ということで、北牧側は特に水道が発達したということと、東側も土村から東馬流については水道が完備されたので、そういうところの水源は非常に放置されたというふうに思っております。 湧水をどこでも使える、整備してはどうかということで、これについて、整備したところには助成金は出せないかということですが、その辺の考えはいかがですか。
産業建設課長	小池議員のおっしゃるとおり、各地区に井戸、そして湧水が湧いているところ、清水が出ているところ、いろいろございます。そういうところに、その維持管理に補助金が出せないかということでございますが、一つだけ懸念がございます。その水を飲んでしまう方がいらっしゃると、どうしても我々としては許可を出せないというか、使わないでくださいという形になってしまいます。 というのは、かつていい水だというのも、水質検査をやると大腸菌、それからそのほかの有害物質が含まれていることがあります。そういうものに対しての責任の担保が取れないということで、本当に飲まない。本当に洗濯物、洗濯物は洗わないか。農業機械を洗うとか、そういうものに使う分には全然構わないんですが、それを飲んでしまうということになると、ちょっと許可が出せないということ。 ということは、町が助成金を出して管理をしていただくというところに関しましても、責任が取れないということで、公にいいますと助成金のこととはちょっと無理かなというふうに考えおります。
9番議員	今、課長のほうから助成金が出せないということですがね。湧水もかなりいいところはあるじゃないかというふうに思っております。 私は学校へ通ったり、いろいろするときもそうですが、湧水の利用ということで、まず八那池はもちろんそうですが、鎰掛にもありました。それから、馬流の先ほど話に出ましたけれども、はしもとやのところにもあったし、恐らくあの法務局、前の法務局があったところにもあったと思います。あと、宮下とか、今まだ出ているのが、卒道のところに少し出ていますよね、卒道の旧道のところ。ああいうところの活用ということで、昔はちょっとした屋根がついたりして、みんながうまく利用していたというのが現状だと思います。 先ほど課長からも話があったが、各集落に働きかけて、湧き水とか井戸水が利用できるように、飲料水とは言わなくも、生活用水としてできるようにしておいたほうがいいではないかと思います。

	いずれにしろ事前の設備とか、事前投資にはお金がかかるのは分かっていますが、いざというところを考えれば安いものと思いますが、この辺を再度考えた中で町として、町長としてはどんなものか、ちょっと意見を聞きたいですが。
町 長	再三おっしゃることは理解できます。しかし、今、課長から答弁申し上げたとおり、飲料水としては使えないということでございますので、これを積極的に町のほうからどうだこうだということにはならないかというふうに思います。 それより、もう少し現状のものを充実させていくというものが必要ではないかというふうに私は考えております。
9 番議員	町長もあんまり乗り気でないということは分かりました。 そこで、井戸水とか湧き水について、これの管理ということの中で個人なり集落でもって申請してもらって、整備状況と生活用水として使えるかどうか、水質の確認を町がして、そういう箇所には、先ほどから話をしている管理料というか手数料というか、そういうのを年間5,000円ぐらい払って管理してもらって、洗濯とか風呂水とかそういうところへ使えるようなことができるようにしてはどうかということです。 例えば町に20か所あったとしても、5,000円で10万円ぐらいでもって安いものじゃないかというふうに考えます。それも特に自動車の入る箇所、すぐ水が車に積めるような箇所を選定して、誰でもが利用できるシステムをつくっておいたらどうかと思いますが、その辺の考えはいかがでしょうか。
町 長	ただいま申し上げたとおり、小池議員のおっしゃること、これはある面ではいけば名案だというふうに思いますけれども、地域の資源を生かした防災対策というふうなことになろうかと思いますが、やはりそういったものを積極的にという形になりますと、これはちょっと申し上げた衛生上とか、それから組織上の中で問題があるかと思えます。 それよりは、やはり先ほど申し上げたとおり、現状をしっかりと整えるということがいかに必要ではないかというふうに思っております。 以上です。
9 番議員	町長もあまり乗り気ではないということで、だけど町として生活用水については、その辺のところはちょっと考えておいてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。 それでは、2番目に移りまして、上人沢の水利用ということでお伺いした

	いと思います。 これは、現在小海原に上げている水の水源であります。水源は、南牧村の海尻の地籍にあります。海尻でも皆さんもあれですが、ゴルフ場の行ったまだ先の上のほうにあるということでもあります。 この水源も文献によりますと、水利権は明治12年に、原田源吉という人が稲子を開田するということで、水利権を取得したと。それで、稲子は、ちょっと水がなかったということで、あの大月川とかあればね、八那池とか鑑掛が相当反対して、あの水を稲子に引くことができなかったのも、原田源吉がいろいろ見つけて、今の上人沢の水の権利を取ったということでもあります。 それで、最初に契約したのが、昭和47年10月28日、井出町長のときに契約したと。この契約で分水率が承認されました。上人沢の分水率ということですが、これは水路の管理規約の中でもって取水の施設と第1分水、それから第2分水の施設は全て小海町で負担と。それで、この水の利用にちょっと当初の契約に問題があったと思いますが、水田とか土地改良以外には使っちゃ駄目ですよという契約だったと。よって、飲料水としては使うことができないと。 その後、昭和55年3月に、鷹野町長に替わったときに再契約ということでやりましたということです。 それで、そのときに再契約でもって、47年10月の契約の制限は全て破棄ということをやったわけです。それでこの中で破棄ということは、水田とか土地改良以外ということで、飲料水にも使えるという解釈でいいのかなとか。その辺はいかがでしょうか。
産業建設課長	上人沢の分水契約につきましては、小池議員もご承知のとおり、35対65でございます。この契約のいきさつについては、私たち若い者はちょっといきさつは分からないんですが、この水については、こういう事例があります。 上人沢から持ってきてまして、松原の長湖の上のところ一本松のところまで分水をしています。 ここで南牧村、そして小海原にというふうに分水しておりますが、かつて南牧村は海尻地区の水道に使用しておりました。それは配水池がございまして、実際にお尋ねをすると、平成六、七年頃の農業集落排水の整備のときに、やはり水がなくて、こちらの水を使わせていただいたということで、それ以来、水については使っていないということで回答がございました。

	そして、現在なんですが、農業に従事する留学生がいらっしゃって、防除用水から水を飲んでしまうということが南牧村でも少し問題になって、それで取りあえず今、分水した後の配水池、南牧の無人の配水池については、塩素を入れているということでございます。 ということは、大腸菌とかそういうものは塩素で死滅化させて、管理ができないわけですから、蛇口を開けば防除用水だって開けちゃうわけなもので、そういうところの対策としてやっているということでもありますので、水、飲料水として使えることは使えます。ただ、これも公にいいよということで使うということになりますと、かなりの協議等そういうことが必要だと思えます。 それで、かつては小海原に上っている水道のほう、八那池から後久保からこうやって八那池の高いところまで上っているんですが、あのタンクが空になったら、そういうときに下から持ち上げるのもなんなのですが、かつては先輩方にお聞きすると、この上人沢の水を緊急的に使わせてもらったということもお聞きしたことがあります。 そのほかにも茨沢、かつては山の神の配水池、水がなかったり事故が起きたときに茨沢の水を緊急時に入れさせてもらったということも過去にはありますが、現在そういうことをちょっとやると衛生上ちょっと問題がありますので、この水は緊急的には使えますが、現在ではこれを公に使っていくことは、ちょっと無理だというふうに考えております。
9 番議員	それでは、今お聞きしたとおりであります、いずれにしろある程度内緒かどうかはよく分からないですが、海尻は飲料水で使っていると。ところが小海では、一切そういうことは使っていないということは分かりましたところ。今後も使うかどうかは、ちょっとまだ検討中になるかと思いますが、あれです。 それで、この契約の中で55年3月、鷹野町長のときに分水率についてですが、この分水が先ほど課長もちょっと言ったんですが、取水池の場所、原点でもって海尻のほうで35%、小海が65%ということです。それで、第1分水施設のところでもって海尻に30%取られると。それから第2分水施設のところでもって5%取られるという契約であります。 それで、私はこれちょっとあれすると、単純計算でちょっといきますよ。単純計算で、もし原水ということで場所でもって1,000リッターの水が出たとすると。そうすると原水地点でもって1,000リッターを海尻に350リッター、小海に650リッター取ります。

	それで、第1分水施設のところで、その650リッターの30%、約195リッター取られちゃうと、そうすると小海が455リッターしか残らないんです。それで最後に第2分水施設でもって、この455リッターのうち5%を取られると。そうすると、海尻のほうへそこでもって22リッター取られて、これが海尻の今の飲料水に少し使っているじゃないかというふうな水になるというが、そこで小海が95%取ったとしても、432リッターということで、いずれにしろ1,000リッターの水が出ても、極端に言うとも40%は小海は使えないと。 それで、私が思っているのは、55年の契約から取水設備、元から第1分水、第2分水ということで、この施設が松原の島向こうというんですが、これは多分お寺から見て島向こうだと思うんですが、音楽堂の向こうへ行った上のあの辺だと思います。そこまでの施設、全て小海が持っているわけです。そこにちょっと私が問題というか、あるじゃないかと思っております。というのは、今まで維持管理費は全て小海が持っている。水利権も小海はありますよということでありまして、それだけお金と水利権の権利を持っていながら、40%の水しか取れないということで、これをちょっと町長には頼みたいですが、将来、維持管理の負担が非常に小海は大きくなると思う。水量の割合にね。 そこでもって管理費を海尻にも出してもらおうということを要望すると。それから、駄目だったならば、第1分水の施設、30%取られるのを20%で落ち着くような契約を考えてほしいんですが、この辺はいかがなものでしょうか。
町 長	上人沢の水利、あるいは水の件につきましては、過去より紆余曲折かなり数の案件がございまして、これもそのうちの一つだというふうに思っております。原田さんから始まりまして現在に至っていることは、私も承知しておりますけれども、その細部につきましては、私はちょっとまだ勉強不足で申し訳ございません。 そうした中で、これはまずは合法的、続きましては過去の経過等々につきましての十分な協議等が必要ではないかというふうに思います。貴重な水源であると同時に、ちょっと私も今、小池議員の提案で初めての部分が結構ありますので、ぜひ私にも勉強させていただいて、そしていい結論を出したいというふうに思っておりますので、また、ご教示願えればというふうに思っております。
9 番議員	私は2つの解決策というか、あるじゃないかと思っておりますけれども、1つは、

	原水のところでもって80%小海が取り、第1分水のところでもって、30%を20%にするという方法なら、ある程度小海も納得できるじゃないかと思いますが、その辺もちよっと検討し、勉強していただいて、ぜひ次の契約のときに考えていただきたいということで、よろしくお願いします。 そんなことで、いずれにしろ第1回の契約、47年からは52年も経過していましたと。それから、55年からでも44年の歳月が過ぎたということで、半世紀も過ぎたし、いろいろ裁判も途中であったりいろいろしたと思いますけれども、ぜひそんなところを将来のために、町のために考えておいてもらいたいと思います。 それと、これが飲料水で今後使えるということで、ぜひその辺を考えておいてもらいたいと。そうでないと、もし水が、人口も減っている中でそう水は要らないという人もいますけれども、やっぱり水源というのは非常に大切でありますので、その辺のところをぜひ飲料にも使えるようにということでいきたいんですが、その辺の考えはいかがでしょうか。
町 長	先ほどからご答弁しているとおおり、私の知らないことを答えろと言われても、答えられませんので、先ほどご教示願いたいということを申し上げました。 十分な知識を得た中で、そしていろいろな関係各位と相談しながらという形になろうかと思えますけれども、これは飲料水に使えば、それ以上のことはないというふうに考えております。
9 番議員	ぜひ飲料水で使えるように、工夫というか頭を使っただきたいと思えます。 それで、これ一つ要望ということでありますが、これ今この上水の水を小海原に上げるということですが、今途中までは工事をやっております。そんな中で、私は小海原まで上げたら、もう1本並行して管を1回2本入れておいて、1回下げてきて、芦谷とか箕輪のあの辺のところの水道管に接続することは考えてはどうかというふうに思っております。 もう一つは、せっかく小海原まで上げたんだから、将来何かあったときに、土村とかあっちのほうまで水が行けるようなことを考えておいてもらいたいと思います。 そんなことで、これは要望でありますもので、ひとつまた町としても考えておいてもらいたいと思います。 それから、また、もう一つ通告してあります国道141号線の鑑掛と鑑掛洞

	門の間の管理、ガードレール設置を要望しますということであります。 これ今、千曲川のほうは、今まで土手の下、植木というか樹木があつてそんなに危ないとは思っていなかったんですけども、樹木を伐採して、そこで見ますと、これはこの場所は、小海線の列車と橋梁を入れた写真ということで、マニアが撮って最高のシャッターチャンス場所と思います。 ただし、この擁壁、高さを見ると擁壁だけで7メートルから8メートルの擁壁が建っていると。それで、擁壁のその下はのり面でありまして、千曲川まで続いているという状況であります。車が車道を乗り越えれば千曲川まで転落ということで危険な箇所と理解しております。 また以前、歩道には植木もありました。一昨年かその前あたり、植木を全部撤去して、全て歩道になりました。車道と歩道の間にガードレールの設置を県に要望してはと思いますが、この辺はいかがでしょうか。
産業建設課長	銚掛から洞門間につきましては、小池議員のお話のあったとおり、現況といたしましては洞門内にガードフェンスが設置されていると、その先は歩道にガードレールがないということでございます。 先ほどの小海線の景観ということで県が気を遣っていただいて、あそこの伐採をしていただきました。 ご指摘のとおり、ガードレールということでございますが、車道・歩道間のガードレールの設置については、道路構造令の規定に基づいて車両用の防護柵の必要性がその現場、現場で変わってきます。実際に車両用の防護柵を設置するか否かは、路外を含む道路の状況及び交通の状況を十分に踏まえ、総合的に判断して設置が必要とされます。 小海町の中には、同様に車道と歩道間にガードレールが設置されている箇所と未設置の場所がございます。道路の状況及び交通の状況を十分に踏まえた総合的な判断ということでございますが、例えば一例といたしましてカーブが存在する箇所、降雪時のスリップやそうでなくても車両の路外が想定されるところにはガードレールが設置されております。 小池議員の質問をいただいております洞門を通過して、山梨方面へ向かう場所だと洞門から左カーブになるわけですね。ということで、その後は直線道路になります。歩道は左側にあつて、車両の路外が起きるということは、あまり可能性というのは低いということで現況は考えております。
9番議員	いずれにしろ今、課長はそういう答弁ですが、私としては、あれは非常に危険な箇所というふうに思っております。 よって、今まで大体国道そこら辺のところの全部歩道を測ると、大体2メ

	一ターなんですよ、歩道の幅。あそこは2.5メートルあるんですよ。前に植木もあった関係もありますが。それで、あれを相当ほかのところにはガードレールが入っていて、あそこに入っていないというのは、今までは植木があったからだと思っております。 今回こうやっていろいろ見ますと、あれが何もなくてああいうふうになってきたということは、非常に何かあったときには危険ということと、自動車が簡単に大型なんか簡単に乗り越えられる縁石というか、あれでありますもので、いずれにしろ、あそこを歩く人も非常に大勢いるんですよ。それを踏まえた中で、ガードレールなんかは必ず設置していただきたいと思います。そんなことで、その辺は町として考えておいてもらいたいと思います。 それで、そのガードレールの話ですが、あれ場所的に私が思っているのは、ガードレールを2段、2段のガードレールにしてあるところは見たことがあると思いますけれども、あまり数はない。ところがああいう場所でありますもので2段のガードレールをつけていただいて、歩道を歩く人も非常に多いもので、自動車の跳ねが上がる飛散防止とか、それを兼ねるためにも2段のガードレールを要望しますが、その辺の考えはいかがでしょうか。
産業建設課長	いずれにしろ危険な箇所だということは承知しておりますので、国道、県道につきましては、県のほうと協議をさせていただいて、設置させていただくのかどうかは、またお話をさせていただきたいと思います。
9番議員	ぜひ早急に県のほうと話をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。 それで、先ほどガードレール等の話ですが、造るならばあの擁壁とあれの構造上、私は打ち込みということは駄目だと思っております。コンクリできちんとしたガードレールの設置場所を造らなくちゃいけないということでもありますもので、ぜひガードレールの柱の間隔もああいう場所が危ないところでもありますもので、間隔ね。要するに今見ると大体ガードレール、5メートルのガードレールは真ん中に柱があって両端にというような格好ですが、もうちょっと細かく入れるような設計にさせていただいて、その辺を県のほうへ造るときには要望していただきたいと思います。 最後に、そのときにもう一つフェンス、今、千曲川のほうにある緑の金網というか、あのフェンスがある。あのフェンスもちょっと傷んできているもので、この際やるときにしっかりしたセンスのいいフェンスを要望しておいてもらいたいと思います。その辺は何というか、あれはね、もう国道

	ができてずっとあるということで、相当の軸のところも傷んでいるように見受けられるもので、その辺はきちんとした、何ていうか構造のものを設置するように要望していただきたいということです。 それで、最後になりますが、国道の舗装ということで、大体国道は舗装してもオーバーレイでもって車道はどうしても上がる傾向にはある。カッターで削ったとしても、下の地盤まで削ることはないもので、そうするとどうしても舗装したときに道路が上がってきますということです。 そんなことでありますので、それを踏まえて歩道はそのままということがどうしても、どの場所でもそういうふうに残っている傾向がある。だもので、ついでに歩道のかさ上げも要望してもらいたいですが、その辺トータルの産建の課長はどのように考えておりますか。
産業建設課長	歩道のかさ上げということでございますが、これも先ほどの何ちゃらかんちゃらの難しい道路構造令という規定に基づいて設置されているものでございます。 特に歩道のかさ上げは、縁石ブロックの中側に1段高くなって設置してあるわけなんです、これのかさ上げすると、いろいろな弊害が出てくる。例えば歩いている人とか走ってランニングをしている人たちが、各家庭の入り口とかそういうところで一旦道路と同じレベルまで切り下げなくちゃいけないということで、大変に危険な構造になります。 ということで、その場所場所によって考えていかなければいけないんですが、今の現時点であの歩道のかさ上げするというのは、ちょっと難しいんじゃないかというふうに考えております。ただ、県とも、こういうお話があったということでお話はさせていただきたいと思います。
9番議員	今、課長はえらい、県とかそのことばかり考えているようですが、いずれにしろ使うのは地元の人であり、こうやって見ますと、何か私がこうやって時々行き会うものですが、要するに高齢の方がどうしてもナナーズへ買物に来る人が非常にいる。それで結構歩いている人がいますもので、歩道のかさ上げしても、スロープさえしっかりすればいいじゃないかというふうに思います。 そんなことで、できればガードレール設置のときに、どうせコンクリでもって柱を立てるに擁壁というかそれを造ると思いますもので、その辺のときに一緒にかさ上げも舗装もきちんとやっていただきたいというふうに要望しますが、その辺のところもお願いします。 いずれにしろ何でもそうですが、事故が起きてからだと遅いと。そして、

	事故が起きると想定しなかったとか、予想外だとかいろいろ出ますもので、そういうことのないように早めの対処ということで、ぜひガードレールとそれからフェンス、それについては早めに県へ要望してやっていただきたいと。できれば今冬に間に合うようなことでもって県へ要望していただきたいですが、その辺のところをきちんと県と相談した中で要請していただきたいと思います。 以上でもって、私の質問を終わります。ぜひ県と早めの協議でもってやっていただきたいですが、よろしくお願いします。 以上です。
議 長	以上で、第9番 小池捨吉議員の質問を終わります。 これより11時まで休憩とします。 (ときに10時47分)
<u>第3番 篠原 哲雄 議員</u>	
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 次に、第3番 篠原哲雄議員の質問を許します。篠原哲雄君。
3番議員	3番、篠原哲雄です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。 まず最初に、本間地区の特定空家についてということで質問させていただきます。 本間地区空き家も特定空家として2017年に認定されてから7年目に至りました。その間、町でも空き家対策協議会で議論され、令和元年度の相続人調査により傍系、直系合わせて相続関係者173名という膨大な数になりました。 令和4年の12月定例会一般質問で今回と同じような質問をしたわけですが、この2年間に空き家の荒廃はますます進み、皆さんご存じのとおり北側の屋根は完全に倒壊し、敷地内の木々は大きくなり鬱蒼と茂っております。私の家の前にも空き家があり、冬から春にかけてキツネの親子が4匹床下にすみつくというような状況が見られました。 特定空家の周辺にもトウモロコシの残渣が残っているのを見かけ、小動物がすみついているものと思われます。こういった動物から人体への病気の感染もあり得るかと思われますし、屋根等の木材片が近隣に飛散しており、近所の人たちに迷惑もかかっております。 町担当者、弁護士の先生の努力により、令和6年2月の空き家対策協議会の

	報告によると、傍系はほぼ相続放棄の処理が進み、あとは直系血族のみに絞られたようではありますが。 ここから質問ではありますが、現在対象者は何名になっているのか。状況はどのように進んでいるのか。また、今年度中に解決するのか、また1年ぐらいかかるのか。今の状況の説明をお願いしたいと思います。
総務課長	お疲れさまです。お答えいたします。 特定空家の進捗状況、処理の状況というご質問でございます。 本間の特定空家につきましては、相続関係者、議員さんおっしゃられたように173名で、法定相続人35人となったところです。 そして、その後、令和2年度から相続権利者全員に対しまして、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づきます助言、指導というのを開始をしまして、固定資産税の代表納付者以外に弁護士等からの通知や職員の訪問を重ねまして、相続放棄等の相続手続を促しておるところでございます。 相続放棄につきましては、民法によりまして、自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内に放棄をしなければならないとされているところなんですけれども、相続放棄を希望したができなかったということが起きないように、近隣、それから一族ごとの助言、指導を実施しているということです。 現在までに25名の相続手続が済みまして、残りが10名の方ということになっております。その方々との折衝をこれから進めていくということになりますが、権利者となる方々に丁寧に折衝を行いつつも、いつか倒壊してしまうという今の状況、現状もありますので、近隣住民の方の不安が大きくなっているところですので、なるべく早く解決できるように尽力していきたいと思います。 また期限につきましては、今年度、来年度という話はまだできない状況です。以上です。
3番議員	それじゃ、35名ほどの法定相続人が25名になりまして、あと10名というところまで行き着いて、皆さんの努力によって行き着いているようです。方向性については、まだ期限が決まらないというようなことで今、総務課長の答弁あったわけですけども。 そういった直系血族の中の1名の方が前からちょっと反対をしていたというふうな話も聞いていたわけですけども、これはちょっと個人情報になるかもしれませんが、その方は今施設に入所されているようですが、そういった方との接触、もしくは話合いというものはこの中でできた

	のか、できるのか。そこをお願いしたいと思います。
総務課長	今、議員さんおっしゃられたような情報ももちろん承知はしておりまして、意思が、何ていうんですかね、はっきり分かるうちに折衝、交渉をしていくという予定でございます。 そして、今度どういったことがあるかといいますと、そういう方々から仮に放棄といいますか、自分は相続人にならない、そういうことを得られたときなんですけれども、やはりどなたさんかが、その残りの誰かが相続人ということになって、町側と交渉をしていく。そういう対象者に誰になるかというのは、その皆さんの相談というか話合いになろうかと思います。そういったことも今後、こういった話の内容ですので、そんなに積極的に話合いができるとは思っておりませんので、そういうことが一番難しい時間のかかる内容だと思います。 以上です。
3 番議員	前からこの1名の方に関しては、非常にちょっと難しいところもあり、そういった形でちょっと施設等に入っていれば、ますますちょっとその辺の今後の中で苦労されるかもしれないんですけれども、粛々と進めてお願いして、最後の相続人のほうへたどり着いて、そこでこれからの中お願いしたいと思っております。 それで、次の3番目になりますが、弁護士の先生により直系血族の相続人が今10名ということになってはおるわけですが、最後の相続人に行き着いたときに、最後の相続人がスムーズに解体撤去ができればよいのですが、万が一対応できずに、助言、指導、勧告、命令の手続をしても進まない場合は、前回も空き家行政代執行ということについて、町長のお考えをお聞きしましたが、再度、行政代執行について町長のお考えをお願いしたいと思いますので、町長のほうで答弁お願いします。
町 長	前回、篠原議員から申出があり、その質問にお答えした経過と全く同じ方向になろうかと思いますけれども、行政代執行というのは、前回説明したとおり、助言、指導、勧告、命令というような手続、それからまださらにいろんな手続を踏んだ中で、あと税金関係とか出てきますけれども、こういったものが済めば、私は町で代執行をしたほうが、これは前に進むと。いわゆる危険箇所を1か所でもなくす。 それから、私も前回お答えしたとおり、国道を通って上ってくるたびに、目が痛むというか心が痛むというか、なかなか進まない状況にじだんだ踏んでいるところでございますけれども、状況整えばということで進めさせ

	ていただきたいというふうに思います。 ご存じのとおり、空き家対策委員会におきまして、様々な土地家屋調査士の皆さんですとか、設計士さん、不動産関係だとかいろんな皆さん来ておりますけれども、10名に絞り込んだということが、これはすばらしいことだよというふうに言っておりますけれども、私はこの先はもう、前回も申し上げましたが、職員のいわゆる技量では対応し切れないということで、弁護士の先生にお任せしているところであります。
3 番議員	ありがとうございました。 前回と町長の答弁はほとんど一緒ではありますが、一つ今聞いていて進展したのが、条件が整ってくればそういった代執行ということも視野に入れてもいいんじゃないかというような今答弁をいただきまして、前回よりはちょっと前進したのではないかなと思っております。 いずれにしても、あの国道のところは誰が見ても非常に小海町にとってもイメージというものもありますし、私も隣にちょっと畑があるんですけども、あのところでいろいろやるにしても、いろんなごみが落ったりして片づけながらやったりもしておりますけれども、できるだけ早くこういった相続人のほうへ引き継いで進めていただきたいと思うんで、これは要望としてお願いします。 続きまして、松原湖スケートセンターの継続ということについて、町の考えをお聞きしたいと思います。 スケートセンターの継続についてということですが、8月11日の信毎に、茅野市出身の小平奈緒さんをはじめ数々の選手を輩出した諏訪地方のスケート文化が岐路、財政厳しい中、存廃どう判断というような記事が載っておりました。 茅野市国際スケートセンターは今年度中、岡谷やまびこ国際スケートセンターも来年度中に存廃についての方針を両市がそれぞれ決める予定です。両施設は利用減と老朽化に直面し、地域人口の減少や市財政の厳しさも受けて在り方が問われているという記事が掲載されておりました。 9月4日の記事には、茅野市国際スケートセンターについて、市行財政審議会が原則廃止という答申内容を決めました。今井市長は、24年度に最終決断をするということでしたが、27年春の任期中までに結論を出すと述べて、約3年間後ろへの後送りとなりました。岡谷市は、茅野市の状況を見てからということでもあります。 諏訪地域、佐久地域はスケートが盛んであり、特に南佐久はスケートのメ

	ッカであります。佐久地域には、小海町と軽井沢町に屋外リンクがありますが、こういったリンクが廃止されると競技人口はますます減少してしまうし、スケートの存続にも影響を及ぼします。 聞くとところによると、現在の南佐久のスケート人口は約100名ほどというようなことをちょっと聞いておりますけれども、小海町には小海小学校、小海中学校、小海高校にスケートクラブがあり、松原湖スケートセンターはなくてはならない施設だと私は思っておりますが、今後の継続について、町長のお考えをお願いします。
町 長	ただいまの件でございますけれども、先般の茅野の判断、こういうものは別に置きまして、私はスケートセンターを継続するつもりでございます。その件につきまして、南部6か町村の意向も仰ぎながら進めていきたいというふうに思います。 経済的にこれは大変なものは分かっているんですけども、これを推し進めるといふ強い気持ちがなければ、これは恐らく駄目になってしまうというような気がいたします。 それより何よりやはり我々は、底辺拡大のための教育の中でのスケートの在り方というものの、そういったものをむしろ考えていくべきではないかというふうに思っております。 結論から申し上げますが、私は継続するつもりでございます。
3 番議員	町長の強い継続するという決意を聞いて、私も安心したわけですが、当然今言ったように財政的には非常に厳しい部分はありますし、先日ちょっと私、指導している方とも話をして、やっぱりそういったジュニアからの底辺拡大、指導という形の中で今やっているということで、何とか南佐久、佐久地域では、これを続けていきたいというような話を私も聞いておりますので、ぜひこういった中で強く継続をしてお願いしたいと思っております。 そういった中で、スケートセンターの今後の維持管理ということの中で茅野市国際スケートセンターは、小平奈緒さんら10人の五輪選手を輩出し、しかしピークの1992年の14万2,300人だった入場者が現在3万人前後で推移していると。施設の2023年度収支は、1,401万円の収入に対し、5,401万円の支出、赤字分を市が補填しているということで、開設から35年、老朽化が進んで冷却管の更新や基盤整備など、大規模改修に約11億円近くが必要との見込みのようであります。 岡谷市やまびこ国際センターも老朽化施設更新に多額の費用が見込まれ、

	2023年度の使用料収入501万円に対し、維持管理運営費は8,544万円、電気代や燃料費の高騰を受けコストは増大しております。延べ利用者は1995年度の4万7,500人をピークとし、2023年度は1万3,700人に減少しております。 先ほども述べましたが、9月2日の茅野市スケートセンター、これ今「NAOice OVAL」という名前になっておりますけれども、の存続について、市行財政審議会が原則廃止というような答申を決めました。 先日ちょっと教育委員会のほうから資料を頂いた中で、5年間、松原湖のスケートセンターの入場者数は1万5,000人から1万6,000人ぐらい。入場収入は5,600万円ぐらい。運営費は5,000万円前後で推移し、町の補填分は毎年約4,000万円以上になっているようであります。 最近では収入より運営費が増加傾向にあり、岡谷市やまびこ国際スケートセンター、茅野市国際スケートセンターと同じような内容になっております。そういった中で暖冬もあって、燃料なんかが大分かさんでくるというようなこともあるかなと思います。 さきにも述べましたが、競技人口の底辺拡大を図るためには、小海のスケートセンターはどうしても必要な施設であります。 しかし、施設も約30年ほどたって老朽化が進み、冷凍機はじめ重要設備の整備を進めていかなければならないと思います。そのために、これから多額の資金が必要になってくるわけですが、冷凍機の整備を進めていく上に資金はどのくらいかかり、何年からの予定をしているのか。それから、財源は過疎債等を充てるのか。 また、今までは重油を燃料として使用していましたが、ゼロカーボン宣言をした町として、冷凍機は電気を使用する機種になるのでしょうか。長期振興計画後期の予定等もありますので、その辺をお聞きかせ願いたいと思いますので、教育長のほうでお願いします。
教 育 長	お疲れさまでございます。 松原湖のスケートセンター、今後の管理についてということでございます。 まず、過去の経過から申し上げます。 平成6年に冷却管の設置、そして備品もろもろを含めまして10億9,027万円、この金額で建設をしたものでございます。これについては国庫補助金、また過疎債、このようなものを財源にしております。 そして、平成10年、テントハウスの横、入り口から見て奥であります、

	観覧席、そのようなものを1,300万円で整備をしました。この財源は、南佐久南部、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、この皆さんがそれぞれご負担をいただいて整備をした経過がございます。 その後、平成19年、冷凍機の更新を行いました。事業費は1億2,600万円、これはまちづくり交付金、このようなものを利用して実施をした経過がございます。 そして、先ほど議員さんからありました長振、第6次長期振興計画前期計画におきまして、令和2年度に冷凍機の更新を掲載しております。しかし、いまだに実施に至っておりません。そして、毎年毎年見直しローリングによりまして先送りをしてきたことが現実でございます。 そして、本年策定しております長期振興計画の後期計画、この計画、資料でタブレットのほうへ掲載をしてございますが、実施計画の3行目辺りに都市公園整備事業、このような事業を導入を目指しまして、令和9年から段階的に冷凍機などを整備してまいりたいということを考えております。 そして燃料、今は重油、非常に環境に厳しい、そういうエンジンを使っておる。今後は、電気を母体とした冷却装置の動力にしていくということが計画の中でもくろんでおりますが、今度はその電気を一つ取ってみても、自然エネルギーからつくり出すのか、それとも受電をするのか。これはいろいろな経費、そういうものを相殺した中で、決定していくことであると考えております。 そういう中でありますが、どんな事業を実施するに当たっても、財源の確保に努めなければならない。これは町民へのサービス、そして予算の効率的また効果的な執行、そういう観点からも職員は努力をしなければなりません。 そういうことを背景に、今申し上げたような計画を長期振興計画で掲載をさせていただいているという内容でございます。 更新の金額、これにつきましては実際に幾らということとは言えませんが、億単位で数年間、1億円は3年間、その程度は少なくともかかるのではないかとということをもくろんでおります。 以上でございます。
3 番議員	今までも長振の中で、そのときもなかなか進まなかったわけですがけれども、次の長振の案という中では、9年度、10年度、11年度、この3か年で冷凍機の更新等をやっていくようなことのようにありますけれども、そうい

	った中でやっぱり財源というものが約1億、1回1億2,000万ぐらい。そして3回、3か年でいくと3億6,000万、約4億近いもの。 それから、毎年5,000万ぐらいの資金は必要になりますので、大変な資金を投入していかないと、そういった中で、今財源を聞いたところだと、そういった過疎債等も使ったりして財源に充てているようでございますので、早めにこういった補修も、できれば補修工事していただきたいなと思っておりますので、先ほども言いましたけれども、暖冬とかいろいろな中で厳しい条件があるかと思えますけれども、そういった中でお願いしたいなと思います。 それで、先ほど町長のほうからもありましたけれども、ちょっと私のほうの提案として、これだけの財源が小海で4億から5億かかるという中で、やっぱりこうやって南佐久の町村でも非常に小海のスケートセンター、松原湖スケートセンターを使っているわけですので、先ほどの中で、観覧席は南佐久のほうの町村のほうから負担していただいて造ったという今、教育長のお話もあったんですけれども、これからそういった中で年間5,000万ほどの維持費がかかっております。 将来的に小海だけで運営というのができるのかどうかということになりますけれども、茅野市長は、諏訪地域6市町村や県などとの連携案も打ち出して、それぞれと折衝したいというような思惑があるみたいなんですけれども、松原湖のスケートセンターも小海町だけで負担するだけでなく、南佐久6町村で資金を出し合って運営が必要になってくるということの中で、先ほども町長のほうからちょっと出ていたりして言ってもらったんですけれども、再度ちょっと町長の考えをお願いしたいと思います。
町 長	篠原議員はじめ議員さんご存じのように、松原湖のスケートセンターにつきましては、南部2町4村はもとより県内、あるいは県外の皆さんまでご利用になっているということが実態であります。 町内の活用は促進するのはもとより、こうした皆さんがおいでになる。ましてやあれですね、南牧、川上におきましては、オリンピック選手もあのリンクから輩出しているというような実態がございます。また、南相木にはすばらしい兄弟がおられることは皆さんご存じだと思いますが、全てあのリンクから出ていったゴールドメダリスト、あるいはオリンピックでございます。 そうしたことを鑑みますと、やはりこの2町4村でのこれは文化でございます。

	したがって、私のほうでも、日頃からそういった連携につきまして協力を申し上げているところでございますけれども、そういう形態の中で続けていきたいと。条件につきましては、煮詰まったところという形になろうかと思っておりますけれども、時間をかけての協議になろうかと思っておりますので、進めていきたいというふうに考えております。
3 番議員	今、町長のほうからも答弁ありましたけれども、佐久南部の2町4村の中で進めていくということで、やっぱり財政的には今後ますます厳しくなるという中で、それぞれの中で負担し合って、このセンターを維持していただきたいと思います。 もう1点、山梨県の北杜市の八ヶ岳スケートセンターなんですけれども、これは小淵沢だったと思うんですけれども、2020年に廃止を表明しましたが、市民の署名活動を経て、22年4月に県から同市に無償譲渡され、市は22年度冬から営業を開始し、クラウドファンディングで2,000万円が集まり、企業とネーミングライツ契約を結び資金調達しました。これからこういった手法も必要になってくるのではないのでしょうか。また、スケートボードも造って収入増を北杜市では図るようです。 そういった中、松原湖スケートセンター周辺、もしくはスケートセンターも一年中使えるような方法も考えてみていいのではないのでしょうか。教育長、ちょっとその辺いかがでしょうか。
教 育 長	いろいろな季節にそれぞれ使える施設を構築したらどうかというご提案でございます。 これにつきましても、長期振興計画、この計画の文書のほうであります、21ページ辺りにスケートセンターについて掲載をしております。 オールシーズン使えるような施設運営がこれから求められる。そして、隣にグラウンドがあります。そのグラウンドとセットで上手に使えるような方策を町として計画をしていきたい。そんなもくろみもありますので、その節はいろいろとご協力のほどをお願い申し上げます。 以上でございます。
3 番議員	冬の約3か月というシーズンではもったいないと思いますので、ほかのシーズンに何か考えて、今グラウンドという話も出ましたけれども、いずれにしろオールシーズン使えるような工夫を考えていただきたいと思います。 それから、今グラウンドという話が出ましたけれども、小海町の総合グラウンドの有効活用というようなことで質問をしたいと思います。

	それで、通告にありますけれども、グラウンドB面の整備、トイレの設置というふうなことで、皆さんご存じかと思えますけれども、昨年に引き続き、今年も総合グラウンドで、八峰サマーカップ2024が開催され、昨年は7校でしたが、今年度は10校が参加されております。 7月27日、28日、29日の3日間行われ、チームの内容は、静岡県から1校、埼玉県から1校、山梨県からは1校、群馬県からは3校が出場され、長野県では飯山、伊那西、篠ノ井、野沢南の4校の方で、合計10校が3日間総当たりのリーグ戦を行っております。 参加人数は生徒118名、顧問21名の139名、そのほかに父兄の引率がされております。これはちょっと私のほうで頂いた資料の中からこの人数を言ったわけですが、 この件に関しては、先日の長期振興計画審議会の中で1人、委員さんのほうから意見が出されたようです。これに関しては、小海町でも大きなスポーツイベントでありますので、ぜひこういった形の中で進めていただきたいと思いますし、また、開会式には町長、教育長も参加いただき、町から八峰の湯入浴券を全員に、教育委員会からは飲料水を各チームに1ケースを配布され、歓迎をいたしました。 昨年からの質問になりますが、懸案事項のB面の表層改良をぜひ来年度早めに進めていただきたいと思います。 それで、来年の6月、ソフトボールの県大会の開催が小海のグラウンドで開催されるということが決まったようです。それは皆さんから聞いたところによると、非常に小海のグラウンドはすばらしいということで、ロコミとかいろいろの中で県大会をここでやりましょうという中で決まったようで、日程的にはまだ私も詳しい日程は聞いていないんですけれども、そういう方向で進んでいるようであります。 そういう中でグラウンドの整備と併せて、B面のほうにもトイレ設置等をしたらどうかと思えます。B面から現状のトイレに行くには時間がかかりますし、これからの女子ソフトボール大会の開催には、施設の充実が必要ではないかと思えますが、トイレの設置というのは、簡単にすぐにはお金もかかることですが、すぐというわけにはいかないですけれども、今後の中で検討していいのではないのでしょうかということで、教育長に答弁を求めます。
教 育 長	総合グラウンドのB面へトイレ、また、表層の改良をというご意見でございます。

	現在の町営グラウンドにつきましては、平成24年、中部横断自動車道佐久南と八千穂高原インター、この間の工事による残土、その搬入によりまして、2メートルほど従前のレベルよりかさ上げをし、現在のグラウンドができております。 以前は、水はけは悪く非常に使い勝手が悪いグラウンドでございました。そして整備後は、よくなったとか使いやすい、そんなご意見が寄せられたということが、たまたま公民館報の縮刷版を見まして掲載をされております、そのときは感動をするようなグラウンドだったんだなということを感じたところであります。 そして、それから約10年、冬の凍上、そのようなことによりまして小砂利が表面へ浮き始めております。特に今、議員さんおっしゃられるB面、これにつきましては小砂利が多く、野球、またソフト、サッカー、そういう滑り込むようなスライディング、そういうことが多い競技には少し抵抗があるのではないかなということも感じております。 これも長期振興計画でございしますが、後期計画におきまして表層の改良計画を計画をしております。令和7年、来年度の予算で当初予算へ計上する計画でございします。具体的な予算額、これにつきましては、今後見積りをいただいた中で決定していくわけでありましたが、予算審議の際、よろしくお願いを申し上げます。 そして、B面へのトイレの設置、現在グラウンドの入り口に駐車場に隣接したところにトイレがございします。2,560万6,000円、この工事費で平成26年9月に竣工をしたトイレであります。 そして高校生のソフトボール大会、それもありますが、先日の分館対抗のソフトボール大会、非常にB面からではトイレまで遠い、何とかというご意見というか、自分でもそう感じた、そういうこともあります。トイレなど近くにあって、そして重宝に利用できることが一番具合がいいわけでありまして、あな施設一体のものとして考えますと、あれだけの施設が入り口に整備してありますので、現状は今のトイレを利用していただきたい。こんなことをお願いをしたいと思います。 以上でございします。
3 番議員	じゃ、一応今、教育長のほうからグラウンド整備に関しては、来年度の当初予算の中で計上して行っていくということで、ぜひ6月に県大会等がありますので、それに間に合うような形でお願いしたいと思います。

	トイレに関しては、ちょっとすぐにはいかないでしょうけれども、先ほど今言ったように、分館大会のときにもちょっと遠いよねというような話もありましたので、今後の中でお願いしたいと思っております。 それから、続きまして、だんだん時間がなくなってきましたけれども、スポーツイベントの誘致について、各課の横の連携が必要ではないかという形の中で、総合グラウンドは野球では2面、ソフトボールでは4面、サッカー場であれば2面が取れるわけで、非常にいろんな競技に対応できる広さがあるわけです。 自然環境に恵まれ、夏の気候は涼しくて、八峰サマーカップに県外から参加された監督さんからは一様に、こんな涼しいところはないとの評価をいただいています。 また、サマーカップ以外にも8月27日、28日、29日には、静岡県の駿河総合、伊那西、野沢南、中野市ジュニアの4チームが合同合宿をして、その合間に練習試合を行っているわけです。そういった中で、小海町ソフトボール連盟の山下会長、野沢南高の事務局の先生、コーチの鷹野さんが、グラウンド整備、宿泊先の手配等、裏方として尽力をして、大会や合宿がスムーズに進行できるような裏方で頑張っております。 そういった中で、町も協賛をして盛り上げていく必要があるのではないかなと思います。今後の中でこういった高校生のソフトボール、また、大学生、もしくは社会人の合宿や大会というような、そういったこともぜひ考えいただいて、菅平のラグビーのように、夏のソフトボールは小海町のイベントとして、夏のソフトボールのメッカは小海ということにぜひこういった形をやっていけるような形を進めていただきたいと思います。 そういった中で、各課の連携を取ってアイデアを出し合って、長期振興計画の企画会議等で検討してはいかがでしょうか。そうすることで、交流人口を増やすことで、町の観光等の活性化につなげていかれるものではないでしょうか。 こういった大会を開くには、やっぱり前からの懸念であります宿泊施設が足りないというようなこともありますけれども、今後もこういった宿泊施設の確保とか、いろいろあるんだと思いますので、南佐久広域でなり、前回は佐久市の一萬里へ泊まったりとか、そうされているようですので、そういった中で広域の中で進めていくというようなことも必要かなと思いますので、こういったイベントを進めていく中で、ぜひこういった横のつながりを持ちながら進めていくということで、これは、産業建設課長……
--	--

	教育長でいいですか。
教 育 長	スポーツイベントの誘致、そして各課、系の連携をというご指摘でございます。 長期振興計画、そして過疎地域持続的発展計画、このようなそれぞれの町の計画、その中に必ず関係人口、交流人口の創出を目指して頑張りますという文言が掲載をしてございます。そして、「憩うまちこうみ」、このような事業を積極的に取り組んでいるという状況でございます。 そして、先ほど議員さんもおっしゃられましたが、高校生のソフトボール大会、宿泊場所がなかった。そのようなご指摘も、私も聞いておるところであります。 そして、8月20日から23日に全国中学校体育大会、俗に言う全中、これが北信越を会場にして行われました。長野県は、佐久市の武道館が柔道の大会の会場になったと。そして、そこへ1,000以上の選手、また先生方、それに加えて応援の皆さんが駆けつけた。とても泊まる場所がなく、苦慮したという話も聞いております。 先ほど課を超えてというご指摘であります。各課連携という意味では、それぞれの課、係がその仕事の専門性に特化し業務を進めている。これが現状でございます。そういう中でありますが、やはり連携、連絡、そういう相互協力の持てる組織をつくりながら、まちづくりを進める。こういうことが大切であると考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。 以上でございます。
3 番 議 員	答弁ありがとうございました。 そういうことで、各課で連携を取りながら、こういった小海町の観光なり、せっかく町へ来ていただける方々に、ぜひ小海へまた来たいというような、こういったソフトボールの女子高校生が来ているということは、この皆さんが大人にというか、結婚して母親になったときに、小海よかったよねという形でまた子供さんを連れて来てもらえるような、そういった町にしていっていただきたいと思います。 ちょっと私の提案なんですけれども、今回この大会に来た高校に、町のちょっとパンフレットとかそういったものも送って、ぜひまた来ていただきたいというような宣伝も必要ではないかなと思いますので、ぜひその辺もお願いしたいと思いますので、これはまた産業課なり、そういうことで観光課系のほうへお願いしたいと思います 最後の質問になりますけれども、八峰公園（仮称）整備に併せてスケート

	ボードパークの建設を考えられないかというようなことで、7月22日の全員協議会で、松原湖高原（仮称）八峰公園基本整備計画が示され、対象エリアは八峰の湯周辺の西側と東側のキャンプ場、スケートセンター、総合グラウンドとの連携を図るとあり、事業費は概算で約2億円を見込みとし、開発を考えたいと説明があり、今後関係団体、町職員検討メンバー、審議会、議会等との協議、合意形成を進めていくということではありますが、先ほど来から出ていますけれども、私は、スケートセンターと総合グラウンドを年間通しての誘客に努める施設としてあの周辺なりへ、スケートボードパークを建設されたいかがでしようかなと思っております。 皆さんご存じのようにオリンピックの中で、日本選手は東京オリンピックでは金メダル3個を含む5個、パリオリンピックでは金メダル2個を含む4個を獲得しました。今やスケートボードはオリンピック競技にもなり、ストリート、パークの2種目があり、若者の競技人口も非常に増加しております。 今までは公園や道路でやっていて、地域住民等の騒音などの苦情によりトラブルが発生しておりました。 オリンピック競技となるこういった契機に全国にスケートボードパークの整備が進みつつあります。長野県では、ちょっと調べてみましたら大小27件ほどあるようですが、スケートボードは施設がよければSNS等で若者の情報発信でどこからでも集まってくると思います。 こういった公園整備に併せて、ぜひ調査研究をしていかれたらどうでしょうかということ、産業建設課長、いいですか。
産業建設課長	公園の整備でございます。どのような公園にするかということで、現在多方面から意見を聞いてちょっとぐらついたところもあるんですが、軸がぶれない計画を作成することが大切と考えております。 その中で我々が何を公園の、目指しているかというと、利用者様の満足度、利便性、快適さ、ただあればいいというわけではなく、ああ使ってよかったと言われる公園を目指しております。 その中で今、篠原議員がご指摘のとおり、そこに旅館があるからとか、グラウンドがあるからということで人が集まってくるのではなく、そこにグラウンドがあって目的があって皆さん来られます。 今回の八峰サマーカップ24ですとか、会場になっているスケートセンター周辺、ほかにもOSJ KOUMI、それから分館対抗のソフトボール大会、トライアスロン、そして各種大会、スケート大会等が開かれておりま

	して、ただ、今の目的は本当に町営グラウンド、それからスケートセンターをスケートをするという目的で皆さん集まってくるということなんです。 先ほどもお話がありましたとおり、どうしても町長の公約のとおり、公約というか、今のスケートセンターの存続について考えるに、スケートだけというわけにはいかず、今後はいろいろな多機能の公園の整備を考えた中で、運営をやっていくということの中で考えていかなければというふうに考えております。 例えばオールシーズン使うという中で、スケートボードのパーク、スケートボードのパークというふうに特化しますと、ちょっとそれだけになってしまいますので、それもあるよという中で、夏場の利用を考えた中ではスケートボード、ローラースケート、そのほか大学駅伝とかの、高地でありますので、そういう合宿ですとか様々な要素を取り入れた目的地を目指す、そういう施設にしていきたいというふうに考えておりますが、いろいろなご意見がありまして、今後町の方向性として、町長以下職員がどういうところで汗をかくかということ、こういうところでどういうものを造ったほうがいいかということで検討してまいります。 という中で、小海町についてはスケートが売りなのではないかなというふうになると、スケートボードもスケートという名前が入っていますので、こういう施設もいいかなというふうに思います。 4月から公園を造るという中で各方面の視察に参りました。その中で我々も、安曇野市の中央公園、そこには立派なスケートボードの、ローラースケートじゃなくて、スケートボードのやっぱり施設がこさえてありまして、これ幾らかかったんですかということであれしたら、3,000万ぐらいでちゃんとした、こういう壁面があったりとかというのを整備しているやっぱり市町村もございました。そこに平日の昼間なんですけど、やっぱり若者が集まって練習しているという光景も見てまいりました。 という中で、今後進めていく中では一つのご意見として頂戴いたしまして、考えていきたいと考えております。 以上です。
3 番議員	ありがとうございます。 そういった中で、いろいろ職員の方も各課を超えてという形の中で、いろいろアイデアを出して今職員も汗をかいているということで、これは我々議会のほうもそういったものに対して、積極的に参加できるのは参加しな

	がらいく必要があるかなと思いますので、これからその中でこういった事業を進めていただいて、小海町へ人が集まる、より集まってくるというような施設なりそういうことをしながら、観光、また地元の活性化になるような形を進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 以上をもちまして、私の一般質問を終わりにしたいと思いますので、どうもありがとうございました。
議 長	以上で、第3番 篠原哲雄議員の質問を終わります。 ここで1時まで休憩とします。 (ときに11時52分)
<u>第2番 鷹野 文則 議員</u>	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 次に第2番 鷹野文則議員の質問を許します。鷹野文則君。
2番議員	2番、鷹野文則です。通告に従い一般質問させていただきます。 本年2月に、猪名湖周辺の遊歩道において、雨氷により大木が数十本倒れ、そのうちの1本は旅館の屋根を直撃し、大きな被害をもたらしたことは記憶に新しいところであります。実は雨氷以外にも、昨年、今年と、巨木の倒木が続いて起きています。木が大きくなり、根が幹の重量に耐えられなくなっているかと推察されます。松原湖の象徴の一つであります赤松が多く倒れています。去年の倒木は強風によりミヨウが根こそぎ倒れました。今年は強風とはいかない風で、根元のほうから折れています。この遊歩道は、大勢の方が松原湖の自然と親しむため活用されています。町有地ではありませんが、遊歩道が町が整備したものであり、管理責任がある中、インバウンドの観光客等が増加しておりまして、雨氷倒木の時期に危険区域を散策する姿が見受けられました。突然倒れてくる巨木を避けることは難しく、重大な事故となりかねません。ついては、遊歩道での事故の起きる前に、枝を落とし、風が通りやすくし、少しでも軽くすることによって倒木の緩和をし、支障がある木は間伐して、国定公園の自然を保護していくため、森林整備を行うべきだと考えますがいかがでしょうか。また、当該地域は国定公園内にあり、特別地域に当たるとと思いますが、規制はあるのでしょうか。
産業建設	それでは、猪名湖周辺の湖畔遊歩道の森林整備についてお答えいたしま

課 長	す。 立ち木等の管理については、原則、所有者が適正に管理するものと考えております。これは国定公園内に限らず、町内の道路に倒れた木とかも、所有者がある場合には所有者のほうで伐採、片づけ等をしていただくような処置になっております。ということで、それを基本的に国定公園内の猪名湖の周辺に当てはめると、とても大変なこととなります。ということで、まず猪名湖周辺の状況について、国定公園内にあって、国定公園第2種特別地域の指定を受けているということでございます。一般建築物、工作物の建築、土地の形状変更、木ですとか竹などの伐採が制限されております。また、許可基準についても地番ごとに異なっているということでございます。鷹野議員のご指摘のとおり、去年は雨水により巨木が民宿の屋根を直撃し、また、今年8月にも遊歩道に倒木がありました。また、記憶に覚えている平成19年か20年頃にも、春先に大変な雨水で、倒木がかなりあったと。一つは県道に立っている木が車にぶつかって、そして、その木をどうするかということで議論した思いがあります。ということで、倒木被害が物すごく相次いでいるというところで、人的被害、これはあってはならないんですが、不幸中の幸いであり、今まで事故もなく来ているということでございます。町でも対応の緊急性、重要性を大いに感じております。しかし、撤去費用、大変に猪名湖の周りの木に関しましては巨木が多いと、そして作業しにくい、作業車ですとか、そういう重機関係が入らないということで、伐採に係る費用も高額となっております。とても町の単費では限界があるということで、町は現在、佐久地域振興局林務課と環境課と協議をしておりますということでございます。 その中で、森林環境譲与税を使った事業の中に、景観整備ですとか、緩衝帯の整備、有害鳥獣が入り込まないように、事業とかいろんなものがあります。そういうものを、また、自然公園移設事業の活用など、関係機関と協議しながら検討しているところでございます。また、県が定める自然環境計画には、この猪名湖を含めた八ヶ岳中心高原が指定されており、小海町も構成市町村となっております。しかしながら、補助事業に関しては、危険木の伐採、枝払いのみを対象にした事業は、補助事業としてはございません。国定公園の全体の整備計画をつくる、例えば公衆トイレを再整備するとか、遊歩道の再整備だとか、という計画を策定した上で、国県の事業認定を受けて、この事業が成り立つということでございます。事業認定に当たっては、地元の住民の皆様のご理解、ご協力が必要です。そして、
-----	--

	町としまして、現況を把握した上で、必要性、緊急性を有する環境整備につきまして、予算計上を進めるとともに、県にもご協力をいただきながら事業認定に向けて準備を進めてまいりたいと思っております。再三になりますが、認定に向けては、地元の住民の皆様のご協力が不可欠でございます。この木は切っちゃいかんとか、いろいろ現場に立ち会うといろいろな問題が出てくるんですが、今後、協議を続けて考えていきたいと思しますので、ぜひともご協力をお願いいたします。以上でございます。
2 番議員	なかなかいろいろ難しい問題があるかなとは思いますが、ちょっとお尋ねしますが、第2種特別地域の場合、制限される部分というのはどの辺なんでしょうか。
産業建設課長	先ほども出ましたとおり、ちょっと場所については詳しくご説明できないんですが、建物を建てること、それから工作物の建築、それから土地の形状の変更、それから木だとかの伐採等については制限されるということでございます。
2 番議員	ありがとうございます。確かに、今回の場合、工作物を造るとか、そういうことじゃないんでいいんですけども、それから、皆伐とか、多くの木を伐採するという意味合いじゃなくて、枝落とし、枝打ちをして通風をよくする。そこで、どうしても切らなきゃならないものだけ切るというような計画で行ったらどうなのかなと。あれみんな切っちゃうというのは、ちょっと大変かと思うんで、そういう形で枝打ちとか、そういう方向で計画を立ててもらったらいいいのかなと思うんですけども、そういう整備を進める中で、確かに今、課長が言いましたように、あの地籍、車も入らないですし、機械を入れていくというのは非常に大変かなというふうに思います。今、課長が言ったように、県とかの事業もございますし、あと、環境省や国土交通省が取り扱っている自然環境整備交付金とかを使って、整備していったらいいのかなというふうに思います。それで、この交付金については、国定公園の長距離自然歩道とか、国指定の鳥獣保護区において、地域の特性を生かした自然との触れ合いの場の整備とか、そういうものに使ってくれというふうに書いてありますんで、そういう形で何か交付金を使った事業を検討していただけたらいいのかなというふうに思います。それで、そのそういう交付金を使うにしろ、さっきの特定地域の話にしろ、自然環境整備計画を県がつくらなきゃいけないみたいになっていますよね。それで、そういうものは地元が考えて県に提案していけばいいんでしょうか。

産業建設課長	この交付金を得るためには、町がこの環境整備の計画をつくるということでございます。そして、今、いろいろな交付金を使って事業ができないかということでございますが、例えば、ちょっとこれも確認をしてみなければ分からないんですけれども、今、森林整備、森林計画においては、意向調査をやって森林を保護していくという中で、猪名湖の周りにも個人的な土地の所有者もいらっしゃる。で、今後どうされますかということの中で、森林環境譲与税を使って事業ができるかどうかということも、県の中でやっていきたいと思います。これがオーケーだよということになれば、もう我々個人では管理ができないよというふうになった場合には、町がそれを引き受けて管理をしていくという形になろうかとは思いますが、ここら辺もちょっと県と協議してみなければ分からないので、今後の課題とさせていただきたいと思います。
2番議員	あの地籍、大部分が神社名義かな。で、少し個人名義の土地があるのかなと思うんですけれども、神社名義でも民有地には変わらないということですよね。そういう中であって、やはり今後、あの森林を個人的に整備して維持していくということは困難だというふうに思うんですよね。だから、町としても積極的にその辺の整備計画をお願いしていったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。それで、個人の同意ですけれども、恐らくあの地籍、みんな同意すると思いますので、お願いいたします。
産業建設課長	今ご指摘のとおり、ちょっと今後考えて、そういう事業ができるかどうかも踏まえまして、ご報告させていただきたいと思います。その場合に一つだけ確認したいことがあります。例えば、あの猪名湖の周りにはマツタケが出るとか、この木は売らなくちゃいけないとかというふうになったときに、そういうものの、要は所有者の権利があるんですけれども、そういうところも実際にオーケーが出るということで解釈して進めさせていただければと思いますが、どうでしょうか。
2番議員	確かにそういう地籍ありますけれども、今、具体的なその危険区域というのは、遊歩道の周りだけであって、その奥までとかそういう話じゃないんで、ぜひ前向きにお願いしたいと思います。 あと、その自然環境整備計画については、今までに町としては出したことはあるんでしょうか。
産業建設課長	私の記憶ではないかと思いますが、過去に私が入る前とかあったのかなというふうに思うんですけれども、ちょっと分かりません。すみません。
2番議員	町がその自然環境整備計画をつくるということですので、ぜひその辺もい

	ろいろなことに考慮しながら作成していただきたいと思います。 以上で質問を終わります。
議 長	以上で第2番 鷹野文則議員の質問を終わります。
第8番 品田 宗久 議員	
議 長	次に第8番 品田宗久議員の質問を許します。品田宗久君。
8 番議員	8番、品田宗久です。通告に従いまして質問させていただきます。よろしくお願いします。 まず、人生100年時代のまちづくりについてということで、町長に「元気なまちづくり」に対する現時点での手応えを、まずお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。
町 長	私は平成30年3月、この町の町長に初当選いたしました。そして、「挑戦」「新鮮」「実行」ということで行政を進めさせていただくということで旗揚げしました。私の一番の目的は、こういったものを掲げることによって、まずは元気な職員ということで、役場の職員の皆様のやる気と元気をまず出す、そこから始めました。そして、憩うまちこうみ事業、それから、あと、数々の移住定住促進、集落支援事業、福祉政策、教育対策、子育て推進、それから農林業、それから商工業対策、観光政策等々、幅広く進めてきたわけなんです、その根幹にあるのは、やはり職員のやる気、元気、それが一番だと思いまして進めてまいりました。 そうした中、憩うまちこうみ事業等々の中で、職員が町を出て、それぞれの企業に営業に回るというような貴重な経験もさせていただきました。それは、少なくとも今までにはなかったことではないかというふうに思います。そして、現在、7年目が終わろうとしておりますけれども、7年となりましたけれども、そうした中で、私が7年間続けているのは、個人への面談でございます。そして80名弱の職員の皆さん、そして外郭を含めまして150人ほどの皆さんと、毎年お話をさせていただいてもらっている中で、個々の持ち味、そして考え、これが大変ばらついているなというものを感じたわけです。そういう中で、役場の職員として共通認識を持っていただくというもの。それは私がまず力強く先頭を走らなければということで、自覚をしてまいりました。7年という月日が動く中で、私は着実にこの元気さというものの表現は、皆さんどうお取りになるかは別として、できてきているんじゃないかというふうに感じます。

	それから、33集落の皆さん、集落支援金も50万円から100万円に変えたということで、これもほぼほぼ満額を使っていたいただいていると。それは各区長さん、区の役員さん、そうした皆さんが元気に動いていただいているあかしではないかというふうに思います。また、先般、品田議員には大変お世話になりましたが、祭りの復活というようなことも始まっております。コロナという大きな敵があったわけですが、それを乗り越え、地域住民のこの輪というものを強くし、そして、この近日中に送られるわけですが、歩行ケアというようなことで、教育の中に体のケアを取り込んだ授業というようなものも、各種団体と協力してできるようですので、そうしたところを基本に元気さを出すという表現をしまいいりました。どういう捉え方をしていただくかは、これまた人様々だというふうに思います。なかなか多岐にわたる施策の中で、これだけあれだけと言うわけにいかないのがやはり行政だというふうに思います。広く、深くという形をしなければ、これは元気にはならないわけです。 私も全ての件に、耳は傾けて、そして真剣に取り組ませていただきますが、限界はございますので、そこには課長をはじめ係というものがございます。そういう皆さんが本当に真から元気になってやっていただくというものをお願いし続けてきているわけですが、着実に成果は出ているというふうに思っております。以上です。
8 番議員	ありがとうございます。本当に頑張っている、なかなか今、価値観が多様化していて難しい時代だと思います。やはりその中で、今、人生100年時代の日本という形なんですけれども、今の日本の高齢化率は65歳以上で30%に到達しています。そういう中で、世界トップの高齢化先進国でありながら、20歳から60歳の皆さんのアンケート、これ世界なんですけれども、アンケートを取った中で、日本は世界で断トツの「100歳まで生きたくない」と。なぜか。やはり今の日本の将来の不安、年金問題とかね、いろいろも含めた中、それともう一つは、やはり今の老人というか高齢者が輝いていない、幸せそうに見えないんじゃないかなと私は思っております。そういう中で、やはり、なぜかと言ったときに、日本、人生100年時代になっても、今までの人生60年時代の制度や仕組み、また価値観や考え方であり、過去の延長線でやっぱり生きている大人たちに問題があるのではないかなと思います。そして、小海町の高齢化率は、令和5年度で41.7%であります。やはり私はこの人たちに元気になってもらうことが、元気なまちづくりの一番の近道じゃないかなと思っております。やっぱり今までどっち

かという高齢者になって定年になったら、自分の好きなことをして、やっぱりいろいろやってもらおうという方向になっちゃっているんですけども、やっぱりこの人たちが能動的に地域のためにもっと頑張ろうという地域をつくっていくことが、一番の元気なまちづくりにつながっていくんじゃないかなと思っています。そして、社会参加こそが最大の介護予防であります。今、老人、一人で家にいたりとかいろいろあるんですけども、やはり1週間に1度出てきて、人とつながっているだけでも、要介護率が低くなったり、認知症になる割合が非常に低いということがある中で、この40%の人たちを、いかに町の中心へ出てきていただいて、みんなでつながることによって元気になってもらうことが大事じゃないかなと。そういう中で、そういう老人だけじゃなくて、町民全員が社会と関わりを持って、人と人がつながって、生きがいや楽しさを見だし、一人一人が地域のためになりたい、誰かのためになりたいという空気感をもって、また、郷土のコミュニティーというのが今一番必要だとされております。

そこで提案したいのが、アルルの中に町なか映画館というか、ミニシアターみたいなものを造ってもらえないかと。これはやはり今、情報化とか多様化とか、価値観が非常に多様化している中で、それぞれが受け取っている情報が皆さん違います。そういう中で、こういう異なった考え方の人たちが一緒に同じものを見て、議論し合ったり話し合っていくと。今本当にSDGsだとか地球温暖化、また教育問題とかジェンダーとか少子高齢化といういろいろな問題があります。健康問題にしろ、いろいろな問題がある中で、やはりみんなで同じものを見て、情報を共有しながら違いを認め合うことで仲間意識ができて、同じ方向を向いて行動するということができるじゃないかなと。やはり今までの高齢者が、やってもらってから、自分の頭で考えて行動するという仕組みづくりをやっていくことが大事じゃないかなと思っています。それでやはりつながり、人が集まることで地域がつながり、つながる地域が人を町を変えていくと。人がつながっていかなくや町は変わらないと思います。また、元気なまちづくりのために、高齢者だけでなく世代を越えて、みんなで力を合わせて前に進んでいくことが、今の時代、非常に必要じゃないかなと思っていますので、そんな気軽に誰もが集える場ということが必要じゃないかなと思っています。今、アルルの中のキッズコーナーとかと言ってやっていますけれども、やはり今、年間20人ぐらいという形の中では、0.5%ぐらい、1年間にね、そことやはり40%の高齢者、やはり高齢者に力を入れて、そこに人が集まる仕組み、み

	んなが集える場が絶対必要だと思いますけれども、ちょっとそこら辺の考えをお聞かせください。
町 長	今、アルル内にミニシアターというもの、今初めてお聞きしました。これだけ会っていてどうして言ってくれなかったのという気はいたしますが、これは中の部分も考えてみた場合でも、大変複雑な事業となろうかと思えます。一考させていただきますが、今、即やるよという返事は、これははっきり言ってできません。したがって、またいろんな案が出てくると思えますけれども、進めていきたいと。それについてではなくて、全体含めた中で進めておりますけれども、一考にさせていただきます。また、面倒見てもらわんじゃなくて、面倒を見るという気持ちになるということが、健康の秘訣で若返ると。私ももちろんそのとおりだと思います。そうした記録というものが、やはり元気を取り戻し、そして快活に生きられる原点ではないかというふうに思えます。品田議員おっしゃるように、やはりこのコミュニティーというものの大切さ、そういうものがそういう部分で現れるんではないかというふうに思えます。今、グランドデザインということで進めておりますので、そういった考えの中も十分取り入れて進めていきたいというふうに思っております。
8 番議員	ぜひ、人が集まる場、やはり年寄りが本当に自分の頭で考えて行動するということが非常に大事な時代かなと思っておりますので、よろしくお願いします。これからは、やってもらうより、楽しさややりがい、意欲、生きがいといった部分、人間的な部分にアプローチすることは非常に大事なかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 次に、デジ田のまちづくりということで、本当にデジ田、いろいろやっているみたいなんですけれども、私としては、デジ田が小海町の将来、何を目指しているのかということが、ちょっと分かりづらい部分もありますので、そこら辺の説明をお願いいたします。
総務課長	お答えいたします。デジ田の関係ですけれども、これは国が進めるデジタル田園都市国家構想、総合戦略というものでございまして、地方創生のために予算も用意をして、いろんな事業に対応するということです。地方の過疎化、地域産業の衰退に対応する総合的な支援というふうにうたわれております。様々な事業に対応ができるようになっております。小海町におきましては、現在は小海駅及びアルルのソフト事業を、この事業で進めているということで、令和5年から令和7年度、来年度までの3年間の計画で進めているということでございます。

	今後については、ずっとソフト事業はもちろん続けていかなければならない、それは必要なことですけれども、また、ハード事業についても考えていかなければいけないので、順次検討してまいりたいと思います。以上です。
8 番議員	デジ田事業、私いろいろ分らないんですけれども、やはりさとゆめ自身が、多分寿一ちゃんのと時からだから7年目か8年目ぐらいだと思うんですけれども、私もいろいろ変わってきた中でも、何と言うかな、例えばゼロカーボンの問題にしても、いろいろにしても、報告資料をつくって終わりという形の中で、なかなかこの町民のところまで下りてきていないじゃないかと。それとやはり今言ったみたいに、高齢者を元気にするとか、町民を元気にするまちづくりという部分と、私から見るとかけ離れていて、さとゆめ自身がどっちかと言うと町を実験台じゃないですけれども、モデルケースというか、本当に町民が元気になるまちづくりじゃなくて、何かこう、食堂でいえば一流レストランの五つ星を目指しているみたいな、どっちかと言うとまちづくりというのは、B級グルメで大衆食堂で、みんながわいわいがやがややりながらまちづくりをしていくというのが理想的な姿ではないかと私自身は思うんですけれども、何かさとゆめがやっていることが上から降ろしてきて、試験的にやっているみたいな、本当にこの町が将来元気になるための事業なのかというところに、非常に疑問があります。 今年、東北に視察に行った紫波町や何かでも、本当に多分観光資源が少ないせいか、町民が主役の協働のまちづくりという形を、本当に循環型のまちづくりということに非常に力を入れていて、町民がとにかく絡んで一緒にまちづくりをやっていこうと。例えば森林整備やなんかも、町民も含めてみんなでやりながら、そこで取った木で町内のいろいろ施設造る、そのときにやはり先輩の職人が若い人たちに教えるみたいな仕組みもつくりながら、一緒に人を育てながら循環型のまちづくりをやっていくという形。それと昨年行った秩父の横瀬町なんかでも、日本一チャレンジする町ということ掲げておりまして、オープン&フレンドリー、とにかくオープンでフレンドリーでいこうという形の中で、農協の何か跡地の施設を使っているんですけれども、当然、町外の人でも無料。逆に町外の人に使ってくれとアピールして、それで町外の人が来ることによって、血が、新しい血という言い方はないですけれども、混ざることによって新しい価値観というか考え方が出てきて活性化しているという話もしておりますので、で

	できればアルルやなんかも、先ほどお願いしたミニシアターなんかも使いながら、町民も町外の人でもぜひ巻き込んでやっていく仕組みづくりも、これから大事じゃないかなと思っています。それと、今年行った高畠町というところも、「もつくる」という、木を本当に豊富に使った施設なんですけれども、小さい子供が遊ぶような施設なんですけれども、もう本当に町外の人が6割使っていると。その中で、町外の人が来ると、町の中でまた食堂だとかいろいろなところで消費していってくれるという形の中で、町外に向けていかに、だから観光で遠くのお客さんをお呼びじゃなくて、本当に毎週でも来てくれる近くの人を集めて活性化させるという仕組みも考えているもので、さとゆめのデジ田と、何かこう、私的にはまちづくりとミスマッチしているんじゃないかなという気はしていますけれども。課長も8年間もやってきている事業を引き継いでという形なんだけれども、ここらでやっぱり方向転換も必要じゃないかなと思いますけれども、来年まで3年あるというのは分かっていますけれども、そこらの方向性もちょっとお聞かせ願えればなと思います。
総務課長	お答えいたします。もともと小海駅、それからアルルの関係につきましては、人に集ってもらう場所、特に若い世代の皆さんに集まっていたきたいということで、大きい目標を掲げて進めておるところです。先ほど高齢者に光を当ててというお話もいただいたところなんですけれども、もちろん町の中には高齢者の皆さん、人数的にも多いもので、もちろん利用はしていただくんですけれども、特に若い世代の皆さんに駅の周辺に集ってもらいたい、そういう大きな目標を掲げて、この3年間の計画の中に入っております。 これまでの事業について、それぞれ目に見えるようになってきたということでして、いろんな評価をこれからいただきたいという段階なわけでございます。若い世代の人たちに集ってもらうようにする、それは特に駅、アルルについては可能性があるということで、先ほど議員さん言われた、町外、町内とらわれずという部分が、小海駅やアルルはもともと小海のそういう場所でございます。両相木の皆さんもバスの発着により、小海駅周辺には来ますし、また、観光客の皆さんもJRで乗り降りする。まさに町内外の皆さんが集える場所。あとは、事業を、どんな事業、それからどんな配置、施設の展示にしても、そういった事業の内容をいろいろ試行錯誤しながら進めることで、滞留時間を長くしてもらう。そういうことを目標に今後進めていきたいと思いますので、方向転換というふうにおっしゃ

	られたわけですがけれども、この辺は最初からの方向性、ぶれることなく前に進んでいくべきだなと考えております。以上です。
8 番議員	若者たちにいろいろやってやると、非常に分かるんですけども、どうも先ほどから言っているとおり、そのさとゆめが上から目線というか、ちょっと町民とずれているじゃないかなんていうのを私は感じております。 それで、私、今、一番大事にしなければいけないのは、やはり異世代とのつながりというのが非常に大事だなと。我々昭和で、平成、令和と今来て、もう本当に女子ゴルフの女の子たちも、もうみんな令和という感じになってきている時代ですけども、でも、昭和をおじいちゃんとしたら、平成がお父さんで、令和が孫という形の中で、おやじと息子というのはなかなか気が合わない部分があるけれども、おじいちゃんと孫というのは意外と合うということで、今、昭和レトロという形の中で、令和の人たちが非常に昭和に憧れをまた感じている時代だということもあります。その中で、やはり先ほど来言っているその40%ある高齢者を元気にして、そういう若者とつながるとというのが、一番やはり若者も喜ぶと。今新しい情報とかいろいろなことだけを若者に詰め込もうとしても、まずやはり、体験することが非常に大事な時代になっておりますので、異世代のつながりというのもあれしながら、若者に焦点を当てるんじゃなくて、年寄りに焦点を当てることによって、若者もおやじもみんな元気なまちづくりをしていくという方向が、これからの時代に望ましいじゃないのかなと私は思っておりますので、やっぱりそこらも含めて、また今後研究していただければなと思っております。 次に、ウエルビーイングのまちづくりということで、私何年か前からウエルビーイングのまちづくりということをお願いしているんですけども、やはり最近ウエルビーイングという言葉、あちこちで聞くようになってきておりまして、今までのものの豊かさから心の豊かさへということで、一人一人の幸せ観ってみんな違うよという形の中で、一人一人が自分の幸せを見つけるということが大事だと。だから先ほど言ったみたいなミニシアターみたいなものを見て、みんなといろいろ議論する中で、自分の幸福度を見つけていくというか、考えたことが、人と話をするによって、安心してこういう方向でいいんだとか、やっぱり一人一人が自分の幸せを見つけるということが非常に大事な時代になってきているかなという気がしますので、先ほども言ったみたいに町外の皆さんとか、オープン＆フレンドリーというか、本当にフレンドリーな関係をつくっていくとい

	うことが非常に大事だと思っております。 この前も7月に、今度大井川鉄道の社長になった鳥塚さんと呼んで講演していただいたときも言われたんですけども、500円の弁当を100個作るよりも、5,000円の弁当を10個作れと言われて、言われたときに、やはり500円の弁当を100個作るということは、労働で、やっぱり今までのものの見方だろうなと思うんですけども、5,000円の弁当を作るとなったら、1人で考えたってできないと思うんですよ。やっぱり仲間がいて、地域の食材があって、みんなの知恵といろいろが重なり合っても5,000円は厳しいと思うんですよ。今の時期だったら、マツタケ弁当だったら5,000円でも来るかなという気もしますけれども、せめて2,000円か3,000円の弁当をみんなで力を合わせて、地域の食材を使って、やはり5,000円のマツタケ弁当だったら、小海線を使って観光客も来てくれると思うんですよ。だから、これから観光客をどう呼ぶかという形の中で、500円の弁当を100個作るというのが今までのものの豊かさだと思うんですよ。5,000円の弁当を10個つくろうというまちづくりをやることによって、人と人がつながって、何か新しいものを生み出そうと。じゃ、地元にもっと何かいいものないかという……。5,000円の弁当を作るとなったら、本当にみんなが真剣になってものを探したり、農家の人に頼んで、おお、こういうのを作ってくれないかとか、それで器はどうするかとか、要するに、まちづくりをやるっていうのは非常に価値観が多様化していて難しいんですけども、みんな5,000円の弁当を作らっちょいだったら、いろんな人の知恵が、おじいちゃんからおばあちゃんから、おばあちゃんの昔の、昭和の懐かしい食材を入れただけでも、今の若者は魅力を感じると思うんですよ。だからそういう5,000円の弁当をみんなで作ろうみたいなイベントじゃないですけども、やることが元気なまちづくりにつながるんじゃないかななんて思っております。やはり5,000円の弁当となると付加価値をしっかりとつけなきゃならないし、1回で、5,000円の弁当を食べたけれどもとって、評判を落としてもいけない。また来てもらうためにはどうしようかという形。それが人々の生きがいとかやりがいにつながったり、地域コミュニティーにつながっていくと思うんですよ。今までも500円の弁当だったら腹の満足なんですけれども、やはり心の満足というか、これがまさにウェルビーイングじゃないかななんて私は思っているんですけども、ぜひ、そんなまちづくりも考えて、だが、さとゆめにはそういう知恵というかノウハウはないと思うんですよ。とにかく新しいものを持ってくることしか考え
--	---

	ていないから、その新しいものが小海町に実際に合うかと言ったら、合わないものを持ってきていると私は非常に感じているんですよね。そこら辺ちょっと、あと1年あるというのは分かるんですけども、また考え直してほしいなと思っております。 それとやはり小海線使っていくために、もう一つ私が考えているのが、今、遊休農地なんかが増えてきている中で、小海線で行く家庭菜園。遊休農地を区画整理してやって、例えば小海線で、家族で、着のみ着のまま来て農業体験できるよと。それで1区画幾らがいいか分からないけれども、3万円とか5万円で、こちらのお年寄りが、おじいちゃん、おばあちゃんが1人で3区画とか4区画管理すれば、10万円とか20万円のお小遣いができるみたいな。やはり今アウトドアが盛んで、今度9月21日にまた八千穂の道の駅が完成する、モンベルがあって、あそこは結構アウトドアやってきますけれども、非常に今アウトドアが盛んでも、キャンプに行きたいとなっても、やはりこれから都会の若者とか貧困層は、車を持っていない人たちは、まず車を用意しなきゃキャンプにも行けないでしょうね。そういう中で、やはり小海線を使って着のみ着のまま来るとかという、小海線を使っていかに、昭和じゃないですけども、自然体験させてやるということを考えることも、これからは必要じゃないかなと思っております。それで、遊休農地でお年寄りがトマトとかキュウリの作り方を教えてやったり、これからやっぱり体験するということは非常に大事な時代になってくるもので、くわ柄なんか使ったことがないような子供たちがくわ柄を使ったり、やっぱり人と人がつながったり、人と自然がつながる。それで田舎のおじいちゃんとかおばあちゃんところを、年に数回農業体験やりながら、そうすると、今、家庭の中で三世代がつながっている家庭って少ないですけども、地域の中で、他人でも田舎のおじいちゃんとかおばあちゃんみたいな感じでつながって、さっきも言った世代の違う人たちのコミュニケーションつう形の中で、例えば年に4回とか5回農業体験やりに来るとなったときに、孫とか子供が東京ばな奈かなんか買ってきて、おじいちゃんかおばあちゃんにお土産だよなんて言えば、もうそれだけですごく人間関係が深くなると思うんですよね。だから、例えば観光パンフレットを見て、やあ、小海いいところだから行こうぜって来た人たちというのは、来年はどこへ行こうかという、よその観光パンフレットを見ているんですよね。そういう観光客じゃなくて、本当に小学生が東京ばな奈を買ってきて、「おじいちゃんお土産だよ」と言って、関係ないおじいちゃんとのそういういい人間関係
--	--

	をつくっていくというのが、やっぱりウエルビーイングのまちづくりじゃないかなと思っておりますので、そういう中で、おじいちゃん、おばあちゃん、また大事にしたり、違う人がつくっている家庭菜園よりもいいものを作ってやろうとか、それで収穫できたら宅急便で送ってもいいし、持ちに来てもいいしという形の中で、小海線を使ったいろいろな田舎体験をさせてやるということは、これから非常に大事な時代じゃないかなと思っております。 今、新しい時代、正解はいろいろあると思うんですけども、まずやってみるということが必要じゃないかなと思いますし、やっぱりどういうことをやるかというよりも、どんな思いでやるかというのがウエルビーイングじゃないかと思っております。 日本は明治維新で、本当にちょんまげを落として、刀を捨てて、戦後、また180度変わって、大きな体験をしてきているんですけども、今このAIの進化、また情報化の波とか、少子高齢化とか、本当に……。それともう一つは戦後の反省のし過ぎで、今、何か縄文に戻っているというか、縄文の1万年の争いのなかった、みんなが幸せな時代というものに、一部の日本人がやたら熱くなっている人たちがいるらしいんですけども、そういう形の中で、本当に今、変わらなきゃいけないとき。それとまた経済の周期というのは、30年とか50年ごとに来るらしいんですけども、文明の周期というのは150年とか200年ごとに来るらしいんですけども、今まさにその周期が同時に来ているということとAIの進化ということで、もう変え変わらざるを得ない時代に来ているという形の中では、もう本当にこれまでの延長線ではなく、新しい時代にチャレンジしていく。横瀬町じゃないですけども、日本一オープン＆フレンドリーでチャレンジする町という形が、元気な町につながっていくじゃないかと思いますし、そこへ高齢者をぜひ元気にしていくということは非常に大事じゃないかなと思っております。 どうですか、町長、ちょっとそこらで。
町 長	大変多岐にわたるご提案といたしますか、プレゼンといたしますか、いただきありがとうございます。何を答えたらいいのかというところに、今、私はぶつかっております、ウエルビーイングでいいんですか。 当町も2021年10月、プラチナ構想ネットワークという組織から、ウエルビーイング賞というものをいただきました。私、本当に無知で恥ずかしいんですけども、そのときまでウエルビーイングということを知りませんで

	した。それからない頭を絞り出して、ウエルビーイングの意味をひもとい ていったんですが、まさに奥はあり過ぎて、そして幅が広過ぎて、これは すごい、世界で呈していることでありますから、すごいことだなというふう に思いました。ただ直訳すると、ウエル、よい、ビーイング、その状態 でいましょうというようなことですよ。したがって、よい状態をみんな でつくりましょうと。そしてそれが、いわゆる企業といいますか、農業と かそういうものではなくて、ハートの部分まで含めた中のもので行きまし ょうと。ですから、非常にこの受け身でいながら発信的なんですよ。ポ ジティブな感情を持って思い入れで結びつき、肯定的な関係性をつくり、 意義をつくり出す、そして達成をしましょうという、こういう5つの要素 で出来上がっているようでございますけれども、これを織り込んだ町の施 策、先ほど私、幾つかの施策を申し上げましたが、そういうもの全てに当 てはまるのではないかというふうに思います。 品田さん、おじいちゃん、孫の関係を言ってくれましたが、まさにそのと おりであるというふうに思います。息子の言うことは聞かないけれども、 孫の言うことは聞く。逆に、おばあさんもそうではないかというふうに思 います。そうした関係を構築することによって、温かい人間関係というも のが生じてくるのではないかというふうに思いますが、社会的、経済的、 精神的によい状態にいるというものを構築する、そのウエルビーイングの 基は、これは大変すばらしいものだと思いますし、まちづくりの中にもこ れは生かしていきたいと思います。せっかくこの大変な構想を持った会か ら、ウエルビーイング賞という賞を頂いております。それに恥じぬよう、 町政を続けていきたいと思っております。 以上です。
8 番議員	ありがとうございます。ぜひウエルビーイングの、やはりオブラートでい いと思うんですよ。ウエルビーイングとオブラートがある中で、全体を そういう方向に持っていくということが非常に大事なかなと思っておしま すし、やっぱりフィンランドは幸福度世界一を4年だか5年、連続して取っ ているんですけども、フィンランドに言わせると、ウエルビーイングと いうのは一人一人の幸せで、終わりがないと。要するに、一人一人が自分 の幸せは自分で見つけてくれよという形の中で、提案はするけれども、か えって日本の島国と違って、ロシアの隣でいながら幸福度世界一というこ とは、ある程度やっぱり規制があって、おそれとは言わないけれども、何 か縛りがある中で、自分の幸せを見つけていると。日本はもう360度幸せ

	になっちゃっているんじゃないかなという気もしますが、そういう中で、ぜひ南佐久全体を絡めてウェルビーイングという網というかオブラートをやっていただければなと思っております。 その中で最後に、小海高校の今後についてということなんですけれども、小海高校も最近定員割れという形の中で、今後どのように変わっていくのかちょっと分からないんですけれども、最近、大学の入試も大分変わってきて、総合選抜という形の中で、筆記試験はやらずに面接とか小論文、プレゼンなどで、中学校、高校のときにどういうことにチャレンジしてきたかとか、自分が何をやりたいかとか、そういう方向へだんだん変わってきていると。もう国立は3割ぐらいそういう方向に変わってきていて、東北大学ではもう100%そういう方向に持っていくという形の中では、小海高校も、これからいろいろ創造型とか、体験していくようなことも考えていったらいいんじゃないかなと思っております。 私が考えるのは、この南佐久には油井亀美也がいますし、彼はまた宇宙へ行くという形の中で、なかなか難しいんですけれども。それとあと、稲子には斉藤さんという星にすごくこだわりの強い方がいますので、そういう星とか、これから宇宙というのは、非常に商業的にこれから開かれていく業界だと言われてはいますが、そういう中で、宇宙学科というのをつくれないかなと思っております。例えば、油井亀美也はときに駄目だとしても、斉藤さんに年に数回の星の授業を小海高校でやってもらいながら、一、二年後に1クラスだけでもいいから、宇宙学科クラスみたいなものをつくって、何か小海高校が宇宙のいろいろ勉強できるみたいな方向もありじゃないかなと思っております。 それで今は探究型学習ということで、アートに物すごく力を入れ始めているらしいですよ。その創造性に、今までの画一的な教育から、想像力が大事だという形の中で、アート教育に非常に力を入れているという形で、島根県の海士町とかも、全国から集めているんですけれども、今、今治で前の全日本のサッカーの監督だった岡田武史が、今治高校というのをやっています、新しい教育方針という形の中で、午前中はしっかり授業をやるんですけど、午後は町の中に出て行って学べということで、商店だとか、おじいちゃんとおばあちゃんと一緒に、さっきから言っている昭和を学ぶとか、いろんなことを学ぶ。自分の力で生きていける人間を育てるんだみたいなことも言っているんですけれども、今、この高校がどうなっていくのかという形の中では、非常に曲がり角に来ている部分もある
--	--

	と思うもので、ぜひそういうことも県の教育委員会のほうにもアプローチしながら、そんな方向に行けないかななんて私の妄想でありますけれども、教育長、何かちょっとお願いできれば。
教 育 長	お疲れさまでございます。ただいま小海高校、小海高校に限らず高校生、大学の入試の変革、そして創造型とか体験型、新しい教育の分野が必要ではないかというようなご指摘でございます。やはり今おっしゃられるとおりであります。長野県の教育委員会、今までは、子供さんは日常の居場所は学校ですということが普通でありました。ただ、これからは不登校の生徒、そういう方も中にはいらっしゃいますが、それが当たり前の教育ではなく、また方向転換をして、どういう教育が理想なのかということを模索をしていく、そういう状況に置かれているようなお話を聞いているところでもあります。 そういう中でありますが、高校の再編、最後は小海高校の存続というところに行き着く、そういうことであります。再編、第2期の再編、これについては、佐久地域は野沢北高校、それと野沢南高校、小諸高校と小諸商業、このような学校が統合をされます。そして、県下では78校の高校が64校になるという計画、また実施段階であります。そして、これは先日の信濃毎日新聞の記事であります。今までの再編の基準、そういうものを改めて見直しましょう。そして、その見直す基準を今後つくっていききたい。そして、2026年、令和8年からその基準によって高校の在り方を具体化していくという方向のようであります。 ただ、小海高校では、校長先生はじめ先生方、一人でも多い入学生をということを求め、いろいろな活動をされております。文化祭や中学校の参観日に直接参加をされる。そして、ささいなことかもしれませんが、町でもスクールバス、そのようなことによりまして、通学の利便性を向上させる、そんな努力をしております。 いずれにしても、小海高校、県境に接する高校であります。近隣の高校とは著しく距離が離れている。そして、子供たちの教育の機会の確保、このような観点からも、小海高校の必要性は非常に大きい、このように位置づけております。小海高校を守り、そして支援する会、生徒を支援する会、南佐久全体で支援を行っております。そして、今、議員さん申されるとおり、今まで以上に、この地域としてしっかりと守り、そして存続、そしてできることなら特色ある学校に生まれ変わればすばらしいことだと、こんなことを感じております。以上でございます。

8 番議員	ありがとうございます。やはり高校の再編も早い動きが必要かと思いますし、今の武田教育長、本当に小学校・中学校の校長先生で初めての教育長という形の中で、現場を知っている中で、非常に変えたいということを言っているみたいですので、ぜひ前向きに早めの動きをお願いできればなと思っています。 そしてウエルビーイングはじめ、人生100年時代ということでいろいろ提案したんですけれども、やはりまちづくりの元気は、この40%の高齢化がいかに生きがいを持って、やりがいを持って、もう一回汗をかいてもらおうというんじゃないですけれども、「やってもらおう」から「やってやろうぜ」のほうへ、誰かのためにやろうという方向にやっていく、空気をまず変えるということが非常に大事じゃないかなと思っていますので、ぜひそんな方向で頑張ってくださいなということをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。
議 長	以上で第8番 品田宗久議員の質問を終わります。 ここで2時10分まで休憩とします。 (ときに14時02分)
<u>第 1 番 黒澤 敦史 議員</u>	
議 長	休憩前に引続き会議を開きます。 次に第1番 黒澤敦史議員の質問を許します。黒澤敦史君。
1 番議員	1番、黒澤敦史です。通告に従いまして質問させていただきます。 今回の私の一般質問では、松原湖高原に予定されている公園整備計画と、議会改革に係る役場の負担へのご認識等についてお聞きしたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。 まず1つ目の質問、松原湖高原に予定されている公園整備計画についてです。7月22日に開催された全員協議会において、公園整備の進捗状況をお示しいただきました。八峰の湯、美術館周辺への足湯、水辺、釣堀、噴水などの公園施設を整備したいというもので、総事業費は2億円とのことでした。本計画につきまして、まず、このように大きなプロジェクトを検討、提案されたことにつきまして、町の現状を変えていきたいという強い意志を感じ、その前向きな姿勢に一議員、町民としてありがたいことだと考えております。大きなプロジェクトを進めるに当たっては、役場の中、そして小海町の中のコンセンサス、法令上の諸課題、また予算の確保など、数

	多くの困難があるかと思います。そのような中でも事業を提案するという ことについて、私は、偉そうな言い方で大変恐縮ですが、町の姿勢を高く 評価すべきものだと考えます。そのことをまず申し上げ、内容について 議論をさせていただきます。 早速ですが、私はこの計画がこのまま実行されることについては、少々懸 念を抱いております。それには2つ理由があります。1つ目の理由ですが、 まずこの公園整備の目的は何なのかということです。全協でお示しいただ いた仮称八峰公園整備計画には、1、八峰公園整備計画の基本計画の位置 づけとして、第6次長期振興計画の基本計画にある観光の振興、その個別 計画である小海町観光振興ビジョンの基本方針、松原湖高原の魅力向上、 観光誘客を実現するものと記載されています。そして、この公園整備基本 計画には、整備の目的とテーマとして、緑あふれる小海町の観光拠点、仮 称八峰公園のさらなる機能充実により、町民が誇りを持ち、健康で明るく、 子供の幸せなまちづくりを一層推進し、もって町外からの集客増につな げ、地域経済の発展に資するとあります。これだけを読むと、まず整備の 第一の目的として観光振興を上げ、本計画の根拠として長期振興計画を挙 げていますが、しかし、整備基本計画の目的では、子供の幸せなまちづく りのために整備するとされており、これをそのまま文字どおりに子育て支 援のためと理解できますので、2つの目的が掲げられているように思われ ます。 では、まずこの公園整備の目的についてお伺いしますが、本整備計画の目 的は、観光振興、子育て支援、どちらに優先順位を置いておられますでし ょうか。また、観光振興、子育て支援の両方に対応した施策として、公園 を整備するのだらうとも推測されますが、この公園整備により解決したい 観光振興、子育て支援の課題とはどのようなものなのか、その課題に対し て、今回の公園整備によりどのような効果を期待されておられるのかお聞 かせください。
産業建設 課 長	公園整備について、計画されている公園の目的であります、非常にご指 摘のとおり、内容が難しい公園になっております。人それぞれの考え方が 違いますし、どういう公園を目指すかということで、かなり議論をしてま いりました。結論から言いますと、ここに黒澤議員おっしゃられた観光公 園、そして子育て支援の公園、欲張りではございますが、両方を今の現時 点では目指しております。個人的な話をすると、あんまりよくないんです が、観光公園というよりも、これをちょっと私たちのほうの言葉で言い換

えると、観光公園、稼ぐ公園、そして子育て支援の公園、誰でも使える公園というふうに位置づけますと、優先的には誰でも使える公園というのを目指していたんですが、この両方を目指しているには理由がございます。この解決したいことの中に、まず観光振興、稼ぐ公園のほうを話させていただきます。当初、4月に引き継いだときに、要は電源立地の、電源オープンキャンプサイトを造ってくれということでお話をいただきました。という中で、3月の議会でも示したとおり、そういうものを発信していく中で、私たちも素人なもので、各方面に視察に行ったり、いろいろな方面にお話を聞いた中で、今どきキャンプははやらないよとか、そんなものは要らないよとかという意見もありまして、今度は逆に、この電源サイトのキャンプ場なりキャンプ場がなぜ必要なのかということを率直に開発公社の局長にお話をお聞きしました。という中で、一つには町が指定管理としてキャリフル事業、パターゴルフ、マレットゴルフ、リゾートコテージ、オートキャンプ場の管理所、それからピクニック広場ということで、この収益がかなり厳しいということで、リゾートコテージについては500万円ほどの黒字になっております。ただ、そのほかのものは赤字だということで、特にパターゴルフ場、農薬代、草刈りの人件費等々ございまして、支出のほうで、120万円の収入に対して支出が500万円余りあります。そうすると400万円ぐらいの赤字だと。それが何を意味するかということでございますが、結局あそこの地代、総合的に言いますと、開発公社はこの土地の持ち主様に総合計で350万円ぐらい払っています。捻出するのに、こういうところをやって、一公共団体ではございませんで、稼がなければいけないという中で、公社のほうも必死になって営業をしなくちゃいけないという中で、電源サイトを造ってくれということでお話を受けてました。それで、私もこれについては、ああ確かに言われるとおりだと、結局、地代を払うためにあそこの管理運営をやっているというふうに見えたので、これは何とかせねばならないということで、収入、稼ぐ公園、観光公園も大事、そして、もう一つは、誰でも使える公園、子育て支援の公園というものでございますが、小海町には、公園という公園があるんですけども、中途半端な公園だと。言いづらい話ですが、あんなところに造っても、人なんか行かないよと。それから、松原高原に2億円もかけられないというご意見もいただいて、お話をする中で、でもどこかに、子育てができる、元気が出る、ゲンデル公園みたいなああいうのが欲しいねということで、やはりこちらを捨てられないということで、これから議論をしていく

	んですが、両方を兼ね備えた公園を、今の段階では造っていききたいなというふうに考えております。
1 番議員	ありがとうございました。大変いろいろと検討されているということがよく分かりました。 当町のような小さな自治体が有利な過疎債が使えるといえども、限られた財源、限られた資源の中で、今回の子育て支援と観光振興といった2つの目的に対応した施設整備について、優先順位をつけながら進めることは至極妥当な考えだと思いますし、今はやっぱり両方ということだったと思います。それは八峰の湯の例を見てもよく分かります。八峰の湯には、町民の健康増進という目的と、観光振興という目的、2つの目的があり、それぞれについてうまく機能しているように思われます。町民は地元の温泉をリーズナブル、安価に利用できることから、日常的に利用している町民の方々もおられ、自身の健康づくりへ活用しておりますし、多くの観光客の方々も訪れ、地域の面的な観光の拠点として、松原湖やシャトレ・ゼリゾート、さらには八千穂高原をも含めた地域観光エリアの施設、個々へ付加する日帰り温泉もあるというプラスアルファの魅力として重要な役割を担っています。つまり、1つの施設が異なる2つの目的のために設置され十分に機能することは、今も実証されていることでありますし、当町はその成功体験を有していることでありますので、2つの目的に対応した施設整備を念頭に置くことは決して悪いことではないと考えます。 そのような中でも私が懸念するのは、観光振興と子育て支援のどちらを第一に課題にすべきもの、より優先順位の高いものとして据えているかということです。先ほどの質問へのご答弁で、町のお考えは分かりました。そもそも異なる2つの目的への対応ですから、両方とも同じ優先度だとすれば、こちらを立てればあちらが立たずとなるおそれがあり、中途半端なことにもなりかねません。八峰の湯の例でいえば、現状を見れば明らかに、私の認識では観光振興を優先目的として設定されているのかと、それに基づいた運営をされており、町民の健康増進はその次に目的とするもので、であるからこそ、うまく機能しているように私には思われます。 今回の公園整備は産業建設課が担当していることから、八峰の湯と同様、観光振興を主目的として据えているものと推測されますが、であるならば、観光客に魅力を感じさせ、ぜひ行ってみたいと思わせることに特化した施設整備に注力すべきであり、誘客促進のための施設整備を研究すべきではないかと考えます。もちろん、今後の検討により、場合によっ

	ては主管が変更となることもあろうかと思います。子育て支援を主眼に置いた場合も同様、子育て世代が期待する施設等を徹底的に突き詰めて研究し、当町の子育て支援の強力な一手とすべく整備していくべきではないでしょうか。 整備基本計画を見ますと、足湯、水辺、釣堀、噴水、サウナ等と、盛りだくさんの青写真が示されておりました。個人的な意見ではありますが、限られた予算の中で、それぞれがこじんまりと造られることとなるであろう、これらが散らばった公園は、他の地域の公園よりも誘客面で優位に立ち、観光客の関心を引き寄せられるものとなるには、相当の工夫が必要であるように思われます。子育て支援を第一目的とした場合だとしても、子育て世代が求めている公園、子供を遊ばせたいと思ってもらえるようなものとして、子育て世代への強力な支援となるものでしょうか。もちろん、お示しいただいた簡単な図面などを見て感じただけの意見であり、我々に示されていない計画の詳細部分として、きめ細やかな構想もこれから検討されると思いますが、端的に言えば、ありきたりでよくある公園の範疇を越えないもの、特別な魅力は感じられないものになってしまうのではないかと心配してしまいます。整備計画には、現在のイメージは基本コンセプト、合意形成がないため、基本的な組立てが必要であると記載されております。つまりこれらはまだアイデア出しで、思いついたものを羅列しただけのものだと思われていますが、それならば、まだ研究の余地もありますので安心ですが、このままでは、どちらの目的を主としても、魅力的な公園になるとは私には思えませんでした。 ここでお聞きしますが、整備基本計画で挙げられているこれらの施設、現在のイメージとされているものは、どのような議論、検討、経過を踏まえ、整備計画に記載されているのでしょうか。また、基本コンセプト、合意形成がないと明記されていますが、この基本コンセプトと合意形成は、今後どのようにつくられていくご予定でしょうか。計画では近い将来にも工事を予定されているようですから、時間的な余裕はあまりないように思われます。スケジュール感も踏まえお聞かせください。
産業建設課長	3月にお示しして、4月から引継ぎを受けまして、事業を進めてまいりました。この中で、様々な意見を聞いて、温泉検討委員会、それから議会の全協等において、基本計画、整備計画をお示しさせていただきましたが、それはその時点のお話であって、現在はちょっと違いますが、お話をさせていただきたいと思います。

	まず、どのような議論、検討、経過を踏まえたかということでございますが、先ほど目的はどっちなんだという話をした中で、どっちもやっていくよということなんですが、結局、黒澤議員もおっしゃるとおり、過疎債を100%、最初の引継ぎは1億円、過疎債100%充当でやるということで、過疎債を100%充当できれば、職員とすればこんなに楽なことはないというふうに考えております。ただ、町長がいつも言っているとおり、職員は汗をかけということが、面倒くさがらない、前に進むということが、取ってこれる補助金は何でも取ってこうようという意気込みで、県と相談をしました。そうしたところ、県のほうは、小海町さんは都市計画を持っていますね。ただ、下水道をやっただけですねと言われまして、じゃ、うちの町に公園というのは駄目ですかと言ったら、都市公園はオーケーですよというふうに言われた中から、現状をお話ししますと、財政とお話をさせてもらった中で、特に過疎債は厳しいと。今年度についても厳しいという話がありまして、というのは、全国の過疎地域からどんどん事業が上がってきて、もう配分するお金がないよと、というふうになりますのと、あと、小海町の公園に1億円かけてしまいますと、もうほかの事業ができなくなってしまうということで、7月にお示しした中では、2年間に分けて過疎債を充当していこうという話だったんですが、都市公園、この事業費については、社会資本整備総合交付金というのをを使うんですが、大体こういう整備事については2分の1の補助でございます。2分の1の補助をいただいて、その補助裏に過疎債を使っていくという形になるんですが、その社会資本整備総合交付金というのは、この間の小海大橋のメンテナンス事業もそうなんですが、なかなかお金がついてこなくて、過疎債自体がもうあれじゃなくて、社会資本整備交付金のほうが、なかなかもう満額ついてこないという中で、いろいろな財源を探さなくちゃいけないという中で、この話は県のほうも、過疎債だけではちょっと足りないねという話の中で、都市公園、もしくはそのほかの事業を見つけましょうと。で、お金を用意するのは県の仕事だということで考えています。 それで、都市公園については制約がありまして、この時点では2億円の工事だったんですが、都市公園に採択されるには、2億5,000万円以上の対象工事、そして2ヘクタール以上の面積を整備しなければならないという条件があります。ただ、うちの八峰の周りのところを足していくと、2ヘクタール以上になるんじゃないかなということで、そこで出てきたのが、県とも協議した中では、運動公園だとか総合グラウンドだとか、そういうもの
--	--

ひっくるめてやれば、2ヘクタール以上になるねということで、そこら辺の協議をしている段階で、中身については、噴水を造ると冬どうするんだとか、いろいろな意見がありまして、あれは本当に黒澤議員がおっしゃるとおり、こういうものが欲しいああいうものが欲しいというのを全部出して、それで、そこから今度は厳選していくというような形を取りたいと思っていますので、あれを全部やるということではなく考えております。

経過的には、そういうふうに県と協議しながら、じゃ、もう1個の稼ぐ公園というのがどうしたらいいですかと。要は過疎債では、電源サイトの、キャンプサイトですか、ああいうものは対象外だということなんですが、これは県のほうに相談したら、小海町が条例をつくって、使用料条例をつくって、で、やる分には全然構いませんということで、それはキャンプ場でも何でもいいんですかと言うと、それは構いませんということで、都市公園に位置づけるということが重要、これからの中では大切なんだろうと思います。

それで、ということになりまして、スケジュール的なことなんですけれども、我々がやらなくちゃいけないことが数ありまして、まず、都市計画公園を造る場合には、都市計画の、中部横断道と同じで、都市計画の、どこを公園にするかという決定をして、公聴会を開いて、で、やるという中では、どこかで場所の選定をして、そして公聴会をやって公示すると、ということをする。都市公園の場合には、小海町の都市計画審議会のほうで十分いいということなもので、そういう方法を取ってやるのがスケジュール感としてあります。これについては、最初、電源サイトのキャンプ場を造るということになると、ちょっと忙しかったんですけれども、これをじっくりやるという中で、ちゃんとしっかり計画をつくってやること。そういう中で、皆様、いろいろな方にご意見を聞きながら、考えてみれば、一からやり直していきたいというふうに考えております。

我々も本当に、ご指摘のとおり素人です。現地視察をしたりいろいろなことをやって、よりよい公園を造っていこうと思うんですが、やはり素人のやることなんで、ご指摘のとおり、コンサルさん、公園のプロのコンサルさんを入れて考えていきたいと思います。

それでもう一つ、財源的なことについて、今、長野県は、令和10年に、国スポ、国民体育大会があつて、その開催地に、後援ということでお金をかなり費やしているということで、言われているのが、7、8、9年度はぼちぼちとやって、9、10年ぐらいにばあっとやるのが一番いいんじゃないかと

	いう指導もいただいておりますので、先ほど教育委員会のほうからも出ましたスケート場の整備からはじまって、ああいうものもちょっと後年度に回っているというのはそういう理由でございます。 ということで、経過、それから議論、検討等、いろいろやってきたんですが、今現在はこのような形になっていますということでございます。以上でございます。
1 番議員	ありがとうございます。状況についてはよく分かりました。私の理解では、じゃ、最初に戻ったというようなイメージでいいんですね。 改めて、ここで一つ提案させていただきたいと思います。それは、この事業の目的について、整備基本計画にあるような不明朗なものではなく、アンケートや分析などの根拠に基づいて、明確な解決すべき課題を見だし、例えば、観光客の誘客でこ入れと滞在時間の延長が課題であるから、よそにない魅力的な場所、長時間滞在してもらえるような場所を整備することを第一の目的とするなどして、プラスアルファとして町内の子育て世代も使いやすいよう、利用料を軽減するといった事業の基本コンセプトを確定させ、さらに具体的な施設整備、配置など、施策の内容を検討する人間の行動原理や、またそれに対応した空間デザインに特化した専門家に、初期段階から伴走していただき、十分研究した上で整備していただきたいというものです。厳しい意見のように聞こえるかもしれませんが、ぜひ、前向きな提案としてお聞きください。 世の人々のニーズはいよいよ多種多様となり、さらに、僅か数年で変化していくといった現在の社会情勢で、残念ながら、もはや私たち議員や職員といった専門知識を持たない人間の知見、アイデアでは、到底これに対応していくことはできない状況だと私は思います。よって、たとえ過疎債など有利な財源を活用するとして、2億円の事業費を費やすプロジェクトには優秀な専門家を伴走させ、彼らの知見やアイデアを十分に活用し、当町の将来にわたっての貴重な資源、財産となるよう整備するべきものではないでしょうか。私は以上のように考えますが、町長は私の提案についてどのようにお考えになりますでしょうか。
町 長	いい提案ありがとうございます。先ほど来、課長の宮澤のほうからもご提言したと思いますが、職員はこの件に対しては素人といいますか、知識がそう深くありません。特化した専門家に、初期段階からのアドバイスをいただく、これは大変大切なことだと思いますので、それはそのとおり進めさせていただきたいと思います。また、伴走できる専門家、これも

	必要でございます。今の段階から工事完成まで、やはり全部見ていただけるようなコンサル、あるいはそういった皆さんを、今、相談している皆さんもあるわけですが、また、新たにこういった考えをしていきたいというふうに思っております。
1 番議員	ありがとうございました。私は、公園整備自体は当町のまちづくりについて必要なものであると認識しています。ですから、整備そのものについては賛成の立場です。再度申し上げますが、このような調整の難しい事案に積極的に取り組もうとする町長、担当職員の方々の姿勢には、一議員として、一町民として感謝の気持ちを持っております。しかし、貴重な財源、貴重な場所を使用して進めていく公園整備です。他地域には、整備したものの期待したほど効果が出ていない公園もたくさんあると思います。一方、期待したとおり、またそれ以上の効果を出している公園もあります。これらよその例の分析は、客観的に比較する機会、そういった力を持たない我々にはできないので、専門家に依頼し、専門家の助言を生かして、そして何よりも町民の声をよく聞いていただき、整備内容を検討するべきではないかと考えます。観光客や小海の子供たちの笑顔があふれる公園になるのか、それとも誰も訪れず、維持にお金ばかりかかり、最悪の場合には、さびた施設が放置された寂しい空間になるのか、ここで十分な検討を行うことで、明るい将来を引き寄せることができます。ぜひ、私の提案についてご検討いただけるということを、今の話だとそういうことでしたので、引き続きそういった姿勢を取っていただくよう要望して、1つ目の質問を終わらせていただきます。 それでは、2つ目の質問に移ります。 議会改革の主張についてです。私はこの一般質問の場で、過去にも休日・夜間議会の導入に対する町のお考えをお尋ねしました。そもそもこの休日・夜間議会の導入は、議会で検討するべきものですから、これまでも機会があるごとに、議会の中で私の主張を述べてまいりました。残念ながら、現状ではご賛同いただける議員は少なく、実現に向けてはまだまだ道半ばといったところです。しかし、今後も同僚議員の皆様に、このことの必要性を機会あるごとに申し上げ、ご理解いただけるよう努力したいと考えています。なお、この質問の前提とし、私のイメージしている休日・夜間議会の導入方法について簡単に説明をさせていただきたいと思います。 私が発行しているニュースレターでも取り上げておりますが、私は何も全ての定例会の日程を、休日や夜間に行おうと申し上げているわけではあり

	ません。現状をどのように変化させれば、より多くの町民の方が、議員になることをもっと現実的に考えることができ、立候補を促し、政治を活性化させていくことができるかが課題であって、これは一步一步、試行錯誤を重ねながら進めていくものであらうと思います。例えば、現時点において、予算委員会などは、審議内容によっては係長以下職員に事業内容の詳細などを確認する必要がありますので、その日の議会に関わる職員も大変多くなります。また、基本的には傍聴人もおりませんので、夜間や休日にあえて開催する優先性は低いと思います。まずは導入しやすく、傍聴など町民の方々にもよりオープンな状態である議案質疑、一般質問などを、試験的、試行的に休日や夜間に開催してはどうかと考えています。議案質疑、一般質問であれば、議会に出席する職員の方も課長級の方々だけでよいのではないのでしょうか。この休日・夜間議会の導入についてですが、同僚議員と意見交換をするたびに、課題として、役場の負担が増えるので難しいのではないかとというご指摘を受けることがあります。それは休日・夜間議会を導入した場合、役場の定時以外での開催となるため、出席する職員の残業手当、休日出勤手当が増えてしまう。また、時間外に職員が仕事をすることとなり、職員の個人の時間が奪われてしまう、少なくなってしまうものだと思います。確かに定時に行われている現在の議会では、そのような費用は発生しませんので、その分は明らかに増となるものです。 それではまず、ここで確認の意味を込めて、1つ目の質問をさせていただきますが、残業手当、休日出勤手当の対象となる職員は、職位としてはどの範囲になりますでしょうか。また、昨年度の残業手当、休日出勤手当の実績額と延べ時間、また、この残業手当、休日出勤手当がどのような場合に支給されるのかについて教えてください。
総務課長	残業手当、休日出勤手当につきましてお答えさせていただきます。まず、対象となる職員ということで、先ほどのお話の中でもありました、例えば議案質疑とか一般質問の場合、これは議員さんおっしゃられるように、課長、町長以下、課長級の職員、管理職でありますので、休日の残業手当というものはございません。しいて言うなら、こういった光熱水費である電気、それから夏、冬の冷暖房、こういったもののみになります。ただ、ここに含めて常任委員会がございます。職員が出るとすればどうか、その辺をお話をしたいと思います。ここにつきましては、結論的に約5、60万円の超過勤務の手当ということになります。予算決算の例を取りますと、職員がどこかの2日ぐらいを大体確保されておりますけれども、そのどこか

	に出席するということですので、それは係長以下の職員が全員と。そこに加えて、総務産業ですとか民生文教のところに、これは全員というわけではないので、ちょっと雑ではありますが、通常のもの全員の者に1.5倍、半分の職員が出席するということで、そうしますと大体5、60万円ぐらいになろうかと思います。金額的にはこのようになります。 そして、続いておっしゃられました過去の実績額ということですが、昨年度の手当関係、これは議会ということではなくいうことでいいですね。超過勤務の全体の費用ということですが、全ての係の休日、それから平日の時間外、こういったものにつきまして、昨年の実績で約1,100万円ぐらいということになります。この実績は、それぞれ行事に出席ですとか、それから平日の会議、そういったものに出席した分の総計ということでございます。ただ、現実問題として、5時15分過ぎたから全てこの対応をしているというのではなく、残務整理とよく言われる、日々の、残って整理を、後片づけをする、そういった部分に対しては支払いはしておりませんので、そういう部分は入っておりません。以上でございます。
1 番議員	ありがとうございました。では、そのまま質問を続けさせてください。役場側としては、この休日・夜間議会が開催される場合の役場の負担増としては、この残業手当等の増、職員の個人のプライベートの時間の減のほか、何か想定されるものはあるでしょうか。考えられるものがあれば教えてください。
総務課長	休日・夜間開催の場合の役場の負担ということでございますけれども、先ほど金銭的には光熱水費というようなことを述べさせていただきましたけれども、そういうことでして、あとは、職員が休日にとりか夜間に出勤するという意識的なものの負担のみであろうと思います。以上です。
1 番議員	ありがとうございます。正直に申し上げまして、私はこの3か月に1回しか行われない定例会に係る職員手当の増という課題は、それを導入した結果見込まれる効果に対して、圧倒的に小さなものではないかという認識です。定例会を年4回、そこで例えば、多くてもそれぞれ3日間、休日・夜間に議会を開催したとして、およそ年間12日程度が役場の負担増ということになります。この増えるであろう負担というものは、一般的に平日昼間は仕事をしている人たちが、今まで以上に政治に参加し、よりよい未来を目指していくために必要不可欠である、参加しやすい議会をつくることへの最小限で十分対応可能な負担ではないでしょうか。もちろん、私が見えていない役場の負担もあるかとは思いますが、このことについて、役場職員

	を管理監督する町長のご見解をお聞かせいただけますでしょうか。
町 長	先ほど来、出ています報酬、給与というものは、人間がお勤めをして生きていく中で大変重要なものと考えております。しかし、それと休日の議会の効果、黒澤議員の今ここに書いてあることは、休日、休みのときにやったほうが効果が大であるというご見解であります。私は一理はあると思います。しかし、このやはり議会というものを直視していただきますと、これは町内の数ある会の中で最も重要な会であり、そして権威もある会であり、私どもの見張り役である会であります。そうした会でありますので、それについての、ですから休日とか夜間とかで出来ないことはないと思います。その私たちが、今まではその気がなかったというだけのことで、だけという失礼ですけれども、ことであり、これを深掘りしていくと、その予算、そしてデメリットのほうも必ず出てくると思います。これを煮詰めるべく、議会のご意見も拝聴しながら、私とすれば進めていきたいというふうに思っております。職員は、やる気があればいつでもできるような気がします。
1 番議員	ありがとうございます。折しも、さきの6月定例会におきまして、この小海町議会に議会改革特別委員会が設置されております。まさに町民が議会をより身近に感じて、そして、政治により参加するためには、どうしたらよいかを議会を挙げて調査研究するための特別委員会です。政治に参加することイコール議会議員になることでは決してありませんが、議員の成り手を増やす、より幅広い年齢層の議員を増やすことは、議会の活性化、ひいては町の発展、町民の生活向上につながると思います。そのためには、先ほど来申し上げている休日・夜間議会の開催が必要不可欠であるとの考えを、私は持っておりますから、私としては、同僚議員に賛同いただけるように今後も努力を続けてまいります。休日・夜間議会の開催が、役場の負担が増えるから駄目だと、役場の姿勢ができない理由とされないようにだけ、ぜひ、町には、もし議会側からそういう提案、協力の申出があった場合は、ぜひご協力をいただけるようお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。
議 長	以上で第1番 黒澤敦史議員の質問を終わります。 これより3時まで休憩とします。 (ときに14時51分)

第6番 的埜 美香子 議員

議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 次に第6番 的埜美香子議員の質問を許します。的埜美香子君。
6 番議員	第6番、的埜美香子です。一般質問の通告に従いまして、一般質問をいたします。 今回、私は第6次小海町長期振興計画後期計画策定に向けという大きな項目1つに絞って質問をいたします。 ここまでの質問、何人かの議員の質問とも重なるところもあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。 それと、事務局にお願いですが、資料のほう、タブレットのほうに入れていただいたので、その都度、皆さんにお知らせしていただければと思います。お願いします。 さて、8月29日に長期振興計画審議会が開かれています。そこで、後期計画案が示され、説明がされ、委員から質疑、要望、意見交換が行われ、後期計画策定の今後の予定を確認したというふうにあります。 まず初めに、策定の今後の予定がどうなってくるか、予定のほうを教えてください。
総務課長	お答えいたします。 今後の予定ということですが、長期振興計画審議会の開催は、先日の8月で2回目ということになります。そして、先日の会議の折に、企画会、職員の中でまとめた現時点での計画、それをお示ししたのが、先日の8月の審議会でございます。審議会の中でもご意見等をいただきましたので、それを反映させること、それから、内容について、事業について主なものは掲示をしましたが、その金額、それから財源等についてまだまだ精査する必要がありますので、そういう作業をした上で、また今後何回とも言いませんが、2回は実施し、そして12月の定例会には、議員の皆様方にも内容についてお示ししたい、そして決定していきたいと、そんな予定で考えております。 以上です。
6 番議員	ただいま説明がありました。 これまで2回長期振興計画審議会が行われ、8月29日には、現時点での計画案が示されたということで、今後また2回ぐらい開催し、12月定例会で議

	会に示すと、そういうような説明だったと思います。 私たち議員も、任期が残すところあと半年という中で、これまでの各種事業の検証や課題の整理をする時期になってきています。そして、それを基に提案等示していきたいと、そういう時期でもあります。 ただいま、今後の予定お聞きしたところ、先ほどの説明ですが、後期計画案ができ、審議会が開催されました。12月の定例会まで議会には何も示されないのか、今回、長期振興計画の案ということで課長にお願いして、出していただいたんですが、議員はそれまでは、議員の意見等々はどういうふうになってくるのかお願いします。
総務課長	お答えいたします。 もちろん、議員の皆様もご意見はいただくべきだと思っております。今回、ちょうどそういう機会といいますか、資料として内容をご覧になれるので、ぜひ内容を見ていただきたいと思います。改めて説明するというだけでなく、前もってある程度の、審議中ですので、これが決定のものとは言えませんが、内容についてはご覧いただけたと思いますので、12月の例えば全員協議会のようなところでお示しして、ご意見いただいてという過程は踏んでいくつもりでございますので、ご意見についてはいろいろいただきたいと思います。 以上です。
6 番議員	ご意見はいただくということで、今回タブレットのほうにも案のほう、載せていただいたので、個々の議員が見て、それをまた意見するという、そういうイメージなのかということなのかな、そういうことなんでしょうか。私はやっぱり間に全員協議会1回ぐらい開いて、そこで議論することもあるかなと、そういうようにも考えています。 あと、町民アンケートの結果ですね、6月の全協のほうでやっと結果として出てきました。3月にはできていたという話ですが、アンケート調査自体、デジ田交付金の中でさとゆめに委託したものですので、委託先のさとゆめは、ランドデザイン検討業務の一環として行い、結果をまとめたというだけと言ったらおかしいですけども、そういうものだと思いますが、あのアンケート結果を町としてどのように受け止められたのでしょうか。長期振興計画策定に大いに反映される内容だったのかどうか、その辺お聞かせください。
総務課長	お答えいたします。 この内容につきましては、今回の委託事業、デジ田の委託事業にしたから

	といて、内容について長期振興計画のアンケートから外れたもの、別のものになったということは考えておりません。以前の長期振興計画の策定の際のアンケート、そういうものを内容をおおむね同じような内容としておりますので、ここにつきましては、この結果というのは、全員の悉皆調査だったんですけれども、この内容について不足があるということではないと考えております。 以上です。
6 番議員	前回の町民アンケート、平成30年に行われ、今でもホームページのほうで見ることができます。前回のアンケートでは、質問事項の回答に加えて、町民の皆さんの個々のご意見、それがぎっしりと書かれていたと思います。今回はそういう点はどうだったでしょうか。
総務課長	アンケートの際のその他の事項ということで、町民の皆さんからの自由なご意見を伺う、そういうものはもちろん内容としてきました。今回さきの定例会でお示しをした中には入ってはいませんが、おおむねの内容ということでお示しさせていただきましたので、個別の意見ももちろんございます。
6 番議員	個別の意見はあったということで、今、課長おっしゃられたように、町民アンケートのこの間いただいたものの中には、そういった個々の意見というのは、自由意見というのは載っていませんでした。 町長はこの自由意見というかこのご意見、ご覧になられましたでしょうか。
町 長	さとゆめのアンケートなるものを見まして、私はちょっとがっかりしたというか、三十数%で分かるのかいと言ったら、これでも多いという返事ありがとうございましたので、こいつの俺は話をしているもんかねというところだったんですけれども、女性の方、やんわり申出いただきまして、そういったことのないというのは、私はちょっと遺憾の部分がございます。もう少し積極的に町に対しての意見なり、思うことを発していただければありがたかったかなというふうに思っております。
6 番議員	この町民小海町まちづくりアンケートの調査のご協力をお願いということで、小海町では今回、第6次長期振興計画の後期策定に向け、これまでの施策の再検証と新たな町民の皆さんの声を反映させるため、お考えをお聞きさせていただくアンケート調査を実施することになりました。ぜひご意見くださいますようよろしくお願い申し上げます。小海町長、黒澤弘と直々アンケートにお願いされていたと思います。そして、町長の受け止め、

	今がっかりということもありました。今回のアンケートの回答率31.5%で、私もちょっと低いかなというような、そういう印象を持ちました。 31.5%という中で、この町民の皆さんのご意見は、アンケートの調査だけで終わらせるのか、ほかどんどん聞いていくのか、そのあたりお考えがありましたらお願いします。
総務課長	お答えいたします。 もちろんこれはアンケートが全てだよということではありませんけれども、アンケートの結果は、やはり中心に考えたいと思います。それ以外にも、もちろん審議会の中でもございますし、通常、この長期振興計画という前提でなくても、常々要望等はいただいておりますので、そういったことをもちろん担当のほうでも把握はしておりますので、それぞれそういうものに対応すべきか、しないかということも含めて検討し、反映させていく、そういうスケジュール立てになっております。
6 番議員	今回のアンケート結果、ホームページ等で開示はされますでしょうか、お願いします。
総務課長	やっぱり必要なことだと思いますので、それはホームページにおいても開示してまいりたいと思います。広報の中では、そういったことも実施しております。 以上です。
6 番議員	続いて、駅周辺再整備計画については、長期振興計画策定に当たっても大きな位置を占めていると思いますが、委託先のさとゆめは、小海駅を生かした小海町全体のまちづくりのグランドデザインを示すという業務があり、議案質疑の中でも、グランドデザインはどうなったのですかと質問したところ、総務課長は、報告書としてそれぞれの分野別にご提案をいただいておりますという、そういうお答えだったと思います。その後、総務課長に見せていただいて、大変分厚い報告書になっておりましたが、最後の最後の208ページあたりから、策定の目的というところから策定の部分をコピーしていただき、見させていただきました。そもそもこのさとゆめが示すグランドデザインは、どういった位置づけなのかをお願いします。
総務課長	これにつきましては、駅周辺の再整備計画というふうにネーミングもつけられておりますけれども、そういった整備をしていく上でのどういった方向にしていっていいかという、そういうグランドデザインということでして、少しグランドデザインということで、駅中心のみならず、周辺の保育園、児童館も入れたところを教育・子育て・福祉推進ゾーン、それから、

	病院ですとか役場、学習館なども町民サービスの集積ゾーンというようなゾーンニングをしまして、駅を中心というふうには考えてはいるわけですが、そういったエリア立てを立てて、駅のほうに人が集まる、駅を利用してもらう、そういう計画をグランドデザインとして提案いただいたということでございます。
6 番議員	駅を中心としたまちづくりのみならず、周辺再整備というどういう方向に向かっていくのかということのをさとゆめさんが示したこの絵でも、駅から始まるみんなでつくる小海町という、そういう絵も描いて示されています。長期振興計画のローリング事業、6年度、7年度では、グランドデザインに基づく駅周辺及び小海高校等との連携事業実施、2,500万と掲載されていましたが、今後の後期計画案を見ると、7年度、8年度中心街活性化事業、アルル、駅舎含む実証運営事業実施とあり、9年度から11年度は運営実施と掲載されています。このあたり、少し詳しくというか、こういった感じで進めていくかお願いしたいと思います。
総務課長	お答えいたします。 駅及びアルルが一番の中心でございます。こここのところの多目的な利用、そして交流スペースをつくっていく、そして先ほども申し上げました大きい目標として若い世代のところに注目し、高校生含めて小中学生にも利用していただく、そのような大きい目標を立てております。そして、時間帯、やはり小中高、学校がメインということですので、昼間は学校に行っております。そして、高校生は夕方の利用が考えられるということもあります。そうしますと、日中はその若い世代、未就園の方々も利用はもちろん考えるわけですが、それ以外の世代、中高年といいますか、そういうことも時間帯によって利用ができるとしますと、総合的にというような考え方になるわけですが、先ほどの埜議員さんお見せいただいたそのイラストということがありますが、これがまさに時間帯を区切って、若い世代からお年寄りの世代までうまく使い分けをする、利用時間を考えながらというような大きい目標を立てて利用を考えていく。例えば午前中は町民、主に高齢者のためのカフェスペースですとか、午後は未就学児、それからその親の憩いの場、夕方以降は中高生の待合と学習スペースといったような考え方をして、そして、あとは内容ということになりますけれども、そんなことがグランドデザインの中には報告されておまして、これについては大いに賛同もできるということで、こういった考えに立って進めている現状でございます。

6 番議員	ただいまこの絵の説明のとおり、この絵ですと、午前中は町民が気軽に憩う場、午後、12時から4時ぐらいまでが子ども、未就学児の親子が憩う場、夕方から中高生が探求、学習、発表の場と、そういう絵が示されています。目標を立ててやっていくということです。何年がかりでやっていくということなんでしょうが、以前から町長のほうにもお聞きしたりもしているんですが、まちづくりの中心課題を駅周辺整備を成功させるという、そういうことが鍵を握っているような、そういう答弁も以前もいただいたと思うんですけども、その辺の考え方をもう一度お聞かせください。
町 長	何が成功で何が失敗かというものは、如実に数字に出るものと、それから町民の皆さんの満足度というもので測れるかというふうに思います。 先ほどのアンケートの件も踏まえてなんですが、やはり提出していただく方法が悪かったのか、提出する気がないのか、そういうものは非常に微妙な掛け合いになってくると思いますので、その辺の整合性を取るためのやはり町民とのコミュニケーションといいますか、そういうものは実に大切になってくるんじゃないかというふうに思います。私とすれば、小海町駅前活性は公約でもございます。それに向けて邁進するつもりでございます。
6 番議員	若い人に注目を当てて、目標を立ててやっていくということで、町長のほうからも今、アンケートの話もありましたけれども、私もそのアンケートの実施の仕方に問題があったのか、31.5%というこの数字をどう見ればいいのかというふうにちょっと考えているわけですが、これまでアルルのショッピングセンターがありながら、やっぱり人のにぎわいがあのようなことになって、つくれなかったと。時代の流れももちろんありますけれども、それと小中高生を中心に駅をにぎわすという今回の大きな目標だと思うんですけども、大きなというか、これまでも駅は中高生、バス待ち、汽車待ちで利用していると思うんで、これ、学習、中高生の探求の場といっても、これそんなに大きく変わるのかなということも、私はちょっとさらに研究の余地はあるかなと、そういうふうに考えています。 次へ進みたいと思いますが、6次長期振興計画策定に向けて、これまで計画されていた各種事業の進捗状況と今後の計画はどうなっているかということで、計画案を参考にして個別で見たいと思います。 まず初めに、公園整備です。先ほどもありました。なぜこれが初めに来るか。先ほどもありましたけれども、長振では、最初の項目区分である土地利用・都市計画の都市計画事業、都市公園整備として新規事業として載っ

	ています。この公園整備事業、遡ると前期計画の初年度、令和2年度は子育て支援の管轄で、誰でも集える公園整備として調査費用100万円という形でスタートしました。そもそもいうと、初めは誰でも集える公園整備ということで、総務のほうだったと思います。しかし、子育て支援のほうに移り、急遽、保護者にアンケートを実施し、そのアンケート結果から先ほどもありましたけれども、町なかに公園が欲しい、大きな遊具やボールを蹴ったりできるスペースのある公園が欲しい、また、げん出る公園みたいな公園があればいいなと、そういう声があったように私は記憶しています。3年度まで調査費用がついていましたが、改めてお聞きします。調査結果はどうなったのかをお願いします。
総務課長	お答えいたします。 今、的埜議員さんおっしゃられましたこれまでの経過、確かにしっかりうまく担当部署がはっきりしない部分が、振り返るとやはりあると思います。そのときそのときで、ちびっこ広場を整備した経緯などもありますけれども、松原の方面がいいのか、それとも町の中がいいのか、そういう議論もしてきた経緯はございます。そして、現在はといいますと、松原というようなことで、今、考えているところでございます。先ほどの答弁のように、子育て支援を目的にと、また観光振興も含めてという両建てで、ただし場所は松原、そんな考えで今は進んでいるところでございます。調査というものも様々声を聞いているということですのでけれども、それに従って、今後進めていきたい、そういう考えであります。 以上です。
6 番議員	ちびっこ広場は、国庫の交付金活用の関係で数年手がつけれないと、そういうように私、報告受けた記憶があるんですが、その話で長振のローリング、4年度から6年度事業では、この計画なくなったと思います。 そして、再びローリング5年度、6年度には、観光レク計画の区分に移り、松原湖高原公園整備事業の項目で、アスレチックほか改修整備5,300万と記載されました。そして、翌年のローリング、6年度から8年度計画では、パターゴルフ場を公園化する、6年度には公園整備1億と、先ほど来話がありました。そういうキャンプ場を備えた公園というような話になってきたと思います。町民からは、町の中に公園が欲しいということでしたが、それは今、ちょっとちりちりそういう話もありましたが、それはどうなったのか。ちびっこ広場の交付金の関係の制約はいつまでなのか、そのあたりをお願いします。

産業建設課長	お答えします。 先ほど一般質問であったとおり、公園の計画については、さっき言ったとおりなんですが、この長期振興計画の今、お示ししているところに、公園整備ということで、松原等という、この等という文字がちょっと肝腎なんですけれども、いろいろな町は担当課が検討する中で、最終的に産業建設課のほうに移ってきたんですけれども、それにかかわらず、各課を越えた町挙げての事業ということで取組の中で、この公園等という中には、せっかく今、都市公園という話で来ている中で、都市公園は小海町の中に1個とは限らないんですね。2つあっても3つあってもいいよということで、これは先ほどちょっとお話はしなかったんですけれども、小海の駅前を中心とした整備の中で、今、的埜議員おっしゃった小海中学校の跡地、それからそれを結んだ土村公園、そして、もっと言うと相木川のカメヤさんのところをずっと下がっていった水辺で遊べる、そういうところを結びつけて、第2の都市公園ということで考えております。 これについても、いろいろな町長以下施策がございまして、まず、松原のところを整備し、そして、この土村周辺につきましては、今盛んに行われております福祉住宅だとか駅前再整備等々のいろいろな事業と絡めまして、考えていきたいというふうに考えておりますので、土村のほうについては、やらないということではなく、公園を造っていくと。それで、小海中学校の跡地の補助金を得て整備したところについては、来年……令和7年まで何もできないということですが、それが過ぎますと、手をつけられるということになります。
6 番議員	今、説明がありちょっとびっくりですが、8月21日の全員協議会において、衝撃のその公園の計画案が示されました。（仮称）八峰公園整備基本計画と、先ほどもいろいろありましたが、本当に壮大というか、いろんなことが盛り込まれた計画ということで、私たち本当にびっくりして、議員の中からも町が何をやっていきたいのか分からないと。開発公社のためじゃないかと、何だこの計画はというふうな厳しい意見が出されたと思います。 課長からは、先ほどもちょっとあったんですが、公社の理事からの命令だという、そういう問題発言も飛び出しました。当然、私はこの話は白紙に戻すのかなというふうに思っていたところ、後期計画の案に項目変更し、総事業費2億9,000万円で載っていると、そういう形になってきたと思います。今の話を、先ほどの1番さんの質問の中で、これから議論も重ねていくということで、二本立て、稼ぐ公園と子育て支援の公園と二本立てという

	ことで、目的に合ったものをしっかりと検討していくという、そういうふうな答弁だったと思います。 都市公園という今、その計画という話もありましたが、皆さんの意見を聞きながら、また進めていくということなのですが、これまで皆さんのご意見は聞いてこなかったのか、あるいはどういう意見があったのかお願いしたいと思います。
産業建設課長	これまでというのは、過去に。
6番議員	はい、過去。この大きな事業計画がなされる前です。
産業建設課長	先ほどの桙議員からございました、1つだけ開発公社の理事長の命令だろうということなのですが、決してそんなことはないんです。それだけはちょっと勘違いしないでほしいのは、開発公社は町と違って独立採算で生きていかなくちゃいけないという中で、やはり営業努力をしなくちゃいけないという中で、うちの財源確保するためにはこういう方法がいいということで、意見をいただいたので、決して命令ではなくて、そういう方法で何とかいけないかなという相談を受けました。そして何だ、質問何だったっけ。
6番議員	町民からのご意見は。
産業建設課長	過去からのやつは、桙議員おっしゃるとおり、いろいろなところに候補地を見つけて、その担当課でという形なのですが、我々やっぱり同じ役場の中で課を越えた総合的にみんなで考えていくということで、例えば先ほどのスケートセンター、教育委員会が所管ですけれども、みんなで考えていくというのと同じで、公園も子育て支援だから子育て支援課がやるのかそういうことでなく、足りない頭を職員がみんなで出し合って考えていく中で、まず八峰の公園、そして土村周辺の公園ということで、例えばいす原という宿渡のところも、みんなで現地見たりして、検討の余地に入っている。でも、順番がありまして、一遍にやるとちょっと財政的に、こんな小さい町なもので、順番にやっていくということの中で、いろいろな各課を変遷したんですが、今、一体的にやっていくということで、ご理解いただければと思います。
6番議員	職員が課を越えていろいろ考えていく、横のつながりで考えていくというのが、私はそれは当然というか、それはいいことだとは思いますが。 しかし、私は町の計画行政が、こういう形で本当に進められていいのかということを今回思ったわけです。計画だけが毎年ころころ変わっていく、

	しかも議員にも相談なしに。担当が替わったから、担当課長を替えて、新たにやり直し、そういうイメージにも捉えられます。町長、その辺いかがでしょうか。
町 長	議員さん、相談は結構なんですけれども、やっぱりリーダーとして一つの方向づけをしたものをご審判いただくというのが筋ではないかというふうに思います。
6 番議員	先ほど町長、「挑戦」「新鮮」「実行」、そういう話が他の議員さんの中からありました。町長は、この「挑戦」「新鮮」「実行」という根幹には、職員のやる気が一番必要だと、そして、職員が元気になることによって、町民も元気になると、その職員の元気の大本は自分であると、そういうような話もされました。しかし、私は何でも思いつくままに、思いついたら予算がなくても当初の説明と中身が変わってしまうことも構うことなくどんどん進めろと、そういうことではないと思います。計画行政を進めるために、事前に計画をつくっているにもかかわらず、計画づくりの段階から計画的でない進め方がまかり通るとするのは、私は理解ができません。自由気ままに独断で事を進めるのは、行政として好ましくないと思います。説明責任も果たせていないと思います。 次に移りたいと思います。町営住宅に移ります。ちょっと時間の関係もありますので。 令和3年度に大畑に建設以降、本間に8戸、そして突如馬流に16戸の町営住宅建設が浮上し、馬流の土地交換までし、結局何もされないままという状態です。その後、いよいよ老朽化した町営住宅の建て替えの時期を迎え、調査検討というわけですが、今年度場所も含めてという話でデジ田の調査委託の中で検討ということでしたが、先日の説明では、この部分の予算が減額ということでしたが、改めて進捗状況のほうをお願いいたします。
町民課長	お答えいたします。 今現在、町営住宅、馬流団地と小海団地、老朽化、築年数がたっておりまして、老朽化が著しいというような中で、建て替え計画のほうを進めております。特に馬流団地につきましては、現状の敷地が急傾斜警戒区域ということもございまして、移転の方向で検討を進めているというような状況でございます。今現在、当初予算の100万円をもちまして、コンサルを入れまして、今、町民課のほうでグループホームも含めまして居住者のニーズや年齢層の分析、あとはどの程度の建物を建てたらよいか、また、町内での建設候補地等の検討を進めております。今年度、その計画を進める中で、

	ある程度この計画性、方向性、候補地等が決定してくれば、後期計画のほうで一応7年以降に進めていきたいということで、長振のほうには計画を盛らせていただいておりますというところであります。
6 番議員	前回補正予算で耐震の調査ということで、それをまずやりたいと。それでも建て替えの計画も並行して進めていくお考えをお聞きし、今もお聞きしたところですが、耐震のほうも調査のほうは進んでいるのか、ちょっとすみません、お願いします。
町民課長	耐震のほうでございますが、56年度の建設ということでございますので、耐震調査のほう、補正予算を頂きまして、7月、8月で業者選定等行いまして、9月より業者のほうで耐震開始しまして、年内いっぱいまで調査をしまして、年内いっぱい報告を上げてくるというような形ですので、1月、年明けには成果というか結果が出るというような形ではございます。当面、移転までの間ということで調査を行いまして、移転をするという方向では変わりはありません。
6 番議員	移転の方向でいくと。そして、先ほど障害者のグループホーム、そういう関係も併せて計画していきたいという話もお聞きしました。次の障害者グループホームとも関係してきますので、そちらもお聞きしますが、駅周辺整備計画の中でグループホーム、低所得者、独居等の住まい、福祉住宅を視野に入れた調査、検討したいという話だったと思いますが、それでは、この駅周辺という話は今あるのかないのか、その辺お願いします。
総務課長	それにつきまして、お答えいたします。 この住宅、グループホームと高齢者住宅ですね、これも駅周辺整備という考えの中では実施していくものでございます。先ほどのランドデザインというような考え方からすると、総合的に考えていくと。ただし、先ほど議員さんおっしゃられたデジ田からは、予算が減額されたというふうにお話しいただきましたけれども、その減額されている分というのは国費のこととして、デジ田の補助の事業対象からは、この部分については外したということでの内容として、それは単独費であっても一緒に進めていく、そういう考えであります。 以上です。
6 番議員	町民課を中心にこの計画を進めていくということで、今、お答えいただいたんですが、障害者施設検討委員会はどのようなになっているか、ちょっとそのあたりもお願いします。
町民課長	福祉施設検討委員会ということでございますが、ただいまはやはりグルー

	プホームの大きな概要というか、そういうものがまだ固まっておりませんので、やはり候補地、また今現在、町民課のほうでも検討しておりますが、障害者の人数や障害区分、そういうものを研究しております、どれだけの障害者がおり、また、グループホームのタイプもございます。では、このグループホームのタイプ、どの障害者を中心としたグループホームを造ったらいいか、そのようなことも検討しておりますので、そのような形が大きく固まったところで、福祉施設検討委員会のほうにお諮りをしたいと思っておりますし、そこでまたお諮りした後で、駅前等のプロジェクト会議というようなところを経まして、上に上げていきたいというふうな形で今、考えております。
6 番議員	ただいまの説明で、グループホームのタイプとかいろいろあるということで、私も以前にもこのことでずっと議論してきましたが、やっぱり補助金ありきで中身が追いついていかないというような、そういうものにならないように、現実に見合ったもの、そういうものをしっかりと検討していただきたいなと。やはり、町の現状と将来性、そういったものを見合った福祉住宅計画を長期振興計画の中で、総合的にしっかりと計画づくりとして進めていただきたいなと要望いたします。 続いて、児童館です。 今年度補正予算では、土地売買契約は進み、用地購入ということまで進んできたと思うんですが、改めてお聞きをします。敷地を拡張し、増築ということですが、現在の児童館のどこに不備があつて、どのようにしたいのか、改めて増築したいのか、新しく建設したいのか、そのあたりも含めてお聞きしたいと思います。
子 育 て 支 援 課 長	お疲れさまです。 現状の児童館の運営に関してなんですけれども、午前中、子育て支援センターというので乳幼児が利用して、午後、放課後児童館という形で児童館の業務として小学校の終わった学生が館内を利用するという、その段階で、毎日大体小学生が30人から40人見えます。それに対して今の館内ですと、事務所が少しあつて、それから勉強する場所、それから遊戯室という形で、全体的に学校終わった小学生が夕方来て、館内で過ごす部屋がそもそもが少ないという形、小さいという形で、全体的に館を増設したい、増築したいという形になります。ですので、今の児童館の建っている場所を購入しまして、児童館の前の畑をお借りするという形であそこを道路まで広げるよという形になります。

	以上です。
6 番議員	そうすると、増築という形というご説明だと思いますが、選択肢として移転新設という考えは持たなかったのかどうか、そのあたりお願いします。
子 育 て 支援課長	移転につきましては、どうしても今ある場所、それから駐車場がどうしてもセットになってきますので、その場所を確保となると、ちょっとまた場所が大変かなという形で、現状の場所を広げたいという方向で動いております。
6 番議員	以前から児童館の中では、個別の相談がしにくいと、そういう声もあったと思います。その対応はどのようになるかお願いします。
子 育 て 支援課長	現状、保護者からの相談、または結婚相談ということもやっておりますので、今、正直その場所がないというのも現状ですので、増設したときには、そういう相談できる部屋が1つ、2つという形で設けられることも検討しております。
6 番議員	パーティションとかではなくて個室で考えているということでお聞きしました。 次の保育所の関係ですが、これも未満児が増えていて、当初建設したときとかなり状況が大きく変わってきているという、そういう中で、今の保育所では未満児の対応が不十分じゃないのかという、そういう話も渡邊議員からもですが、してきました。園舎全体の経年劣化も今すごい進んできていると、そういう話もお聞きしています。長期振興計画案では、8年度で未満児棟ほか改修、9年度では以上児棟ほか改修というふうになっています。今の段階ではどのように考えておられるかお願いします。
子 育 て 支援課長	保育園に関しましては、今、築30年という形でかなり館内いろんな部署において修繕が必要だなということもあります。それに加えて、ネットワーク関係もないという形で、現状、来年7年度からそういうことを検討したり、導入したりという形で、8年、9年という形で、今ある場所から保育園を移転させるとなると、それはそれはまた大きな場所が必要になってきますので、今の敷地というか、今ある場所で建物が向きを変えたりだとか、そういう形でなかなか、園庭に関してぐるっと園庭を囲むというのが、いろんな園の造りにはなっているんですけども、小海に関しては2列に、前と後ろという形で非常に後ろの棟の確認であったり、そういうこともちょっと難しいかなということもありますので、できるだけ園を囲むように各教室があるという形のほうが、全体が確認できるということもありますので、現状でいけるいけないということはまだ判断できていないんですけど

	れども、そういう形の構想も今検討している、検討しているというか、確認をしている最中でございます。
6 番議員	今、検討中で、できるだけ園庭を囲む形というのがよくあるスタイルだという話もお聞きして、そうなんだと思いましたけれども。例えば2階建てにするとか、本当に改修で、そういうような形も検討できないか、ちょっとそのあたりもお願いしたいと思います。
子 育 て 支 援 課 長	今の2階建てということも、駐車場の関係だとかを踏まえると、現状、園児が100人ほどいまして、何か運動会であったり催物をやるというときには、今の駐車場だけでは到底足りず、小学校までお願いしたり、総合センターお願いしたりという形で、各クラスにできるだけこの駐車場を使ってくれという形で事前にお便りを出したりだとか、そういう形もするんですけども、もし改修ができる、改修をする際には、その駐車場等も確保も必要ですので、今おっしゃられた2階建てということも、私も考えてはみたんですけども、そうなったときにまた予算だとか、そういう関係も出てきますので、そういうことも検討の中の提案としてお聞きしたいと思います。
6 番議員	時間も迫ってきましたので、次の温泉、バイオマスボイラーについての質問に入りたいと思います。 温泉施設改修工事に併せて、ボイラーのほうも木質バイオマスボイラーに替える計画で計画が以前は進んできたと思うんですが、これも調査、県の許可等々検討した中で、やりたいが踏み込めないというそういう状態だというふうなことをお聞きしたと思います。第2次大改修があるのかなのか、そのときにというようなことも、前回の6年度の補正予算の中でたしかおっしゃられたと思うんですが、長期振興計画案では、実施計画の中でそれらしき事業はありませんが、改めてバイオマスボイラーの検討結果と今後の考えをお聞きしたいと思います。
産 業 建 設 課 長	温泉、そしてバイオマスボイラーについてでございます。 まず、令和4年度に建物の大規模改修が行われました。そして、そのときにウッドショック、いろいろなことで資材の高騰等ありまして、とても2億円では全てができないと。というのは、設備、ポンプですとかろ過器ですとか、そういう設備までお金が回らなかったというのが現状でございます。ということで、設備については、使えるだけ使うということがやっぱり大前提でございまして、償却期間15年と言われておりますが、使えるだけ使ってだんだんに替えていくという中で、今後長期振興計画にも載せて

	ありますが、設備、これについても大金がかかるんですが、順次替えていきたいなというふうに考えています。その中で、バイオマスボイラー、実を言いますと、燃料費、灯油、電気、水道も入るんですが、これだけで3,000万弱の経費がかかっております。ここを何とかしなければ、温泉経営の中では一番お金がかかっているところなので、こういうところを例えば検討していくという中で、バイオマスボイラーの設置をして、昔よくあった家庭のお風呂でも、灯油でやりながらまきをくべる、こういうのがあったり、ありましたよね、昔。そういうものの近代版で、灯油でもできる、そしてバイオマスでも使えるというような、そういう欲張りなあれなんですけれども、燃料費、これから考えていく中では、そういうことも必要なんではないかと。 それから、さっきも何かいろいろ出ましたが、太陽光使って電気の節約をしたりということで、こういうバイオマス以下いろいろなエネルギー問題については総合的に考えて、今後進めていきたいというふうに考えております。
6 番議員	県の許可の関係で、原材料に問題があったんじゃないかという話もあったと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。
産業建設課長	バイオマスのチップに関しましては、本当に物がありません。ということで、八峰の温泉を、高温浴槽、沸かし湯なもので、そういうところに使えるだけのバイオマスチップが手に入るかというと、現状では入りません。ただ、太陽光もそうなんですけれども、お金がかかるからそういうのを導入しないんじゃないかと、これからのエコな町を目指す中では、そういうものを入れてやっていくということは必要ではないかというふうに思っていますので、バイオマスボイラーについては、導入をしていきたいという考え方の中で進んでいきたいとも思います。
6 番議員	バイオマスボイラーについては、兼用という形もありということで、導入していきたい方向であると、今、お話聞きました。 先ほどスケートセンターの冷却機の関係で、その中の話でもCO₂削減で重油から電気に、自然エネルギーにするかどうかは検討を重ねた中で進めていくと、そういう話もありました。なので、やはりこれからの、これからの時代というか、もうCO₂削減というのは、本当にせっぱ詰まった話なので、地球温暖化対策として進めていただきたいなと。 そして、地球温暖化対策の実行計画、その中に温泉ボイラーのそういうこともあるのかなのか、ちょっとその辺も今のところの実行計画が示され

	ているようでしたら、そのあたりお願いします。
総務課長	お答えいたします。 このゼロカーボンの関係の計画、これについて様々な角度からということで検討はするということなんですけれども、まず、小海町において進めていくもの、それは太陽光ですとか、それから蓄電池、今、補助を通してありますので太陽光の補助、そして蓄電池関係の補助、そして電気のEVの導入、そういうものに対して、まずは進めていく。その中にももちろんそういうバイオマス関係も順位は低いかもしれないですけれども、それは入るというような計画になっております。
6 番議員	最後、スケートセンターの冷凍機についてということで、これ、3番議員のほうからも質問があり、教育長からも答弁で、これまでの経過の説明と長振では毎年ローリングで先送りをしてきていると、そういう話もお聞きしました。前回のローリングのときも、財源の確保が難しいと、そういう話、説明がありました。そして、今回の長期振興計画案の中を見ますと、令和9年度から冷凍機の設備ということで予算づけが載っております。それは、先ほど総務課長のほうからも説明があったと思います。そして、町長からは、スケートセンター自体の維持継続という、そういう意思が示されたと思います。 その中で、他町村からの協力も日頃から呼びかけて、これからも時間をかけて協議していくという、そういう答弁もありました。 冷凍機、財源、過疎債の具合などそういうのを調整してきたと思いますが、この財源について改めてお聞きしたいと思います。
教 育 長	お疲れさまでございます。 先ほども3番議員さんご質問の中で申し上げた内容を申し上げさせていただきます。 長期振興計画の3番目にあります都市公園整備事業、この都市公園整備事業、産業建設課長が申し上げておりますが、2ヘクタール以上だとかそういう制約の中で、その事業採択を目指す、そうしますと、2分の1の補助事業が対象になるということでもあります。それが仮に採択をされなければされないで、これは仕方ありませんが、チャンスがある限りは、挑戦というか、アタックしてみるという姿勢で7年、8年と準備をしまして、そして9年に更新計画を計上しているという内容でございます。 以上です。
6 番議員	町長の心づもりというか、今、採択されなければという話もありましたが、

	その辺お聞かせください。
町 長	ケース・バイ・ケースということになるかと思いますが、我々の努力によってあのスケート場を残すべく努力はしたいというふうに思っています。
6 番議員	ありがとうございます。 いずれ全体ですね、長期振興計画、計画の前の研究をしっかりやっていただいて、素晴らしい計画になることを願いたいと思います。 以上で私の質問を終わりにします。
議 長	以上で第6番 的埜美香子議員の質問を終わります。 これより4時10分まで休憩とします。 (ときに15時59分)
<u>第7番 井出 幸実 議員</u>	
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 次に、第7番 井出幸実議員の質問を許します。井出幸実君。
7 番議員	7番、井出幸実です。一般質問をさせていただきます。 今回、一般質問しようと思っていた中で、「相続登記の義務化制度」に行き当たりました。当制度を考えていると、自分の先祖はどうだったんだろうとふと思い、自分自身と先祖について少し考えました。少しの間、お話をさせていただきます。 今、自分がこうしてここにいることは、私には何人の先祖がいたのだろう、一世代を30年と仮定して考えてみました。あくまでも単純計算です。1世代前はおやじとおふくろの2人。2世代前は、おやじに2人、おふくろに2人いて計4人います。このように計算していきますと、10世代前には先祖は1,024人になる計算になります。10世代前は300年前ですから、1724年です。江戸時代で、今テレビではやりの暴れん坊将軍、徳川吉宗の頃です。「物価引下げ令」や「株仲間」をつくった頃です。さらに5世代遡ると450年前となり1574年で、織田信長や豊臣秀吉が活躍した安土桃山、戦国時代です。15代遡ると、自分に関わっていた先祖は何と3万2,768人になります。遡れば遡るほど天文学的数字になってしまいます。同じルーツの人同士の結婚、出産もたくさんあったでしょう。現実はずっと先祖は少なくなると思いますが、あくまでも単純計算です。 現在、私という人間をこの世に誕生させるため、15世代前には3万2,768人

	もの人が関わっていたのです。このうち一人でも欠けたら私という人間は今ここにいません。戦国時代を生き抜き、自然災害や飢餓・天災と大変な時代をどうやって先祖は生き延びてきたのだろうと思ってしまいます。もしかしたら私の先祖は物すごく運がよかったか、要領がよかったか、山奥に隠れ住んでいたかと思ってしまいます。今、自分がここにいることは本当に偶然の中の偶然であり、奇跡で不可思議な命と思っています。命のバトンを先祖からもらい、今、先祖に報いるのは自分の番だと感じています。大事にしないとご先祖様に申し訳ないと思っています。 前置きの話はこれぐらいにして、本題に入らせていただきます。「公衆用道路の個人名義」についてです。公衆用道路は、専門の皆さんを前にお話しすることは大変おこがましいのですが、お話をさせていただきます。 公衆用道路はあくまでも登記上の地目であって、公衆用道路には私道と公道があります。地目が公衆用道路だからといって、私道か公道かを区別することはできないのです。公衆用道路という言葉は、私道と公道を区別するために使われたものではないのです。 公衆用道路は、高速道路、国道、県道、市町村道、農道、林道等、全てです。公衆用道路かどうかは登記所で確認できますが、私道か公道かは役所で公図を見て確認するしかないのです。 私道か公道かは、管理主体によって区分されます。公道は、国や自治体が管理する道です。誰でも何も言われることなく交通のために利用されている道路です。私道は、個人や団体が所有する道路です。私道であっても一般交通の用に供する道路であれば公衆用道路です。私道は、様々な通行制限がされる可能性があり、またトラブルに発展する可能性もあります。 そこでお聞きしたいのですが、小海町で町道の敷地内に個人名義の土地があるかどうか伺いたいと思います。
総務課長	お答えいたします。登記関係ということで私のほうからお答えさせていただきます。 現在、町道等の総延長300キロ以上あります。また路線数460を超え、土地の状況を全て把握できていないのが現状です。過去に道路改良のとき、個人名義の箇所があることが分かり、ご寄附をお願いするケース、また相続して代が変わって、相続された方から申出があつてご寄附をいただくケース、そういったものがあります。現在も数多くの路線においてそういった個人名義の土地、これがあるという現状は承知しております。 以上です。

7 番議員	過去に、県道ですけれども、道路敷の中に個人名義の土地がありまして、県では地主から無理難題が要求され、対応に苦慮していたことを記憶しています。 小海町でも過去に町道の敷地の中に個人名義の土地があり、バリケードを設置されて通行制限をかけられてしまい、何度も足を運び理解を求めた経緯があります。理解を得ることは大変難しいことだというふうに私は思っています。特に小海町以外の人に所有権が移ったときに重大なトラブルが起こっているようです。道路用地の個人名義の土地は地主から寄附を受けたか、先ほど総務課長言いましたが、町で買い上げて土地代金は支払い済みと思っています。当然町が管理をして、誰でも何も言われることなく交通に供していけると思っています。だけれども、個人名義の道路敷があるのです。 昔は、道路を造ればそのまま所有権を移転登記せずに町道として利用していましたが、トラブルが発生してからは、役場内に登記係を設けて、用地交渉の都度、名義変更に対応してきましたが、今、どのような対応をしているのか伺いたいと思います。
総務課長	お答えいたします。 現在は、数十年前と違いまして、道路を新しく新設する、そういう事業がめっきりと減っている状況です。一部待避所などの拡幅、また車線を増やすための拡幅、そういったことで用地交渉を行っている、そういう実態はございます。通常であれば、そういった個人の名義が道路敷に残るということは考えられず、通常は権利のある方に交渉をして了解を得て、そして登記も行う、それが今の事務であります。 ただ、現時点で道路でありながら個人名義というものが残っていることも事実でございます。こういったことはどんな原因なのか、そういうことも古い時代のものまではなかなか調べるには難しいわけでございますけれども、その都度あった場合には名前のある方々にお話をして、寄附ということで了解がいただければ併せて登記もしてしまう、そのような処理をしております。 以上です。
7 番議員	いずれ、町道の中の敷地に個人名義の土地があるということでございますけれども、今後これからちょっと質問していきますが、相続のとき、それから登記料、それだとかいろいろちょっと疑問が出てきましたので、後でお聞きしていきたいと思います。

	町道の敷地内の個人名義につきましては、相続をしていなく、権利関係が複雑化し、戸籍謄本等の資料の収集や土地の相続人の把握等、多くの時間を要するなど、様々なリスクがあります。 そんな中、土地を国に引き渡せる「相続土地国庫帰属制度」が令和5年から施行されました。当制度によりまして、公衆用道路敷の個人名義を直す方法があるか調べましたが駄目でした。調べる過程で疑問が3つ出てきました。分かるようでしたら教えていただきたいと思います。 1つ目は、固定資産税のことですが、国に帰属してしまったら、個人が納めていた固定資産税相当分はどうなるのでしょうか。国からの納付金が増えるのでしょうか。 2つ目は、帰属制度を利用した農地の場合、農業委員会の対応はどうなるのですか。普通の相続登記と同じ扱いなのか教えていただきたいと思います。 3つ目は、相続した土地10筆のうち1筆だけ当制度を利用することが可能かどうか教えてください。 以上3点について伺いたいと思います。
総務課長	お答えいたします。 「相続土地国庫帰属制度」ということで、その制度につきましてご説明させていただきます。令和5年4月に施行されたものでございます。相続した土地を国に引き渡すことを希望する土地の所有者が法務局へ申請し、審査を受けて承認されたときに相続した土地の所有権を国に帰属させることができるというものです。帰属された土地については、国が管理、処分をするというものになります。 ただし、建物がある土地、それから境界が明らかになっていない土地、そういった土地のような場合には申請ができない、そういうおそれがあります。また、申請して承認された場合でも、その審査をする過程での手数料、1筆当たり1万4,000円です。それから、そのほかに10年分の基本管理料として20万円、この20万円というものについては、場合によって判断、もっと多くなることがあるというような説明でございますけれども、そういった金額を負担する必要があるということで、かなりハードルが高いものということでございます。 先ほどの帰属できた場合ということになりますと国に行きますので、固定資産税、こういったものは今度はなくなってしまう、これまでの費用からかからなくなってしまうということになります。 また、農業委員会の対応ということでございます。農地である場合は、通

	常は農地法の制限がかかりまして、農業委員会の届出や許可というものが必要になります。ただし、この国庫帰属制度の場合には国が譲渡先ということになりますので、農地法の許可申請や届出など、そういった農地法の制限の除外ということになります。 またもう一つ、3番目の1筆でも可能かということでございますけれども、先ほどの申請をして承認をされるかどうかということが問題でして、1筆であってもこれを満たせば可能ということでございます。 以上です。
7 番議員	その固定資産税のことなんですけれども、先ほど言ったけれども国からの納付金、交付金と言ったほうがいいのか、納付金と言ったほうがいいのか、ちょっと分からないんですけれども、予算にあると思うんですけれども、国が管理する土地については納付金なりを納めるということはあるが、あれが増えてくるという解釈をされていていいですか。
総務課長	個人の固定資産税からは除かれて、そのような処理、予算書にも示されている、そのような収入につながるということになります。 以上です。
7 番議員	ありがとうございました。 公衆用道路の中の個人名義の土地は、固定資産税は非課税、だから公衆用道路敷ということになると固定資産税は非課税となっていますけれども、相続するごとに登記するわけでありまして、公衆用道路の個人名義の土地の登記料、登録免許税は個人が支払うのですか、その辺のところをちょっとお聞きします。
総務課長	お答えいたします。 道路敷の登記した場合の登記料ということですが、そのような場合があることが分かってその土地を町へご寄附いただけるということであれば、それに対しての費用、登記費用、町でやる場合、嘱託登記で行いますので、負担というものは通常ございませんが、測量代とかかかる場合がありますけれども、それ以外の場合には、書類をそろえて申請することで簡単にできますので、分筆されている土地であれば最も簡単に登記が可能となります。 以上です。
7 番議員	寄附とかはいいんですけれども、この前、ある人が亡くなりまして、その人の登記済み証を見せてもらいましたところ、公衆用道路というのがありまして、これについてどうかという話を私が相談受けたんですけれども、

	この辺の登記なんですけれども、個人から個人へ移した場合のことなんです。俺なら俺の名義で道路用敷地があって、子どもに相続登記していったときの税のことなんですけれども。
総務課長	登記に使うことになる、町でなく相続人に相続される登記の場合、一般的に司法書士さんに依頼するわけなんですけれども、そうなるとその費用というのはもちろん司法書士さんの中では1筆にカウントされますので、1筆当たり幾らお支払いになるようになるか分かりませんが、いずれカウントはされます。 また、固定資産税については、先ほどのお話にもありましたように、公衆用道路であれば非課税になっておりますので、その辺については相続されても引き継がれて、固定資産税は無料となります。 以上です。
7 番議員	「相続の登記の義務化制度」が平成6年4月1日から施行されました。当制度は、3年以内に相続登記することとなっています。怠ると罰金に伴いますので、該当者は3年以内に相続登記をすると思います。 今の答弁の中で、公衆用道路の個人の名義の土地の登記につきましては、登録料が個人負担分ということでありますけれども、町としてはどのようにそのものについては考えておりますか。
総務課長	こちらについては、町の判断というよりも、この法の制度ということに照らし合わせてということになるかと思っておりますので、これが公衆用道路のみ登記から漏れた場合に罰金の対象になるのかどうか、ちょっとその辺についてはまだ承知しておりません。6年4月1日ということで、3年ということであって、これから、今現在もそういうことが課されている最中でございますけれども、また確認をさせていただきたいと思っております。
7 番議員	3年以内にしない相続登記、よほどの権利関係が遠くて、人数が多くてどうにもならないというのは除外されていまして、それ以外のものについては3年以内に登記しなさいということの義務化が出てきたわけでありますけれども、そうしますと、全て登記するということになると、道路敷の敷地も個人名義ですから当然登記をしていくわけです。そうすると登記料が発生するわけでありますけれども、分かるようでしたらもう一度答弁をお願いしたいですけれども、その登記料、個人負担分の登記料について、町の対応はどのようにしていく予定ですかということです。
総務課長	お答えいたします。 公衆用道路というものがどの筆の公衆用道路、早く言えば、国土調査をや

	ったときに、実際に公衆用道路になっていたから公衆用道路、だけれども個人名義、そういう場合と、実際に売り買いがされた、または寄附されたのに未登記のままで名義が変わっていない、そういう2種類考えられると思います。それぞれ対応の仕方は変わってくるんだろうと思いますけれども、いずれそういう場合が発生し、話し合う場所があるのであれば、町側とすれば公衆用道路であればご寄附をいただいて町の管理、または県、国の管理ということにしていきたいので、その辺は積極的に依頼はしたいと思います。 以上です。
7 番議員	私とすれば、個人名義であれば、相続登記するときに当然話をして、その分について町へ寄附しなさいというふうに説明はしようと思っていますけれども、いずれそれが理解できないで自分で登記しちゃった場合に自分が金がかかるわけです、個人がね。それについて町はどういうふうにして考えていきますかということです。まあいいです。 いずれ、土地の所有権移転は、遅れれば遅れるほど相続は権利関係が難しくなりリスクが多くなってきますし、町として対応できなくなる可能性があります。できるものから対応していき、一步一步前へ進めていただきたいと思います。 次の質問に移らせていただきます。 「鹿よけのグレーチングの設置」についてです。鳥獣対策につきましては、町から補助金を頂き、金網設置をしてきました。金網設置は、大きな効果はありますが、鹿もこの頃では金網設置をしていない道路を使って侵入をします。マルチに鹿の足跡ができて植付け作業ができない状態になってしまいます。現状をご理解いただき、ぜひ道路に鹿よけグレーチングを設置していただきたいが、いかがでしょうか。答弁をお願いをいたします。
産業建設課 長	グレーチングを用いた鹿、イノシシの道路からの侵入防止対策でございます。 まず、イノシシや鹿、私も知らなかったんですけども、偶蹄目という科目に分類される動物だそうでございます。その偶蹄目というのが足にあるひづめが偶数、縦に2本入る足の特徴があります。この偶蹄を持ったイノシシですとか鹿がグレーチング、四角になったり丸くなったりとかあるんですけども、そこを渡ると怖がって渡らないというのがこの施策の特徴でございます。 侵入防止には防止柵を使ったりやるんですけども、先ほど議員からもご

	ざいました農道部分、道路の部分については出入りがあったりということで、どうしてもここから侵入してしまうということで関係者が頭を抱えているということでございます。 そして、町の考え方というか、設置についてどうなのかということでございますが、その前に、先進地というか、先に試験設置をしてあります南牧村さんに事情をお聞きしました。ここは答えてもいいですか。
7 番議員	いいです。
産業建設課 長	それで、産業建設課の農政の係長と現地視察に行って、八ヶ岳高原ロッジの近くにあると、そしてそのほかにもあるんですが、工法といたしましては、道路に埋め込む、埋め込むということは車が通行しても支障がないという方法と、道路の上に置くだけという、これは通行に支障がありますが、埋め込み式のほうが断然いいんですが、工事費がかなり高額になるということでございます。 それから、八ヶ岳高原ロッジの近くでやっているのが、幅10メートル、そして大体奥行きというのは4メートルぐらいで設置するそうなんですが、南牧村さんはそこにカメラをつけて検証も一緒にやっているということで、この設置費用1,700万でございます。そして、そのほかにも通常農道ですとか、2メートル50から3メートルの農道に道幅いっぱいやりまして奥行き4メートルぐらいで設置する、これが大体800万ぐらいの工事費がかかるそうです。そして、いろいろなビデオで検証いたします中で、このグレーチングのデメリットの中に一つ維持管理というのがございまして、雨が降ったりいろいろすると、結局土で埋まってしまうと、そうすると鹿は通れちゃうんだそうです。だもので、この維持管理、大体泥をすいたりいろいろすると1回当たり20万ぐらいかかるということで、維持管理費もばかにならないよというお話を聞きました。 そして、最大の検証結果から担当者にお聞きをしますと、ここからはしゃべったとおりにちょっとお話をします。思いのほか効果がないという返答でありました。最初のうちは効果があったが、鹿も学習し、グレーチングのないサイド、一番のサイドのところグレーチングがどうしても敷けないもので通れるんですね。そこを忍び足でやってくるということで通れてしまったということがビデオに映っていました。 それから、これはすごいなと思ったんですけども、南牧の鹿は頭がいいなと、グレーチングがこういうふうに縦に溝がありますと、ここを斜めに走って、歩いてゆっくりという鹿もおったということで、なかなか敵も手

	ごわいぞということで、中にはこれは本当に危ないことなんですけれども、4メートルのグレーチングも飛び越えて中に侵入する鹿もあったそうでございます。 そして、深さがあるんですけれども、川とかそういうのがあるところには深さが取れるんですけれども、浅いところは30センチ、40センチの溝ということで、そのグレーチングにもいろいろな目がありまして、その中に足を突っ込んでゆっくりと歩いて渡ってしまう鹿もあったということで、今検証もしているところなんですけど、効果が100%ということではなかったということでございます。 そして、このような検証結果から、どうしたらいいのかなというふうに考えましたところ、設置費に大変高額なお金がかかるもので、町としましては、これは町長からもいろいろな意見をいただいて、例えば道路にブロックを埋めて、その上にワイヤーメッシュをつけるという、こういう安価な方法もあるよということで、こういうものを柵が設置できない道路に試験的に設置して検証してみるとか、いろいろな方法で試験をやってみることはいいんですけれども、これが高いか安いかなんですけれども、今の段階で南牧村さんが検証している中では800万、1,700万の工事費を使ってこれを設置するにはちょっと及ばないかなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか、という検証結果です。
7 番議員	ビデオのことまで私考えていたわけじゃありませんけれども、いずれ700万か800万ぐらいはかかるだろうというふうなことは承知をしていました。 ただ、今の話を聞いていくと、鹿も予習とか復習だとかしていろいろということなんですけれども、逆のことを言えば金網だってそうなんです。それがある程度分かっているから道路を通ってきて畑へ入るんだと。だから、今度は道路へ入ってくるものに対してどういう処置をしていくかということとをある程度真剣に産業建設課としても考えてほしいというふうに思います。 先ほど言いました町長の安価な方法ということですから、何でもいいですから、ただ何か、手をこまねいても仕方ないですから、試しに1か所、ぜひ設置をしていただきたいと。安価な方法でもいいです、グレーチングでもいいです、本当に鹿が入ってこなければそれに越したことはございませんので、農家の皆さん、見ていと分かるように、植付けの時期は穴だらけですよ、実際に。だから、その辺のところをぜひご理解をいただきまして

	よろしくお願いいたします。試し設置について努力していただけますか、前向きな答弁をお願いいたします。
町 長	私もこの議会が始まる前に相談を受けて、いろいろなところからいろいろな知識を持った方がおいででございます。これはぜひ試すというか、相手に対する挑戦ですので、やってみたいというふうに思っております。 以上です。
7 番議員	ありがとうございました。 以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。
議 長	以上で、第7番 井出幸実議員の質問を終わります。 ここで、皆さんにお諮りします。 一般質問は5時を過ぎると思われます。時間を延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	異議なしと認めます。
<u>第5番 渡邊 晃子 議員</u>	
議 長	次に、第5番 渡邊晃子議員の質問を許します。渡邊晃子君。
5 番議員	第5番、渡邊晃子です。8人目ということで、皆さん大変お疲れかと思えますけれども、最後までお付き合いいただきたいと思います。ちょっと早くは終わらないということは先に言っておきたいと思えます。 資料は結構出させていただいて、事務局にもご苦労いただきますけれども、その都度番号を言いますので、お願いします。 町の防災行政ということで通告をさせていただきました。私、振り返ると、昨年、一昨年も9月議会で防災を取り上げております。そこからの対策の強化などあるのかということを知りたい。また、昨年も取り上げましたが、全体としてジェンダー視点、男女共同参画の視点でどうかという観点を入れながらということをやりたい。 そしてまた、私たち議会、今年6月末に行政視察行かせていただきました。その中に東日本大震災で大きな被害を出した岩手県大槌町にも行かせていただきました。そこで聞いたお話なども織り交ぜながら議論をしていきたいと思えます。 能登半島地震から8か月たちました。復旧復興が進んでいる明るいニュースもある一方で、8月21日現在で、内閣府の情報ですといまだ106の避難所

	で869人の方が避難を強いられている。また、在宅避難の方も多くいらっしゃる。支援に入っている仲間の情報ですと、いまだ小さい子を含め5人の子供から高齢者9人でビニールハウスの中で生活しているという家族もおられるということです。 避難所では、ここで5か所目だとか、10月によりやく仮設に入れるが、同じ避難所の人がばらばらになってしまうだとか、公費解体も進まずいまだに倒壊家屋がそのままの状況、多くの場所で続いています。 まず町長にお伺いしたいのですが、この能登の状況をどのように見ていらっしゃるか。どのように感じていらっしゃるか。東日本大震災以降も熊本の地震や豪雨災害など、各地で多くの災害を経験してきたはずの日本ですけども、なぜ能登、石川県がこんな状況なのか。どんな教訓があって、どのように町に生かそうか。そのあたりどうお考えかちょっとお聞かせいただきたいと思います。
町 長	1月1日に起こった能登半島地震、本当にお悔やみ申し上げ、早い復旧復興を願うところでございますが、まず言えることは、ライフラインの確保ができなかったというのが、あの地震の一番の欠点ではないかというふうに思います。 よく見ますと、海側を除いてはみんな結構急峻な山なんですね。それで、主要道路、要するに1本しかない周りをぐるぐるっと回る道路だったんですね。それがやはりあれだけ大きい地震になりますと、液状化等々の状態で道路が通れないということになってしまったのが、一番の今も遅れている原因だと思います。 そして、私、栄村の村長さんに、あそこは新潟寄りで非常に豪雪地帯で、今まで地震の要するに被害も大きくて、そして能登の皆さんには大変お世話になっているということで、さらに自分の場所の弱点であった水の確保、これをするために、水の工場をつくったそうです。そして、いち早くお届けしたいと手を挙げたんですけども、道路が通れないもので待ってくれと相手から逆に言われてしまって、これじゃ届けられないなということで苦慮したということをおっしゃっていました。ですから、とにかく道路というものの大切さを知らされたわけでございます。 あともろもろ、水道であり医療であり、様々なことはありますけれども、まずそこへ行ける、あるいは往来ができるということの大切さではないかというふうに思われます。我が町におきましては、やはり一番懸念されるのは土砂崩れによる道路の寸断、それが考えられます。それから、本当に

	大きな大きな台風といいますか、雨で、橋が幾つかありますが、その橋がもってくればいいなという考えではありますけれども、そうしたものが本当に寸断されてしまった場合には、これは本当に大変なことではないかというふうに思います。 したがって、川の東であろうが西であろうが、とにかく孤立してしまった場合にでもいわゆる応急のものができる状況は、これはつくらねばというふうに考えているところでございます。 また、朝市ですか、市場ですか、大規模な火災が発生したわけですが、やはりああいうものに関しまして、いわゆる耐震とか大きな騒ぎで言っていますけれども、耐火とか初期消火というものに対して、あれでよかったのかなという懸念はございます。我が町も1月1日の火事で、大変大きな火事がありまして、そのときに私も地域の分団長をやっていたわけなんですけれども、水路に水がなくて燃え終わるのを待つというような状況でした。こうしたこともやっぱり日頃の訓練、消火栓を使ったものとか、それから水利をどういうふうに確保するのかというものは非常に大切になってくるのではないかというふうに思います。 我が町でも何名か派遣して行ってもらったわけですが、その報告を聞いても、まさに道路インフラ、これは最重要課題ではないかというふうに認識した次第であります。
5 番議員	分団長としての経験ですとか、いろいろ聞かせていただきました。 報道にあるとおり、根本はやっぱり石川県の地域防災計画の策定の甘さ、これが指摘をされています。そして、圧倒的なマンパワー不足と。道の問題は本当に大きいことなんですけれども、そもそも県の計画が甘かったと。そしてマンパワー不足。やっぱり国の行政改革、市町村合併推進による公務員の削減という問題もあると思うんです。そういったところにもぜひ国に抗う姿勢というものも見せていただきたいなと思います。 9月1日防災の日でした。各地で防災訓練行われました。くしくもその日の前後で記録的大雨被害を各地でもたらした台風10号が非常に特異な動きを見せて、町としても個人としても、行動計画難しい状態だったかと思います。 確認したいんですけれども、町は早い段階から防災行政無線で警戒を呼びかけていただきましたけれども、そのときどのような態勢をして、どのような対策をほかに取っていたか、ちょっとお願いします。
町民課長	お答えいたします。

	台風10号につきましては、やはり速度も遅いということと、迷走のような形を取っていたという状況でありまして、なかなか接近してくるというような形が見えなかったという中で、我々町のほうといたしましては、管理職等の中で話合いを持ちまして、もし近づいてきた場合、予報図の中を確認しながら、その場合の対策として保育園、学校はどうするか、そのようなところまで練っております。 また、消防団、職員については、一番接近する時期については今のところは自宅待機というような形を取り、雨量その他台風の被害等の進路、そういうものを確認した中で、最終的には対策本部を立てるというような方向にするというところまで計画はしておりました。
5 番議員	そこで、今災害対策本部についてという名前出てきましたけれども、資料53と入力していただけたらと思いますけれども、52ページですが、これという53です。 災害対策本部組織図、組織どういうものなのかなと思ってお願いしたんですけども、こういうことだと。これを見てぱっとよく分からない、正直なところなんです、これベースとなるもので、今職員の名前が入っているものだからきちんと災対本部組織図としてあるという認識でいいですか。
町民課長	こちらの資料にお示ししてありますのが対策本部の組織図でございます。設置基準とすれば、地震・台風などの町内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、町長が必要と認めるときに設置するものということとなっております。設置場所は役場庁舎内ということでございます。 図のように町長を本部長としまして、副町長以下各課長が本部員となります。総務部以下、各部が設置されております。その各部の中にまた各班が設置されておまして、各部の長というものが、各課長になるというような形になってございます。また、各班の班長につきましては、係長級の職員になるというような形でありまして、その下、各班につきましては町職員が係ごとに配備つくというような形になってございます。 以上です。
5 番議員	それで気になるのが、やっぱり職員一人一人の役割ですね。消防団員も多くいらっしゃる。後ほど触れますけれども、今年度初めて小・中・保育園で引渡し訓練が行われましたけれども、保護者である職員もいらっしゃる。夫婦とも職員である場合もあって、もちろんおのおのがどう役割分担するかというのは各家庭での話合いが大前提ですけれども、そういった

	調整もされているか、消防団に入っている若手職員はどう動くのか。そういったシミュレーションまでされているのかということをお聞きしたいんですが。
町民課長	各家庭に職員おりますけれども、基本的には職員、災害ありましたら災害対策本部が設置された場合には役場のほうへ参集していただくというような形となっております。 また、消防団の職員、今若手多く加入しておりますが、やはり災害対策本部というものが役場の中に立ち上がった場合については、各地区の消防団ということではなく、役場職員として災害対策本部に張りついていただきまして、先ほど説明したように各班に分かれていただいて、災害対策本部の仕事をさせていただくというような形を取っていきたいというふうに思っておりますので、この旨は消防の幹部会等のほうにもお願いをしているところであります。
5 番議員	長野県の地域防災計画を見ますと、その中に活動体制計画とあって、市町村が実施する計画として、ア、発災時、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行うものとする。イ、職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとするであります。 的埜美香子議員の資料で長振出していただきました第6次後期の、その実施計画案の中で、41になりますけれども、ページは40、災害時連絡システムという単語があるんですけども、それはこの職員参集に関わるものだったりするのか。これは災害時連絡システムはどうか。ちょっとそこをお願いします。
町民課長	災害時防災システムでございますが、こちらのほう、災害時の防災システムということで、情報伝達等全てのものを行うということでありますので、職員に対しての情報伝達もでございます。また、避難所等の状況等の情報発信、そういうこともございます。また、被災地、被災した現場等の状況等を撮った写真等を公開したり、こちら道路の通行止めはこの箇所とこの箇所というような形で、職員の参集等や情報伝達等にも使いますが、町民等への情報伝達にも使うということでございます。避難所の開設状況、そういうことも含めまして、このシステムで構築していきたいというこ

	とで考えてございます。
5 番議員	分かりました。では次、防災会議なんですけれども、これ条例を資料で出させていただきました。54、入力していただきたいと思います。 防災会議、条例ありますけれども、防災会議とは何ぞや、ご説明を。そして、最後に開催されたのはいつか、分かればお願いします。
町民課長	防災会議でございますが、町の防災計画の作成やその実施を推進するため、または町長の諮問に応じて町の防災に関する重要事項の審議をする機関ということでございます。町長が会長でありまして、その他ここに書いてございますような県の職員や警察関係、その他の関係者を集めた中で組織する組織でございます。 今のところ、開催はいつというのはちょっとまだ把握しておりませんが、防災会議ということですが、この前の防災計画を立てたときには、こちら諮問しますので、開催されているのではないかというふうに考えております。
5 番議員	防災会議ですが、災害対策基本法の第16条、ここの条例にも出ていますけれども、市町村に当該市町村の地域に関わる地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置くと。それからもう一つ、総務省の消防庁の消防白書第2章第9節によりますと、防災会議は日本赤十字社と関係公共機関の参加も得て、災害予防、災害応急及び災害復旧の各局面に有効適切に対処するため、防災計画の作成とその円滑な実施を推進することを目的としているとあります。ちょっと中略で、地方防災会議においては、地域防災計画をそれぞれ作成することとされているんですけれども、どこにも地域防災計画を作成するために防災会議を開催せねばならないとは書かれていないんですが、やはり資料、長振出していただきましたけれども、地域防災計画を令和7年度で全体修正というところで、防災会議、開催はしないのか。これどのように解釈すればいいのでしょうか。防災会議は計画を立てて、それを諮問してもらうように開くという考えなのか、ちょっとそのあたりをどう解釈していいのかお願いします。
町民課長	地域防災会議でございますが、こちら今、今年度から来年度にかけまして、地域防災計画を更新作業をしております。この中で、今年度末までには原案つくりまして、それにつきまして年度明けの4月以降にこの地域防災会議というものを開催しまして、更新した地域防災計画について町長のほうより諮問して、中身のほうを審議していただくという予定ではおります。
5 番議員	今、作業中というところなんですけれども、どなたが携わってそれをやっ

	ているのか。女性が入っているか。そのあたりお願いします。
町民課長	今、防災計画立てておりますが、生活環境の係長のほうが主となって動いてございます。当面は、今その防災計画をつくるに当たっては、その作成のための業者を選定しまして、そちらの業者等を使いながら計画を更新しているというような状況ですので、またそういう中でこちらのほう、女性の視点というようなことも生活環境係長のほうで打合せの中で入れていけば、この中で取り入れられるというふうには思っております。
5 番議員	昨年的一般質問でも紹介しましたがけれども、内閣府男女共同参画局が令和2年、2020年、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を作成しました。これ資料で概要をお出ししています。67かな。ありがとうございます。このガイドラインができています。それで、ガイドラインに基づく地方公共団体の取組状況をフォローアップし、見える化するためとして、令和5年度、内閣府は調査を行っています。その結果が今年6月27日に公表されたわけですが、これは資料に出していないんですが、都道府県ごとにマップになっていて非常に分かりやすい。また皆さんもちょっと見ていただければと、後で、思いますけれども、そのマップを見ますと、長野県のマップを見ますと、防災危機管理部局における女性職員の割合ゼロ％。地方防災会議の女性委員の割合ゼロ％。地域防災計画で計画されている災害対策本部の本部員における女性職員の割合10％未満。避難所運営に関するマニュアル等への男女共同参画の視点を考慮した項目の記載状況ゼロ％。避難所運営に関するマニュアル等への男女共同参画の視点を考慮した設備の設置の記載状況ゼロ個となっています。 こういうガイドラインは4年前にできていると、調査もされているというところで、回答を町はしているわけですね。ということで、当然意識して現在見直し中の地域防災計画に盛り込まれると思いますけれども、長振の資料を見ますと、一言も男女共同参画とか、そういう言葉はないんですけれども、ちょっとそのあたりいかがですか。
町民課長	確かに男女共同参画ということで、防災計画、避難所その他につきまして、女性の視点ということは大事だというふうには思っております。今回、地域防災会議ですか、こちらのほうにつきましても従前のままでございますので、参集というか、委嘱する関係機関の中につきましては、女性を取り入れるというようなことも考えておりますので、もう一度参集のメンバーについては見直しをかけるということで担当係長とも話はしております

	ので、その中ではやはり女性の視点ということでもありますので、女性に参加していただくというような形も考えてございます。そのようなことで、なるべく女性の視点からということは重要であるというふうに考えておりますので、盛り込んでいくということは前向きに考えております。
5 番議員	昨年も言いましたけれども、ぜひともこのガイドラインを読んでいただいて、いろいろ資料も見ていただいて、そういうところでお願いしたいと思います。 通告と前後してしまうんですけれども、細かいところで備蓄品、避難所についてというところで、備蓄品の資料をお願いしました。63でお願いしました。今回は総合センターと保育所のものもお願いしました。新しく加わったところだとか中心に、ちょっと説明をお願いします。
町民課長	備蓄品につきましてですが、こちらにつきましては、令和2年度から新型コロナの感染予防対策の交付金事業を使いまして、備蓄品等を構築してまいりました。令和4年度には非常食の期限が切れるということで、レトルト食品や飲料水など、あと避難所の衛生キットなどを購入しました。令和5年度につきましては、冬期の時に密閉した状態の避難所で使用ができるように、ガソリン等を使わないポータブル蓄電池というものを2基購入してございます。また、今年度も、今のところポータブル蓄電池2基または今トイレ等、水を使えないということも避難時ありますので、自動処理トイレというものを2基購入する予定でございます。また、あと非常食等をまた購入していきたいかなというふうに考えてございます。 以上であります。
5 番議員	備蓄品に関しては、さっき言いました男女共同参画局のガイドラインで、資料72にも出してあるんですけれども、こういう観点も持っていただきたい。数が少ないんじゃないかとかいろいろありますけれども、またそれは個別にというか、係の方や皆さんと話しながら、ちょっとどうかなというところはお話をさせていただきたいと今後もお願いしたいと思います。 あと、避難所についてはどうかということで、避難所についても資料で、すみません、70ですが、チェックシートというものを同じところから出ていますけれども、地域防災計画の見直しということで、避難所運営マニュアルも見直しされているという理解でいいですか。
町民課長	そうですね、平成29年から更新してございませんので、そこら辺また新しいマニュアル、現在県その他からの、国からも通達等来ておりますので、どんどん更新はされておりますので、直近のものというものにつくり変え

	ていくということで考えてございます。
5 番議員	避難所チェックシートの中にも、運営体制というところでありますけれども、やはりここでも管理責任者、男女両方置いているかとか、組織に多様な立場の代表が参画しているか、障害者の方やPTAの方、中学生・高校生だとか、いろいろ入っていますので、こういうのもぜひ参考にしてやっていただきたいと思います。 避難所、ちょっとお聞きしたいんですが、総合センター、何人収容予定なんでしょうか。それから保育所も避難所に指定されていて、備蓄品も一応コンテナ、大きなところに、先ほど資料にありましたけれども、あるところで、そのあたりどのように、何人収容どのように考えているか。設営含めて訓練についてだとか、そのあたりはどうでしょうか。昨年、職員の皆さんで総合センターで訓練ということも言っていましたが、今年度どうなのか。
町民課長	総合センター、小海保育所等に避難ということではありますが、前回の避難で大体人数でいくと、詳細は分かりませんが、100名ちょっとはいけたのではないかというふうに思っております。計画の中では、ロビーのほうに一般の方、上のほうには障害やあと病状ある方というような形で分けて避難をしていただくというような形で、前回職員のほうでも避難訓練とか地域防災訓練の中でやってございます。 それ以上に入れなかった場合には、プラスで役場のほうも避難所になっておりますので役場等に、あとは小中学校体育館というような形でエリアを広げていくという形で避難の形は取っている状況でございます
5 番議員	避難所設営含めて訓練についてはまたちょっと後ほどやりたいと思います。 地区防災マップと支え合いマップの状況ですけれども、昨年から繰り返しですけれども、連動しているという理解でいいか。今年度当初の説明だと、5年度末で22区完了、今年度は5地区を予定とありますが、そのあたり、進捗状況いかがか、お願いします。進捗と今後について。
町民課長	地域防災マップ、支え合いマップ等でございますが、地域防災マップにつきましては、前期区長会等で作成希望を募っております。毎年5地区ほどを予定してございますが、令和5年度末におきまして23地区の作成が済んでございます。自主防災計画としての法律で定められた各地区の危険箇所でございますとか、過去に実際、災害であった箇所、大水が出る箇所など、地区独自に分かっているような箇所をマップに落としてございます。作成

	後は、各地区に配布して、各戸配布してございます。 また、地区の防災マップ作成と同時に、支え合いマップの作成も行っているところであります。各地区での懇談の際に、災害のときに支え合い台帳登録申請書を高齢者や障害者等の対象者に提出していただくということを説明して、情報提供の希望の有無を確認しております。 当町では、令和3年9月ですかね、小海町の避難行動要支援者名簿に関する条例を制定しておりますので、本人の同意が得られれば、平常時においても避難支援関係者ということで、情報を関係者に提供できるということになってございます。 防災マップ、支え合いマップは、作成するというだけでなく、今後は全部作成した中では随時更新を行っていくということでございます。各地区の住民・居住者につきましても、移動等ございますので、今後はそちらのほうに情報をまた再度、最新のものというか、新しいものに更新していくということが求められますので、作成から更新へシフトして、事業を継続していくということで考えてございます。 また、マップが全て、全地区完成すれば、全地区での地区ごとの防災訓練等も実施していきたいなということを考えております。 以上です。
5 番議員	個別避難計画についてはいかがでしょうか。5年度決算では167万円、途中増減経て167万円でした。今年度の当初予算、32万円かと思うんですけども、それはどういったことか。それから、分かれば要支援者は小海では何人なのか、ちょっとお願いします。
町民課長	個別避難計画につきましてですが、令和5年度より障害者の相談員や介護保険の利用者のケアマネジャー等を通じまして作成をお願いしているところではありますが、令和5年度は80名ほどを当初見てございましたが、やはり作成した中では20名というところまでにちょっととどまっているというのが現状でございます。やはり本業の中でその合間にこの作成をするというのはちょっと大変であるというような状況でございます。ですので、今年度、予算的には大きく見積もらないというところで減額した予算を作成しているということでございます。 要支援者等の名簿はこちらでちょっと人数等把握しておりませんが、いずれにしても、やはり早期な作成も必要ですので、この方法ではちょっと進み具合が悪いというところでございますので、また別の方法も考えなければいけないというところで、今担当部署のほうでも別の調査、計

	画をつくる方法というのも考えてございますし、要支援者の中には独居・老老世帯の高齢者というのも含まれておりますので、そこら辺については相談員やケアマネじゃなく、別の方というような形でお願いして作成をしていくというようなことも今検討しております。なるべく早いうちに対象者をクリアできるように作成したいというふうに思っております。
5 番議員	本当に今マンパワー不足というところを伺いまして、大変など。ただ、別の道筋を今探っているというところで、ぜひ早急にとというのはもちろん認識同じなので、ぜひ早急にとというところで、どなたもが助かるようにというところをお願いしたいと思います。 福祉避難所、前回もお聞きしました。川東にもというご認識を伺いまして、前回、去年、検討段階というところでしたが、その後何か動いているか。お願いします。
町民課長	福祉避難所ということでございます。現在、川西のほうにやすらぎ園が1か所あるというところでございます。この間の台風10号のときなんですけど、こうみの里の施設長さんのほうで、もし避難所を開設するのであれば、こうみの里を利用していただいても構いませんというようなことをいただきました。その際に、避難所とプラスアルファで福祉避難所ということでも利用させてもらえないかというようなお話をしております。そこら辺は大丈夫ですというような話もいただいておりますので、その中でちょっと担当の係の者と最終的に詰めて、福祉避難所の川東という形で指定をしていきたいかなというふうに今考えてございます。
5 番議員	こちらも早急にと思います。現状のやすらぎ園なんですけれども、決算書にも災害時の福祉避難所としての機能も果たしていますとあります。訓練、どのように行われているのかの確認と、何人収容可能なのか、個別避難計画も策定中のところではありますけれども、皆さんが避難できるのか、職員の体制取れるのか、ちょっとその辺りをお聞かせいただけたらと思います。
やすらぎ園 所 長	ご苦労さまです。 先日の台風10号の町の課長会議の関係につきましては、社会福祉協議会の職員も町の職員と同じ情報を伝達し、台風が最接近した場合には自宅待機と、いつでもやすらぎ園に出勤できるような状態をとというお願いをいたしました。 それから、昨年の町の秋の職員の避難所を総合センターで行ったタイミングで、やすらぎ園の職員も同じように福祉避難所の設営ということで、今

	のやすらぎ園のいわゆる和室というか、畳のある大広間ですね、あの部分を含めまして収容人数等を確認したところでございます。 季節によりますけれども、布団ですとか毛布ですとか、そういう数も含めまして、30名程度というようなお話を私はお聞きしております。 以上です。
5 番議員	去年は、町のほうと一緒に、町の職員と同じタイミングということでしたけれども、今年もそういう予定をされているか、どうですか。
やすらぎ 園 所 長	今回の町の関係につきましては、11月に違う形で防災の関係の訓練をやるということですので、やすらぎ園としましては、別の機会を設定するということで現在調整をしております。 以上です。
5 番議員	分かりました。どなたも安心して避難できるように、また職員の皆さんもしっかり体制取れるように、ぜひお願いしたいと思います。 ただ、職員、社協のほうも本当に大変だと思いますし、職員だけでは絶対にどこもマンパワー不足すると思うので、やはり日頃から災害時を想定して、職員だけじゃなくてボランティアだとか災害対応の支援者も必要なのではないかなと、今までのを聞いていて思いました。 それから、ちょっと通告には書いていないですが、在宅車中泊避難所等の支援の手引ということで、66番お願いします。 こういう通知が今年、在宅車中泊避難者の支援の手引の策定についてということで、令和6年6月28日に通知が内閣府からありますけれども、これについてはどうか。障害の特性などの事情だとか、本当に様々な事情でどうしても多くの人がいる避難所へは行けないという方。今のところペット同伴ということも、町では想定はないと思いますし、そういう方がたくさん、少なくともいらっしゃると思います。そういった方の把握だとか、この通知についてどうか。このことも当然見直し中の地方防災計画に入っていくのだろうかと思いますけれども、いかがでしょうか。
町民課長	車中泊避難者と在宅等の避難者ということでありますけれども、実際のところ、やはり避難所、収容する中にありますと、お子さんが小さいので、やはり一緒にいるのは心苦しいとか、あとはやはりペットがいるのでなかなか避難所には行けないというような方も多くございます。 そのような方のためにも、避難所の近辺または町営の広いスペースの駐車場等を利用した中で、そういう方々の対応の場所というものは必要になってくるというふうに思っております。

	前回台風19号のときも、やはり避難をする中で、ちょうど私も町民課のほうにおりましたけれども、避難者を総合センターへというような形で、高齢者等を搬送する中では、ペットのいる方もおりました。だから、ペットと一緒に避難したいというような形のところもございましたので、やはりそういう方々の居場所もしくはそういう方々が車中で避難する場合については、その方々の対応できるような場所というのは必要になってくるのではないかというふうに思いますので、新たな防災計画を立てる中では、そういうことを組み入れていくかどうかというの、またその中で協議しながらやっていくべきだというふうには思っております。
5 番 議 員	ぜひ手引というのがあるので、参考にしっかりとお願いしたいと思います。 防災訓練についてです。 今年は町の防災訓練・秋、防災の専門家による講演会を予定ということで、座学だけということで理解で間違いないですか。
町 民 課 長	今年度、例年数回各地区での防災訓練ということでやってまいりました。今回は座学ということで、講師を呼びまして災害についての学習会というような形で今年度は計画をいたしました。国の防災センターの所長ということでございまして、能登半島等の現場を見てきた方でございますので、その辺を見た中で我が町に生かせること、各地区、孤立集落というようなことになり得ることもあると思いますので、そのような場合にどのように各地区での対応をしたほうがいいのか、また日頃からどういうものを備えていったらいいのかというようなことまでを、その中で学んでいただければということを思いまして、今回は講演というような形を取らせていただきました。
5 番 議 員	それで、今年度初めて5月には小・中学校で引渡し訓練があり、先月末には保育園でも引渡し訓練が行われましたけれども、その様子というか、どうだったか。小・中、保育園ではアンケートを取られましたけれども、小・中でもそういうのがあったのか。共有はされるのかだとか、今後どのようにお考えか。教育長、お願いします。
教 育 長	お疲れさまでございます。防災訓練引渡し訓練についてでございます。 先ほど議員さん御案内がありましたとおり、小・中学校では5月20日に両相木の小学校と連携をしまして実施をしたところでございます。小学校においては、混乱もなく、45分間程度でそれぞれの保護者の皆さんが児童の皆さんをお迎えに来て引き渡すことができたということです。

	そういう中でありますが、緊急連絡情報カード、そういう個々のカード、そういうものの様式を見直して、もうちょっと使い勝手がよい、そういう方向にしたらどうかというような反省というか、成果があったと。そして中学校は、1時間以上迎えにお見えになるのがかかったということです。これは、物理的に小さい子、弟妹、小学生を先に迎えに行き、そして中学へ向かったという関係で、時間が若干かかったんではないかということを教頭先生、分析をしたということを聞いております。 そういう中でありますが、緊急時の引渡し、それは小海中学校区の小学校4校でしっかりと調整をしまして、それぞれの教育委員会と調整をした中で行っていくと。あつてはならないということではありますが、そのような対応をしていくということでもあります。 また、保育園では8月30日に行われたということです。 そして、先ほど御案内のとおり、結果についてアンケート、そういうものによって振り返りをしているということではありますが、できることなら今後は学校と同じような日に実施をするということが一つの方策ではないかということを考えております。 そういう中でありますが、この訓練は家庭の皆さん、親御さん、その皆さんに災害の不測の事態、そういうときには子供さんを迎えに来てほしい、そういうことを意識づける、そういう観点でも実施を行っているという背景がございます。 先ほど、役場の職員、公務員、災害時はそれぞれの部署へ配属して、迎えが難しいじゃないかなというような議員さんからの言葉もありました。地方公務員法、全体の奉仕者として、公僕として頑張るんだということが記されております。そういう中でありますが、やはり人命が一番大切であります。それぞれが担当部署で調整をし合って、そして家族の安全を確保して公務に当たる、それが第一ではないかということを感じております。いずれにしても、このような引渡し訓練、計画的に毎年実施をしていきたいということを考えております。 以上でございます。
5 番議員	引渡し訓練、これまでになかった訓練で、先ほどの目的にもありましたけれども、親御さんに不測の事態に来てほしいという観点というところで、私もいろいろお話、保護者の皆さんとしましたけれども、やっぱりやってみて、家族間でこういった場合どうするか、お迎えの後もどうするかとか、いろいろやっぱり考える機会になって、やってもらってよかったという声

	がとても多かったので、それ自体は本当によかったと思います。 やっぱり保育園・小学校・中学校それぞれにお子さんいらっしゃるご家庭もあるので、ぜひ一緒にやっていただきたいし、町の全体の訓練の中で、それも一環にしてやっていただきたいというふうに皆さんにお願いしたいと思います。 いろいろと、これはどうするんだ、ああだとか、いろいろあるんですが、ちょっと細かいことをやっている時間ありませんので、ぜひアップデートしていいものに。そして、保育園ではアンケートをしていただきましたけれども、ぜひそれ、保護者にも共有していただきたいと。保護者とももっとどうしていくかということと一緒にぜひ考えていただきたいと思います。 それで、町全体の訓練としてですが、今年は座学ということでした。毎年社協のほうで災害ボランティア講座やっていて、私も参加させていただいていますけれども、今年度も参加して、やっぱり講師の方も、今のお話聞くだけでは、もうあしたにはというか、何時間後には忘れるということをおっしゃっていました。やっぱり体を動かして何か実践をしないとイケないよということも講師の方もおっしゃっていました。 私たち行かせていただいた大槌町なんですけれども、地域住民と一緒に訓練実施することを重視しているということを強調していらっしゃいました。たくさん訓練しているんです、大槌町。紹介しますが、1つ、町全体の津波避難訓練、11月5日、世界津波の日近くの土曜。2つ目、地域住民と一緒に実施する避難所運営訓練を年3回やっている。それから、避難所になっている学校の生徒と合同で行う避難所運営訓練2か所。それから、ペット同伴避難所運営訓練、年1回。災害対策本部の運営訓練は年4回やられているということです。そして、風水害、洪水、土砂災害に対する訓練は年1回ということで、これだけやはり痛苦の経験をされたからというものもあるんですけれども、これだけの訓練を町民と一緒に、子供たちとも一緒にやっているということで、ぜひ小海でも総合センター、保育所、非常用電源ありますけれども、月1回動かす程度ではなくて、みんなで使ってみて、また地区防災マップも全地区つくったら、町全体でそれを使ってということをおっしゃっていますけれども、できたところからモデル地区みたいな感じで訓練やっていってもいいんじゃないかと思います。実践的なこういった訓練をぜひ小海でもやっていってほしいと思います。 防災教育について、ちょっとお時間が少なくなりましたが、伺いま
--	--

	す。今年社協の夏休みの子供キャンプの最初のプログラムで、防災についてということで私も参加をさせて、見させていただきました。ありがとうございました。 それで、また大槌町ですけれども、大槌に行って、大槌町震災教育研修用資料という分厚い資料を頂いて、これは教職員、職員でもやっぱり震災のこと、風化していつて忘れてしまう方もおられるという中で、しっかりと大槌は震災後マニュアルをつくってみんなで共有しているというところなんです。教育長の手にも渡っているということなので、お読みいただいていますけれども、私これを見て、やっぱり子供たちへの防災教育が本当に大事だなと。子供たちの力発揮するのが本当に大事だなと改めて思ったんですが。 帰ってきて、また改めてまた長野県県教、県の教育委員会でも学校教育における防災の手引というものを令和3年2月、改訂版全部で144ページですけれども、出しているということで、これも資料で56から62にわたってつけていただきましたけれども、細かいところをちょっと拾っていく時間もないんですけれども、こういうものがあると。この資料には出ていないんですが、手引の一番最初の初めにというところで教育長が、平成31年、学校の防災管理の手引、令和元年学校安全についてのチェックリストなどを作成・配布をしていると、そういうことがなされています。 それで、各学校においては本資料を活用して日常の授業や特別活動等で防災教育を実践し、自ら危険を予測・回避するために主体的に行動する自助の態度を育成し、また支援者となる視点からも安全で安心な社会づくりに貢献する共助・公助の精神を育成するなど、子供たちの防災意識及び防災対応能力の向上を図っていただくようお願いしますとあるんですけれども、小海の学校では一体どうなっているのか、お願いします。
教 育 長	防災教育について。県の防災教育の手引、小海町はどうかというご質問でございます。防災教育につきましては、県の手引で教育の狙い、また年齢・段階ごとの重点教育、そして防災教育の柱などが示されております。 小海町はどうかというご質問でございますが、学校の先生方、校長先生をはじめそれぞれの先生方は長野県の教職員であります。そして、どこの学校へ赴任をされても、県の教育委員会の指針により一定水準の防災教育を行っているということでございます。 そういう中でありますが、先日、小海小学校では9月5日に地震、また台風、そういう災害を想定しまして避難訓練を行いました。一時避難所が校庭、

	2次避難所が向かいの県道、そして3次避難所が土村公園という計画でございます。実施をし、土村公園まで全校が避難をしたということでもあります。避難の基本、「おはしも」押さない、走らない、しゃべらない、戻らない、この避難の基本を忠実に意識をしながら、速足の中で全校が避難をすることができたという結果でございます。 ただ、私が思うに、台風のときに土村公園まで登るかなと。今後は老健、そのようなところへ相談をしまして、その駐車場、雨がしのげる場所もありますから、そういうところへ避難をするほうが確実ではないかということを感じた次第であります。 そして、防災教育、この教育によって将来どういうことを求めるかということが一つの課題でもあります。やはりこのような教育を行いまして、人命の救助、そして災害支援、そのようなことにしっかり興味を持ち、そしてそういうところで活躍をする、そういう進路を自分で選ぶ。近場でいいますと、警察官、長野県警、そして消防、佐久広域連合消防本部、そういうところで自分が活躍をしたい、そういう教育につながれば本当にありがたいことだと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。 以上でございます。
5 番議員	今お話伺いましたが、どこに先生方赴任されても一定の教育はするということでしたが、具体的には避難訓練のことしか出てきませんでした。やはり大槌もですけれども、県の資料でも、62ですけれどもあります。すみません、これは避難所の設営ですけれども、やはり子供たち、そうやって防災教育を受ける中で地域との関わりも大切にして、ごめんなさい、大槌学園のことをご紹介しますけれども、大槌学園は義務教育学校、小中一貫です。第9学年、中学3年生で避難所としての学校設備をやると。地域と学校の結びつきを理解し、災害時に地域の一員として行動できる実践力を養う。また地域との様々な立場との関わりを通じて、自分のよさや課題や理解を深め、今後の生き方への関心を高めると。先ほど教育長、消防とか警察とかそういう話ありましたけれども、そういう枠ではなくて、こういう考え方があるということですね。 それから、時間がなくなりましたけれども、資料73、番号73からちょっとご紹介したいのは、男女共同参画地域みらいねっとというNPOがあります。これは青森で活動されているんですけれども、その団体が中学生の防災教育プログラム事例集ということで資料を出していますけれども、これ

ちょっとどこというか、見ていただくと、避難所設営を中学生たちがやっている。そういう中にジェンダーの視点も入っている。80あたりがジェンダーですけども、こういうことをやって、自分たちが何をできるのか、地域の一員として何をできるのかというのを、やっぱりしっかりと入っているようなんですね。中学生にとって、体験や講話を通して避難所における課題解決を図る気づきのツールになったことが、アンケート結果からも明らかになったと。ごめんなさい、これ83を見えていますけれども、多くの中学生の気づきのコメントが、その中で自分が何をすればいいのか提案まで書かれていたと。そして防災における女性リーダーの必要性については、事前と事後では明確に意識の変化が見られた。特に女性のほうがリアルに気づき、自分のこととして捉えることができたということで、こういう実践が必要なのではないかと思います。

また、昨年も紹介しましたがけれども、女性防災リーダー育成プログラムというのもこの団体はやっている。日赤の長野県本部も防災セミナーということでいろいろ講習やっけていただいていますけれども、このプログラムは7回、ワークショップやフォローアップも含め7回やっているということで、さっきも言いましたけれども、やっぱり話を聞くだけではもうあしたには忘れて、次の日には忘れてしまうということ。ここまでいろいろ話してきましたけれども、今本当に生活環境係が中心になっているということで、マンパワー不足、酷な話だと思います。なので、やっぱり町民の中に防災のリーダーをつくっていくと。年1回の講座だけではなくて、年1回の訓練だけではなくて、やはり連続講座やこういう育成プログラムというものを取り入れていくという、そういうのを町がサポートしてはどうかと思います。

大槌でも地域防災計画があったけれども、本当に不完全なものだったと。そして、それだけでなく職員向けに防災手帳、そして津波のシナリオというものがあったけれども、全く血肉になっていなかった。精読したり研修の機会もなく、職員一人一人自分のものになっていなかったと、今の町長さん、当時も職員でいらっしゃいましたが、反省をされています。それで、職員の皆さんにもこれが大槌町東日本大震災津波犠牲職員状況調査報告書というものが共有されているかと思うんですけども、その中でも金井群馬大大学院教授がおっしゃっています。規模が小さい自治体になればなるほど、ほかの業務を抱えている部署が防災も受け持つ形になりがち。そこが音頭を取って全庁態勢で諸施策を周知徹底するのは難しかった

	だろうと。そうした弊害を防ぐために、権限の強い防災専門職員を任命し、5年や10年などの一定期間異動なしに担当部署を運営し続ける仕組みが必要だと提言もされています。 大槌はこの後防災専門職員を配置、防災対策課4名のうち2名は私たちにご説明、お話しくださった2名だったんですが、防災専門の職員、防災士の資格を持っている方。町内でも防災士の資格、20名ほどが持っていらっしゃって、自主防災組織連絡会を年2回開催しているということでした。 本当に今のままでは防災、いろいろ見直しも進んでいるけれども、なかなか進まない。このスピードではちょっと遅いと思うので、今やはり防災に特化した係が必要ではないかと思います。防災士の資格を持って、やっぱり専門の職員が必要ではないかと思いますが、その辺の体制含め、町長、いかがでしょうか。
町 長	防災に関する多岐にわたるご参考の意見、ありがとうございます。必要なものは必要、ぜひその必要であるということを見極めながら、進めていきたいと思っています。 防災というものは、何といたしますか、もう待ったなしの状態であるというふうに思いますので、先般より大変勉強になっておりますので、参考にさせていただきたいと思っています。
5 番 議 員	参考になったと言っていましたので、いろいろ参考になるもの出ていますので、人も職員の皆さんで共有していただいて、女性の視点、いろんな障害のある方、高齢者の視点、様々な視点を大事にして、小海の防災、強化して行っていただきたいと思います。切にお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。
議 長	以上で第5番 渡邊晃子議員の質問を終わります。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	以上で今定例会の一般質問は終了いたしました。 なお、今後の予定といたしまして11日水曜日午前10時から全員協議会を行います。 これをもちまして本日は散会といたします。ご苦労さまでした。 (ときに17時43分)

令和 6 年 第 3 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 19 日」	
* 開会年月日時	令和 6 年 9 月 20 日 午後 2 時 00 分
* 閉会年月日時	令和 5 年 9 月 20 日 午後 3 時 53 分
* 開会の場所	小 海 町 議 会 議 場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	皆さんこんにちは。今日で9月定例会も最終日となりました。最近国会では自民党や立憲民主党も総裁選や代表選が行われていて、テレビや新聞の紙面で取り上げています。いずれにしろ、この選挙は国会議員によるものであり、私達にとっては直接的には選ぶことができないものであります。地方自治体の議会議員としては致し方のないところではありますが、それはそれとして何となく気になる場所でもあります。この会期中に議会としては、議会改革特別委員会でこれからの議会のあり方について幾度となく審議を重ねてきました。これらの改革の一つとして、昨日、黒澤町長に議員報酬の件について要望書を提出させていただきました。この件は町長の専決事項であり、報酬審議会での審議も気になりますが黒澤町長のご理解とご配慮をお願い致しますところでもあります。それはそれとして、何となく気になるようなレベルの話ではなく、切にお願いを申し上げる次第であります。ただ今の出席議員数は10人です。11番篠原伸男議員は欠席との連絡がありました。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。なお、議会のICT化推進の目的から議場へのタブレットの持ち込みを許可します。暑いようでしたら上着を脱いでいただいで結構です。
<u>○ 議事日程報告</u>	
議 長	本日の議事日程は、お手元に配布申し上げたとおりであります。
<u>日程第1 「諸般の報告」</u>	

議 長	日程第 1、「諸般の報告」を行います。議長としての報告は、議事日程つづりの 3 ページ 4 ページに申し上げてございますので、ご確認の程をお願いいたします。ここで総務産業常任委員長から報告があります。総務産業常任委員長、井出和人君。
総務産業 委 員 長	総務産業常任委員会から報告いたします。5 ページをお開きください。委員会調査について、下記の通り報告します。調査事件については、ワイン用ブドウの栽培の現状についてでございます。調査の結果ですが、令和 6 年 9 月 13 日総務産業委員会でワイン用ブドウ栽培圃場の視察を行いまいした。調査結果につきましては、杉尾地区および親沢地区のワイン用ブドウの生育状況について視察し、担当より説明を受けました。なお、ここにはありませんが、本年度の収穫として 200 キロ以上を見込んでいるとのお話がありました。以上でございます
議 長	次に、民生文教委員長から報告があります。民生文教委員長、鷹野文則君。
民生文教 委 員 長	はい。それでは、民生文教常任委員会より報告いたします。委員会調査について下記の通り報告します。6 ページをご覧ください。調査事件、水力発電施設と防災センターについて。2 の調査経過はご覧の通りです。3 調査結果、川上村の金峰山川発電所を視察し、管理する長野県企業局の職員より説明を受けた。川上村交流防災センターおよび川上村役場新庁舎の視察を行った。以上です。
議 長	その他報告事項のある方はお願いいたします。以上で諸般の報告を終わります。
<u>日程第 2 「行政報告」</u>	
議 長	日程第 2、「行政報告」を行います。 町長から報告がありましたら、お願いいたします。黒澤町長。
町 長	皆さん、こんにちは。9 月 2 日から本日まで、19 日間にわたる会期により令和 6 年第 3 回定例会、本当にご苦勞様でございました。行政報告を申し上げます。令和 6 年度の敬老会ですが、対象年齢につきましては、70 歳から 75 歳に引き上げまして、1 人当たりの交付額を 1,500 円から 2,000 円としました。敬老会などの行事に限らず、新規の事業や行事など、幅広く地区の高齢者事業に利用できることを目的としております。この内容につきましては春の区長会にてお知らせしております。ちなみに今年度は、7 地区において敬老会が開催されるようです。また、本年 100 歳になられた方は 3 名で、9 月 26 日から国や町からの記念品の贈呈のため、それぞれ訪問する予定です。次に、令和 6 年度一般会計補正予算第 3 号を追加議案

	として上程させていただく予定であります。追加議案を含め、本定例会にご提案しましたすべての案件につきまして、可決決定・認定賜りますようお願い申し上げます。なお、衆議院総選挙が行われるとの報道があります。選挙になった場合、その費用について専決処分により、補正予算を作成し対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。
議 長	他に行政報告がありましたらお願いします。以上で行政報告を終わります。本日、会議事件説明のため出席を求めたものは、町長・教育長・各課長・所長・会計管理者であります。なお、小平教育次長は欠席であります。
<u>○ 議案の上程</u>	
議 長	それでは順次議案を上程いたします。
<u>日程第3 「議員派遣の件」</u>	
議 長	日程第3、「議員派遣の件」を行います。事務局長に朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。お諮りいたします。 議事日程つづりの7ページ、「議員派遣の件」のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	異議なしと認めます。したがって、議事日程つづりの7ページに記載のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。
<u>日程第4 「議案第31号」</u>	
議 長	日程第4、議案第31号。特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長、井出和人くん。
(委員長報告一可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手

	をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第31号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。議案第31号を委員長報告の通り可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって、議案第31号は委員長報告の通り可決することに決定いたしました。
<u>日程第5 「議案第32号」</u>	
議 長	日程第5、議案第32号。職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長、井出和人くん。
	(委員長報告—可決と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第32号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。議案第32号を委員長報告の通り可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって、議案第32号は委員長報告の通り可決することに決定いたしました。
<u>日程第6 「議案第33号」</u>	
議 長	日程第6、議案第33号。小海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長、鷹野文則くん。

(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第33号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。議案第33号を委員長報告の通り可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって、議案第33号は委員長報告の通り可決することに決定いたしました。
<u>日程第 7 「議案第34号」</u>	
議 長	日程第 7、議案第34号。小海町医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長、鷹野文則くん。
(委員長報告—可決と決定)	
(委員会からの要望事項— 1 件)	
〈委員会からの要望事項〉 令和 6 年12月 2 日より、現行の被保険者証が発行されなくなることにより、被保険者が医療機関への受診ができなくなるのではないかと不安を持たないよう、町として不安解消のための広報等をされたい。	
議 長	ただいまの民生文教常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。黒澤町長。
町 長	お答えいたします。町といたしましては、被保険者が医療機関の受診ができなくなるのではないかと不安を解消すべく、今後、広報こうみや防災無線等により周知をしてまいります。以上です。
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。5 番渡邊晃子くん。

5 番議員	5 番渡邊晃子です。お疲れ様ですお願いいたします。私は議案第34号、小海町医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論させていただきます。委員会では、国の法令改正による施行に間に合うように、致し方ない処置だと賛成をいたしましたが、反対に代えさせていただきます。委員会でも述べました通り、そもそもマイナンバーカード自体が任意であるということは、もちろん大前提であります。改めまして、マイナ保険証の問題点、皆さんよくご存知とは思いますが、挙げておきたいと思います。マイナ保険証に関しては8月でも利用率は12.43%。87.57%の方が使っていないのは、今の保健証が十分便利だからではないのでしょうか？昨日、全国保険医団体連合会が今年5月以降に全国の7割の医療機関でマイナ保険証に関わるトラブルが起きているとの調査結果を公表しました。昨年12月の調査結果より約10%も増えています。マイナ保険証の有効切れも有効期限切れも20%もあったとのこと。5年の有効期限に気づかないまま医療機関を受診し、トラブルになるケースが今後増加することが懸念されると思います。長野県内で新たに60件のマイナンバー紐付けミスが確認されたとのこと。今月13日の河野デジタル大臣記者会見においては、昨年秋の総点検で紐付け方法が適切であると判断されて、点検対象になっていなかった自治体、あるいは事務があること情報の転記ミス、あるいは届け出のときに間違ったマイナンバーを書いているというような誤りは、人間が介在する以上存在いたしますと述べ、点検対象とならなかった自治体事務でマイナンバー紐付けミスがあることを大臣自ら認めました。現政権与党の党首選でも12月2日廃止期日を延ばすだとか健康保険証を併用だとか、無責任な議論もあるようです。現野党は当然マイナ保険証に反対をしております。 今後どうなるかわからないもの国民の不安が大きく、そして反対の声も大きいものに対して、国に言われるがままに条例改正することは、町民の命と健康を守るべき町の姿勢としてはふさわしくないと考え、反対討論いたします。以上です。
議 長	他に討論のある方はございませんか。これで討論を終わります。これから議案第34号を採決いたします。委員長報告は可決であります。議案第34号を委員長報告の通り可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手多数) × 5 番議員、6 番議員	
議 長	挙手多数と認めます。したがって、議案第34号は委員長報告の通り可決することに決定いたしました。
日程第 8 「議案第35号」	

議 長	日程第 8、議案第35号。小海町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長、鷹野文則くん。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。5 番渡邊晃子くん。
5 番議員	5 番渡邊です。私は議案第35号、小海町国民健康保険条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論をいたします。先ほどの議案第34号と同じ理由で反対とさせていただきます。また、委員会要望事項でも挙がっていましたように、たとえ、たとえ現行の保険証が廃止されても、医療は受けられることなど。また、マイナンバーカード自体は任意であることと、丁寧な町民の皆さんに安心を与える広報を重ねてお願いしたいと思います。以上です。
議 長	他に討論のある方はございませんか。これで討論を終わります。これから議案第35号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。議案第35号を委員長報告の通り可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手多数) × 5 番議員、6 番議員	
議 長	挙手多数と認めます。したがって、議案第35号は委員長報告の通り可決することに決定いたしました。
<u>日程第 9 ～ 16 「議案第 36 号～認定第 5 号」</u>	
議 長	日程第 9、議案第 36 号から日程第 16、認定第 5 号については一括して議題といたします。本案については予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。予算決算常任委員長、品田宗久くん。
(委員長報告—可決・認定と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑は全議員出席の委員会でございますので省略したいと思います。これにご異議ございませんか。
(異議なし)	

議 長	これより議案第 36 号、令和 6 年度小海町一般会計補正予算（第 2 号）についての討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。5 番、渡邊晃子くん。
5 番議員	はい、5 番渡邊晃子です。私は議案第 36 号、令和 6 年度補正予算第 2 号に反対の立場で討論をいたします。まず主体性を持っていただきたいという点でいくつか述べます。債務負担行為、1 号補正と合わせて、異例と思える高額なシステム改修です。600 万円もの債務負担行為を取らざるを得ない。国が進めているから仕方がないと簡単には言えないものと思います。雑入新型コロナワクチン定期接種ワクチン確保事業に対する助成事業 913 万円。国でも県でもなく基金団体からのもの。県に問い合わせてもわからない。質問があつて初めて調べるというのでは、町民の健康、命を守る立場にあつてやはり主体性がないのではないのでしょうか？塵芥処理費、トラックスケール更新費用 410 万円。委員会の質疑で驚きました。クリーンセンターがいっぱいになりそうで、今後も草刈窪を使用すると、焼却炉を使うかもしれない。草刈窪がいっぱいになるからクリーンセンターへということではなかったのでしょうか？今年度当初予算でも可燃生ゴミ処理委託 3397 万円もが計上されています。バイオマス発電所も業者側から断念とのことでしたけれども、業者が断念しなかったらどうなっていたのでしょうか？ここも主体性をしっかりと持っていただきたいと思います。駅周辺運営費、そして児童館運営費。やはり駅周辺の議論をする際に、児童館運営費と口にする違和感を禁じ得ません。課を超えたプロジェクトということは理解をしておりますけれども、的埒議員も委員会で指摘されたように、やはり駅周辺のことは、駅周辺運営費を設けたわけで、そこでしっかり管理運営をするものではないのでしょうか？そもそも、改めてこの後審議をされますが、駅周辺整備に関して、昨年度 1912 万円が投じられました。そのうち長期振興計画後期計画策定準備作業、町の全体構想ランドデザイン作成の費用は 9,459,000 円。アンケートに 205 万円。ワークショップに 233 万円。これだけの費用をかけて、町民の意見を聞いたのではなかったのか。その中に当然駅に関しての質問も多くありました。それをどう生かすのか。残念ながら生かさないのか。町民に丁寧な説明はなく、駅アルルが生まれ変わりますと、チラシを全戸配布され、どんどん進んでいっています。ランドデザインと目を打っておきながら、質問がなければ説明もありませんでした。他の議員さんからも厳しい指摘がありました。小海駅前再整備検討委員会を開かれていません。これからということではありましたが、改めて小海駅前再整備検討委員会の設置要綱を見ますと、第 2 条小海駅前地域の再整備、再開発について必要な調査検討および総合調整を行うため、小海駅前再整備検討委員会を開くとあります。委員会を置くとあります。何度も検討委員会が開かれ、多くのアイデアが出されていた。それが振り出しに戻って、画期的なご意見がなかったなどと町長から言われ、今に

	至って委員会を開かず進めていってしまうとは、失礼にもほどがあるのではないのでしょうか？私からも改めて早期の検討委員会の開催を要請するとともに、駅を中心にと本気で考えているのなら、もっともっと町民を巻き込む努力をしていただきたいと思います。この間ずっと同じことを言っているように思いますけれども、主体性を持って小海町独自の施策を長期振興計画後期計画に向けてアンケートやワークショップをやったで済ますのではなく、さらに町民とともに作っていただくよう努力いただくことを切にお願いして、反対討論といたします。以上です。
議 長	他に討論のある方は、ございませんか。これで討論を終わります。これから議案第 36 号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。議案第 36 号を委員長報告のとおり可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手多数) × 5 番議員、6 番議員
議 長	挙手多数と認めます。したがって議案第 36 号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
議 長	つづいて議案第 37 号、令和 6 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 37 号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。議案第 37 号を委員長報告のとおり可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 37 号は委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
議 長	つづいて議案第 38 号、令和 6 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)についての討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 38 号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。議案第 38 号を委員長報告のとおり可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 38 号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
議 長	つづいて認定第 1 号、令和 5 年度小海町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。第 6 番的埜美香子くん。

6 番議員	6番的埜美香子です。私はこの認定第1号、令和5年度小海町一般会計歳入歳出決算認定に不認定の立場で討論をいたします。令和5年度当初予算にも反対の立場でした。馬流土地問題ではヒルサイドコーポの件で急な町営住宅建設がきっかけとなり、JA と土地交換をし、ヒルサイドコーポの件が片付けば、次の緊急性を要しない宅地造成。起債のあり方もでしたが、地元からの強い要望があるわけでもなく、計画性のないまま拙速に進めた結果、未だに宙ぶらりんの状態です。その後、地元とは協議をされているのでしょうか？伸びに伸びた村上団地造成でしたが、販売スケジュールや区画や価格など議会に諮られないまま売却収入を見込む予算でした。需要はたくさんあると、拙速に進めた結果、今に至ると思います。町長の一番の目玉政策の先ほどもありました駅周辺整備事業は、主体性がなく、計画が定まらないままデジタル田園都市構想交付金ありきの事業として進められてしまいました。駅検討委員会が一度しか、一度しか開かれない。課長を中心としたプロジェクト会議。町民の声が反映されたのか。町長の施政方針で町民の皆様の声に耳を傾け、公約である元気なまち作りのため、力強く精力的に行政を進めてまいりますと述べられていましたが、本当にそうだったか。またシルバー人材や移動販売の関係では、社協業務とやすらぎ園業務の曖昧が問題となり、それらをきっかけに社協負担で対応すべきものがなし崩しに町負担を増やしていないか。福祉の面から、社協への支援は必要だと思います。しかし、町が支援すべきは社協だけなのか。そういうことも含めて支援するのであればきちんと補助金で行うべきだと思います。佐久環境衛生組合、新組合として令和5年4月1日からスタートしたわけですが、し尿処理負担金は2年で 900 万も増えています。新施設も当初は9年からスタートさせるという話が、シミュレーションも示されないまま伸び伸びになっています。当初の話と違いすぎます。この統合のメリットは本当にあるのか疑問です。最後に集落支援事業です。これも町長の公約で、50 万から 100 万に戻して、地区の皆さんの事業に支援を広げるというものでした。決算の中で文化財補修修繕事業について問題点を指摘させていただきました。地域の活動の継続に支援することに異論はありませんが、政教分離の関係上好ましくない点は即修正しないと町民に説明がつかないのではないのでしょうか？後々他の集落からも要望があればどうするのか。悪い事例を残さないようにしていただきたいです。いろいろと述べさせていただきましたが、町長の言う公平、公正、適正を基本とした力強く精力的な行政だったか。町民の声に耳を傾けたか疑問が残ります。主体性にも欠けるのではないかと決算から見てとれます。いかん極まりないですが、不認定といたします。以上です。
議 長	他に討論のある方は、ございませんか。これで討論を終わります。これから認定第1号を採決いたします。委員長の報告は認定であります。認定第1号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手多数) × 5 番議員、6 番議員		
議 長		挙手多数と認めます。したがって認定第 1 号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
議 長		つづいて認定第 2 号、令和 5 年度小海町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)		
議 長		これで討論を終わります。これから認定第 2 号を採決いたします。委員長の報告は認定であります。認定第 2 号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)		
議 長		挙手全員と認めます。したがって認定第 2 号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
議 長		つづいて認定第 3 号、令和 5 年度小海町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)		
議 長		これで討論を終わります。これから認定第 3 号を採決いたします。委員長の報告は認定であります。認定第 3 号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)		
議 長		挙手全員と認めます。したがって認定第 3 号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
議 長		つづいて認定第 4 号、令和 5 年度小海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)		
議 長		これで討論を終わります。これから認定第 4 号を採決いたします。委員長の報告は認定であります。認定第 4 号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)		
議 長		挙手全員と認めます。したがって認定第 4 号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
議 長		つづいて認定第 5 号、令和 5 年度小海町簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから認定第5号を採決いたします。委員長の報告は認定であります。認定第5号を委員長報告のとおり認定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。 ここで3時10分まで休憩いたします。 (ときに14時48分)
<u>日程第17 「陳情第5号」</u>	
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。日程第17、陳情第5号。女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情を議題とします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長、井出和人くん。
(委員長報告—継続審査と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方挙手をお願いします。 5番渡邊晃子くん。
5番議員	5番渡邊です。お願いします。県内でもまた佐久管内でもこれ採択する自治体が多くなっている。今朝の新聞報道でもお隣の佐久穂町も軽井沢も採択という報道ありましたけれども、そんな中、なぜ小海町は継続なのか。委員会でどのような議論があったかをお願いします。
総務産業 員 長	はい。それではお答えいたします。正確かどうか、あるいは完全に把握しているところがないかもしれませんが、メモあるいは聞いたお話でいたします。今の日本に本当に差別があるのかっていうのが最初の疑問です。それから日本に女性差別があることの根拠の一つに、ジェンダーギャップ指数の下位ランクを根拠にしていますが、そもそも一般国民がジェンダーギャップ指数を広く理解しているのかと言いたいのではないかという考えです。それからギャップ指数の中には、教育だとか医療だとか、政治、あるいは経済等等いっぱい入ってます。社会から差別をなくすことになんら異論はありませんが、言葉尻に惹かれて安易に選択議定書に採択するのは反対ですという意見等等です。それからもう少し政治経済の分野に女性が進出が少ないことも分析をよくするべきであろう。また、選択議定書の裁決採択により、日本社会にどのような影響があるか調査研究を深めるべきだと。この議定書が夫婦別姓制度推進や女系天皇問題の根拠として使われ

	ることが懸念される。よって、継続審査とし、研究をした方がいいのでないかと。概ねこういった意見討論がありました。以上です。
議長	他に質疑のある方は、ございませんか。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。1 番黒澤敦史くん。
1 番議員	はい、1 番黒澤敦史です。ただいま上程されました、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出につきましては、今回の議会での採択に反対し、継続審査を求める立場で討論いたします。まず言葉の定義を確認いたしますが、差別とは他よりも不当に差をつけること、他よりも不当に低く取り扱うことを言います。女性であることを理由に不当に取り扱われることと取り扱われることは決してあってはならず、社会から差別をなくしていくことは当然我々がなさなければならないことであることはいうまでもありません。女性差別をなくすということ自体には全く反対はしません。それを前提としつつ、今回継続審査を求めるのは、今回こちらの意見書は国連の選択議定書に批准することを求めている内容となっていたのです。この条約に批准することで、日本社会に良い影響をもたらすとは私は思いませんでした。誤解を恐れずに申し上げますが、今の日本に社会にある女性に対する不当な差別とはどのようなものを言うのでしょうか？条約批准により国連への個人通報制度が適用可能とされるようですが、国連の力を借りて解消しなければならないような女性差別があるのでしょうか？もしあるのだとして国連の力を借りずして、不当な差別を解消解決できないような日本社会でしょうか？陳情書では世界のジェンダーギャップ指数ランキングで日本の順位が低いことを女性の社会進出が進んでいないことの根拠としています。改めてこのジェンダーギャップ指数の算出方法を調べてみると、日本は教育、健康の面では世界でもトップクラスで、男女比差はありませんが、経済と政治の女性の社会進出が進んでないということで、合計すると順位が下にランキングされてしまうという仕組みになっています。確かに経営者と政治家に女性は少ないですが、それが女性への不当な差別でそうなってるかというのは、よくよくその理由を分析しなければいけないと思います。その分析なしに女性差別撤廃という言葉に惹かれて、安易にこの選択議定書に批准することは日本社会が長年培ってきた歴史、文化、伝統を壊してしまう重大な一つのきっかけになる可能性がないのでしょうか？女性差別がない社会を目指すことの理念には賛同しつつも、現在の日本社会に対する認識、分析をより深めること。また、国連の女性差別撤廃条約選択議定書の批准が日本社会にどのような影響を与えるのかをよくよく精査するため、小海町議会でも今後調査研究を深める必要があると考えます。以上のことから、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書については継続審査とすることが妥当だと考えます。以上です。

議 長	他に討論のある方ございますか。6番的埜美香子くん。
6 番議員	6番的埜です。私はこの陳情第5号、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情。これには賛成をし、継続審査とすることに反対の討論をいたします。ただいま質疑の中にもありました。そして1番議員さんの方からも賛成討論ありましたが、委員会での議論の中でもただいま述べられたような、ジェンダーギャップ指数ランキングの話もありました。ジェンダーギャップ指数を示す四つの分野、今1番議員さん言われましたが、政治、経済、教育、健康。その中で政治経済の分野で特に日本は遅れているとそれが現実です。それが女性差別なのかという話がありました。そうではないんじゃないかと今もありましたが、日本には培ってきた歴史伝統文化があり、言論の自由も保障されていると、そういう議論がありました。これを議定書を批准してしまうと、選択的夫婦別姓の議論にも繋がるのではと危惧するという意見がありました。人それぞれもちろん考え方はあると思いますが、おっしゃられるように議定書を批准しないことで、選択的夫婦別姓も認められない、そういうことにも繋がっていると思います。 選択的別姓を認めない。夫婦同姓を法で強制されるのは日本だけです。日本の古い男性優位の考え方が、国際的に見ても大きく遅れている原因となっていると思います。そして、政治分野の遅れ。日本では政治家となる女性の比率が低く、その点において政治参加が遅れています。民主主義の本質は、広範な市民の意見や価値観を尊重し、意思決定に反映させることであります。日本の女性の人口の割合は 51.3%。有権者の 51.7%を占めています。にもかかわらず、議会の構成員が男性に偏っていては適切で平等な議論がされるとは言い難いです。これでは女性の立場が意見と政策に反映することも難しくなるのではないのでしょうか？女性の権利が、権利が当たり前保障されていないのが現状です。陳情にもありますように、選択議定書の批准は女性の人権保障、女性差別撤廃の取り組みを強化し、ジェンダー平等社会の形成を促進することに繋がるんだということを強調したいと思います。女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情に、私は賛成の立場で継続審査には反対といたします。以上です。
議 長	他に討論のある方はございませんか。これで討論を終わります。これから陳情第5号を採決いたします。委員長報告は継続審査であります。陳情第5号を委員長報告の通り継続審査と決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手多数) × 5 番議員、6 番議員
議 長	挙手多数と認めます。したがって陳情第5号は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。
<u>日程第 18 「陳情第 6 号」</u> <u>日程第 20 「発議第 4 号」</u>	

議 長	次、日程第 18 陳情第 6 号、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書および日程第 20 発議第 4 号、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書は、関連がありますので一括して議題といたします。陳情第 6 号については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長、鷹野文則くん。
(委員長報告—採択と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから陳情第 6 号を採決いたします。委員長の報告は採択であります。陳情第 6 号を委員長報告の通り決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって、陳情第 6 号は委員長報告の通り採択とすることに決定いたしました。 事務局長に発議第 4 号の朗読を求めます。
(議会事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。第 3 番篠原哲雄くん。
3 番議員	政府の責任で医療介護施設への支援を拡大し、全てのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書の提出理由を申し上げます。政府は看護師や介護職など社会基盤を支える労働者がその役割の重要性に比べて、賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し 2024 年の診療報酬、介護報酬、障害福祉報酬の改定で賃上げに特化したわけですが、評価料や加算を盛り込みました。しかし 2%程度のベースアップにとどまりました。他の産業では、5 から 10%の賃上げが実現している今年。ケア労働者の賃金水準はさらに他産業平均から大きく下回る実態となる。医療介護現場では退職者が増加し、入職者が全国的に減少している。その背景には、過酷な労働実態とそれに見合わない低賃金にあるようです。このままでは人員不足によるコロナ禍のような入院患者の受け入れができない。

	介護施設の利用ができない。医療崩壊、介護崩壊が起きる恐れがあります。こういったことを踏まえて、医療や介護現場で働く全てのケア労働者が安心して働き、また人員配置の増加に繋がるよう、政府の責任において全額公費による賃上げ、支援策をして国民が安心して医療介護を受けられることが最も望ましいことであります。以上が意見書の提出理由であります。全議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから発議第４号を採決いたします。提出者の説明の通り、発議第４号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって、発議第４号は原案の通り可決され、関係機関に提出することといたします。
<u>日程第 19 「陳情第 7 号」</u> <u>日程第 21 「発議第 5 号」</u>	
議 長	日程第 19、陳情第 7 号、刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める陳情書および日程第 21、発議第 5 号、刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書は、関連がありますので一括して議題といたします。陳情第 7 号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長、井出和人くん。
	(委員長報告—採択と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。質疑のある方挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから陳情第 7 号を採決いたします。委員長の報告は採択であります。陳情第 7 号を委員長報告の通り決定することに

	賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議長	挙手全員と認めます。したがって、陳情第7号は委員長報告の通り採択とすることに決定いたしました。 事務局長に発議第5号の朗読を求めます。
(議会事務局長朗読)	
議長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。第6番的埜美香子くん。
6番議員	6番的埜美香子です。刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書提出について、提案理由を述べさせていただきます。今回議員の皆さんに、袴田事件のDVDを視聴していただきました。本当にあれが全てであります。袴田事件では、再審法の不備のために再審開始決定が確定するまでに、事件発生から57年という年月を要しました。ボクサー崩れという偏見から逮捕され、警察の拷問まがいの取り調べで自白させられ、裁判で死刑判決が確定しましたが、その後間違った裁判をやり直す再審請求の中で、検察が隠していた証拠が開示され、有罪の根拠となっていた証拠が捏造だったことが判明し、静岡地裁は警察が証拠捏造と認め、今年3月に再審開始が決定されました。再審法の不備のために、再審開始決定が確定されるまで事件発生から実に57年、約57年という月日を年月を要したわけです。えん罪による処罰は国家による究極の人権侵害です。人間の判断の間違いを訂正し、えん罪被害者を救済するために裁判のやり直し再審制度があるわけです。しかし、あのDVDにもあったように、今の制度では検察官は被告人に有利な証拠を裁判に出さなくてもよく、裁判官は捜査機関が集めた全ての証拠を見て判断しているのではなく、被告人に有利な証拠が裁判に出されないままになっていたり、袴田事件のように捜査機関が有罪方向の証拠を捏造した疑いが持たれる事件があるわけです。袴田巖さんを信じ、支え続けてきた姉ひで子さんは47年間拘置所にいたことで、いろいろな後遺症が出てきています。それでも裁判の決着がつくことは大変嬉しい。巖の頑張りを再審法改正にしていきたいと訴えられています。袴田さんだけではありません。今もなおえん罪被害者が救済を待つ状況にあります。そしてえん罪は他人事ではないということです。いつ誰の身に起きるかわからないことです。再審法の改正で、無実の人を速やかに救うために措置を講ずるよう強く要請するものです。以上で意見書の提案理由といたします。

議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから発議第 4 号を採決いたします。提出者の説明の通り、発議第 4 号に賛成する方の挙手を求めます。
(挙手多数) × 8 番議員	
議 長	挙手多数と認めます。したがって、発議第 4 号は原案の通り可決され、関係機関に提出することといたします。
<u>日程第 22 「議案第 39 号」</u>	
議 長	日程第 22、議案第 39 号、令和 6 年度小海町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。事務局長に議案に朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。 歳入 6 ページ、31 地方交付税、款 13 分担金および負担金、6 ページ。 歳出に移ります。7 ページ、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、款 6 商工費、 項 1 商工費、款 9 教育費、項 2 小海小学校費、7 ページ。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 39 号を採決いたします。本案を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 39 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
議 長	次に各常任委員長、議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務等の調査の申し出がありました。お諮りいたします。各常任委員長、議会運営

	委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。したがって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することに決定いたしました。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	以上をもちまして本定例会に提案されました議案に対する審議は、すべて終了いたしました。これにて令和6年第3回小海町議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。 (ときに 15 時 53 分)

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

3 番 議 員

4 番 議 員